

平成 2 5 年

## 第 4 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 2 5 年 9 月 3 日

閉会：平成 2 5 年 9 月 2 5 日

柳川市議会

#### 第 4 回 柳 川 市 議 会 ( 定 例 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
9 月 3 日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
9 月 4 日	水	考 案 日	
9 月 5 日	木	本 会 議	議案質疑
9 月 6 日	金	考 案 日	
9 月 7 日	土	休 会	
9 月 8 日	日	休 会	
9 月 9 日	月	本 会 議	一 般 質 問
9 月 10 日	火	本 会 議	一 般 質 問
9 月 11 日	水	休 会	
9 月 12 日	木	委 員 会	
9 月 13 日	金	委 員 会	
9 月 14 日	土	休 会	
9 月 15 日	日	休 会	
9 月 16 日	月	休 会	
9 月 17 日	火	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 18 日	水	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 19 日	木	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 20 日	金	事務整理日	
9 月 21 日	土	休 会	
9 月 22 日	日	休 会	
9 月 23 日	月	休 会	
9 月 24 日	火	事務整理日	
9 月 25 日	水	本 会 議	採決・閉会

## 第 4 回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

### 議 案

議 案	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 48 号	平成24年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について	25. 9 .25	認 定
議 案 第 49 号	平成24年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	25. 9 .25	認 定
議 案 第 50 号	平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	25. 9 .25	認 定
議 案 第 51 号	平成24年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について	25. 9 .25	認 定
議 案 第 52 号	平成24年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について	25. 9 .25	認 定
議 案 第 53 号	平成24年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	25. 9 .25	認 定
議 案 第 54 号	平成24年度柳川市水道事業会計決算の認定について	25. 9 .25	認 定
議 案 第 55 号	平成25年度柳川市一般会計補正予算（第 2 号）について	25. 9 .25	原案可決
議 案 第 56 号	平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	25. 9 .25	原案可決
議 案 第 57 号	柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25. 9 .25	原案可決
議 案 第 58 号	人権擁護委員候補者の推薦について	25. 9 . 5	同 意
議 案 第 59 号	塩塚川上・中流域の流れを円滑にする施策に関する意見書について	25. 9 .25	原案可決
議 案 第 60 号	塩塚川上・中流域の流れを円滑にする施策に関する意見書について	25. 9 .25	原案可決

議案 第61号	工事請負契約の締結について	25.9.25	原案可決
議案 第62号	柳川市議会議員定数条例の制定について	25.9.25	原案可決

報 告

	案 件	議 決 日	結 果
報 告 第 6 号	平成24年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	25.9.3	報 告

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請 願 第 13 号	有明校区学童保育設置に関する請願	25.9.25	採 択
請 願 第14号の1	塩塚川上・中流域の流れを円滑にする施策に関する請願書	25.9.25	採 択
請 願 第14号の2	塩塚川上・中流域の流れを円滑にする施策に関する請願書	25.9.25	採 択

そ の 他

	柳川市農業委員会委員の推薦について	25.9.3	推 薦
--	-------------------	--------	-----

# 柳川市議会第4回定例会会議録

平成25年9月3日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	三小田	一美	2番	荒巻	英樹
3番	熊井	三千代	4番	白谷	義隆
5番	梅崎	昭彦	6番	近藤	末治
7番	立花	純	8番	河村	好浩
9番	荒木	憲	10番	高田	千壽輝
11番	諸藤	哲男	12番	太田	武文
13番	吉田	勝也	14番	山田	奉文
15番	矢ヶ部	広巳	16番	緒方	寿光
17番	古賀	澄雄	18番	藤丸	正勝
19番	田中	雅美	20番	島添	勝
21番	樽見	哲也	22番	伊藤	法博
23番	梅崎	和弘	24番	浦	博宣

## 2.欠席議員

なし



- 議案第49号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 議案第50号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 議案第51号 平成24年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 議案第52号 平成24年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算  
の認定について
- 議案第53号 平成24年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 議案第54号 平成24年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 日程(4) 議案第55号 平成25年度柳川市一般会計補正予算(第2号)について
- 議案第56号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
について
- 日程(5) 議案第57号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について
- 日程(6) 議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程(7) 報告について
- 1 報告第6号 平成24年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不  
足比率の報告について
- 日程(8) 請願について
- 1 請願第13号 有明校区学童保育設置に関する請願
- 2 請願第14号の1 塩塚川上・中流域の流れを円滑にする施策に関する請願書
- 3 請願第14号の2 塩塚川上・中流域の流れを円滑にする施策に関する請願書
- 日程(9) 柳川市農業委員会委員の推薦について

午前10時 開会

議長(浦 博宣君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成25年第4回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されてい

ますので、御報告いたします。

次に、市長の行政報告を願います。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。けさは秋らしい気温でございましたけれども、台風17号が東シナ海を北上してきているということで大変心配をいたしております。

本日は、平成25年第4回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用中のところ御参集いただき、まことにありがとうございます。

議長のお許しを得ましたので、議事に先立ちまして、6月定例会以降の重立った事柄について、御報告させていただきます。

まず初めに、広域で構成する協議会や期成会等について御報告いたします。

私が会長を務めております福岡県海岸協会、福岡県有明海漁業振興対策協議会、有明海高潮対策促進期成同盟会、主要地方道大牟田川副線バイパス建設促進期成会、西鉄天神大牟田線久留米 - 大牟田間複線化促進期成会など、8つの総会と福岡県市町村福祉協会役員会を開催いたしました。

中でも、8月5日に開催いたしました福岡県有明海漁業振興対策協議会では、「ノリの輸入枠（IQ枠）の堅持」と「原料の原産地表示」を求める意見等が出され、秋の要望行動におきまして、県に対し強く要望していくこととなりました。

また、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会、有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会、国道443号道路整備促進期成会、主要地方道久留米柳川線道路整備促進期成会、矢部川改修期成同盟会など、8つの総会並びに福岡県道路協会、県営かんがい排水事業筑後東部地区推進連絡会の理事会に出席し、それぞれ国・県の事務所等から関連する事業の説明を受けるとともに事業運営についての意見交換を行いました。

続きまして、国・県等に対する要望活動について御報告いたします。

まず、7月29日には、有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会で、福岡県と県議会、九州地方整備局に対し、また翌日の30日には、国土交通省と地元選出の国会議員に対し、十分な予算措置と徳益インターチェンジから大川中央インターチェンジ間の自動車専用道路化等、事業促進のための要望と意見交換を行ってまいりました。

現在、市内の徳益インターチェンジから柳川西インターチェンジまでの4.5キロメートルの工事が進められており、平成29年度に完成予定であります。

また、同30日には、福岡県土地改良事業団体連合会と福岡県農業農村整備事業推進対策委員会に関係国会議員に対し、そして翌日の31日には、林農林水産大臣並びに同省幹部に対し、「福岡県の農業農村整備関連予算の確保」等について要望活動を行いました。

さらに、同31日には、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会と福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会との合同で、農林水産大臣を初め同省幹部並びに関係国会議員に対



し、「平成26年度予算の確保及び関連施策の充実」等について政策提案と意見交換を行いました。中でも、「クリークの法面崩壊対策と農業用水の安定確保」の要望を強く行ったところでございます。

また、8月27日には、私が会長を務めております西鉄天神大牟田線久留米 - 大牟田間複線化促進期成会において、福岡県と県議会、西鉄本社に対し、「単線区間約16.1キロメートルについて全区間の複線化早期実現」の要望を行ってまいりました。

次に、市政の近況について御報告いたします。

まず初めに、柳川市有明海対策実行委員会総会、柳川市「有明花の里」実行委員会、柳川山門レタス産地協議会第42回レタス生産者大会、柳川市観光大使実行委員会を開催いたしました。

中でも、8月22日に開催いたしました観光大使実行委員会では、東京福岡県人会・筑後地区代表の下河秀行氏、画家の森田正人氏、俳優の江口信氏、タレントの小雪さんの4名の方を新たに本市の観光大使に任命することとなりました。いずれの4名の方々も、本市出身の方でございます。各分野で本市の認知度とイメージを向上させていただき、観光の振興に大いに寄与していただけるものと期待をいたしております。

次に、第15回「柳川ひまわり園」開園式を7月24日に開催いたしました。当日は35万本のヒマワリが見ごろを迎え、テレビや新聞等で報道され、テレビではNHKのニュースウオッチ9で、今回ライブで全国放送も行われました。期間中は県内外より多くの来園者を迎えることができ、本市の観光振興と地域活性化が図られたものと思います。地元の皆様の種まきや除草作業などの献身的な御尽力と御協力に対し、この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。

また、平成25年度少年の主張福岡県大会を8月24日に水の郷で開催いたしました。わたしの主張2013「いま中学生が訴えたいこと」と題して、県内1万290点の応募の中から選ばれた15名の中学生の代表による意見発表が行われ、全員が堂々とした非常に思いのこもったすばらしい発表ばかりでした。私たち大人が子供たちの声を真摯に受けとめるよい機会になったものと思います。

次に、8月29日に、柳川市地域特派員6名の任命式を行いました。この地域特派員は、本市ならではの人材や産業・文化・イベントなどの地域資源を取材し、柳川の魅力ある情報を発信していただくもので、特派員の皆様の活躍により、本市の魅力を一つでも多く市内外に発信していただきたいと思っております。

最後に、6年ぶりに九州に上陸するかと思われた台風15号は、8月31日午前3時ごろに長崎県五島列島沖で温帯低気圧に変わりました。そして、当地での1時間あたり最大降雨量は23ミリ、最大瞬間風速は20.4メートルを記録いたしました。本市の対応といたしましては、前日の30日に災害警戒本部を設置し、翌日の午前5時から再度災害警戒本部会議を開催し、

その後の対応に当たりました。

今回の台風15号は、本市にとりまして最悪のコース予報でしたが、幸いにして規模も小さく温帯低気圧に変わり、被害の発生は特にありませんでした。これから本格的な台風シーズンを迎えますので、台風への備えと対応を怠らず、市民の安全と防災に努めていきたいと思っております。

また、柳川の夏の風物詩となっている「有明海花火フェスタ」がこのところ大雨や台風により、延期に次ぐ延期となっております。市内外の多くの皆様が楽しみにしている花火フェスタ開催ができますよう、天候の回復を祈っているところでございます。

以上簡単でございますが、これで行政報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 議会運営委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成25年第4回柳川市議会定例会の会期日程等について、8月30日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日9月3日から9月25日までの23日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日、開会、提案理由の説明。4日は考案日。5日を議案質疑。6日は考案日。7日、8日は休日で休会。9日、10日、11日を一般質問。12日、13日を委員会。14日、15日、16日は休日で休会。17日、18日、19日を決算審査特別委員会。20日は事務整理日。21日、22日、23日は休日で休会。24日は事務整理日。25日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が、会議録署名議員の指名についてであります。

次に、日程3 議案第48号から日程6 議案第58号までの11議案の一括上程であります。

日程7が、報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

日程8が、請願についてであります。本定例会に請願2件が提出されております。請願第13号は教育民生委員会に審査を付託。請願第14号については要望事項の所管委員会が2委員会に分かれますので、会議規則第135条の3の規定により、請願第14号の1と請願第14号の2に分けて請願文書表を作成していきまして、請願第14号の1は産業経済委員会に審査を付託、

請願第14号の2は建設委員会に審査を付託といたしております。

日程9が、柳川市農業委員会委員の推薦についてであります。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が、議案質疑についてであります。

初めに、議案第48号から議案第54号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第48号は決算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第49号から議案第51号までの3議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第52号は総務委員会に審査を付託、議案第53号及び議案第54号は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第55号及び議案第56号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第55号は総務委員会に審査を付託、議案第56号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第57号を議題とし、質疑終了後、教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第58号を議題とし、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（浦 博宣君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（浦 博宣君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、5番梅崎昭彦議員、19番田中雅美議員を指名いたします。

日程第3～第6 議案第48号～議案第58号

議長（浦 博宣君）

日程3．議案第48号から日程6．議案第58号までの11議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程3から日程6までの11議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案第48号から議案第53号までの平成24年度柳川市一般会計及び特別会計歳入歳出決算については、地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の審査を経ましたので、同条

第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

まず、議案第48号 平成24年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

平成24年度は、将来にわたって市民の皆様にしかりした行政サービスが行えるよう、財政の健全化を確保しつつ、限られた財源をできるだけ有効に活用し、さまざまな課題解決に取り組んだところであります。

特に平成24年度は、7月の九州北部豪雨により本市の3分の1が冠水するという昭和28年以来の大水害に見舞われ、被災者への支援や一日も早い復旧に向け迅速な対応を行いました。

それでは、まず、決算内容を歳入から申し上げますと、市税については、16歳未満の扶養控除の廃止により個人市民税が増額となったものの、評価がえの影響などで固定資産税が大幅な減額となったことなどにより、平成23年度に比べ、140,652千円の減額となりました。

また、地方交付税については、平成23年度に比べ、164,178千円の増額となりました。

これは、普通交付税が77,943千円の減額となったものの、特別交付税が昨年7月に発生しました九州北部豪雨災害に伴う復旧費用などの算入により242,121千円の増額となったことによるものであります。

次に、繰入金については、平成23年度に比べ、434,296千円の増額となりました。

これは、柳川地域校区公民館7館改修事業や、コミュニティセンター建設事業、学校施設整備事業などに充当した各地域振興基金が増額になったことによるものであります。

次に、市債については、平成23年度に比べ、1,021,426千円の増額となりました。

これは、大和地区他光通信事業補助金190,000千円や同報系防災行政無線整備事業費101,500千円を新たに借り入れたこと、大和中学校校舎改築等事業が本格的な工事に取りかかったことにより281,000千円の増額となったことなどによるものであります。

続きまして、歳出について申し上げますと、まず、総務関係では、定住化対策として、これまでのホームページでの情報発信に加え、本市の人口構造の特徴である「若年層の転出超過」への対応として、新婚世帯への家賃補助などの支援制度を新たに設け、人口減少への対策に取り組んだほか、現在の情報化社会への対応として、大和地区を中心とした光通信の未整備地区解消に向けた取り組みを行ったところであります。

また、昨年度に引き続き、合併特例債の元利償還金に係る後年度財政負担の軽減対策として減債基金への積み立てを行いました。

次に、福祉関係では、地域で支え合う仕組みづくりの確立を目指すため、平成25年度から5年間の計画期間とする「地域福祉計画」を作成しました。

子育て支援関係では、昭代・両開の両保育園への施設整備助成による子育て支援環境の整備に取り組んだほか、両開及び中島地区に新たな学童保育所を開設するとともに、保護者や地域からの要望に応じて、全保育所において開所時間の延長を行いました。

なお、災害救助費では、九州北部豪雨によって被災された方々に対する災害見舞金の支給や災害援護資金の貸し付け、災害救助法に基づく被災者住宅の応急修理を行うなど被災者の支援に努めてまいりました。

一方、環境面においては、クリークの水質浄化対策の一環として平成21年度から3年間実施してきました小型合併処理浄化槽設置に係る本市単独の上乗せ補助について、補助金額を見直した上で継続したほか、再生エネルギー導入促進に向け、住宅用太陽光発電システムの設置に対する助成を新たに導入したところであります。

次に、産業の振興について申し上げますと、まず農業関係では、昨年度に引き続き、各種農業施設・機械整備への補助及び園芸・い業などへの支援、クリークの保全事業など、農業振興のための各種施策に取り組みました。

特に平成24年度は、7月の九州北部豪雨で被害を受けた園芸施設及び農業機械に対して、農家の財政的負担を軽減するための支援措置を行いました。

なお、地域からの要望が多いクリークの保全工事については、予算の重点的措置により事業の進捗を図りました。

水産業関係では、柳川漁協が吉富町地内に設置したノリの共同加工施設への整備助成や航路しゅんせつなどを引き続き実施したほか、老朽化した中島及び両開漁港の改修を目的とした漁港機能保全計画書を作成しました。そのほか、漁港区域内に漂着、堆積するごみを除去することにより、漁港区域内の環境衛生の保全に努めました。

観光関係では、着地型観光推進のため、3月1日から1カ月、地域住民みずから企画、実施した「水郷柳川ゆるり旅」を新たに開催したほか、観光客が情報をスムーズに収集できるように、スマートフォンを活用した観光アプリケーション「柳川旅物語」を開発し、観光情報の発信と受け入れ環境の充実を図ったところであります。

次に、商工関係では、プレミアム商品券販売事業に対する助成や中小企業の経営安定のための融資制度による支援のほか、企業立地等促進条例に基づき新規の雇用を行った企業に対し助成を行いました。

また、消費者問題対策として、平成24年4月にみやま市と共同で「柳川・みやま消費生活センター」を開設し、2名の消費生活相談員が悪質商法や多重債務等の相談に応じました。

ブランド推進事業では、柳川アンテナショップ「おいでメッセ柳川」を運営し、ブランド事業に関連した地元産品を一堂に集め、市民や観光客に販売及びPRを行ったほか、ブランド推進協議会の事業として、ブランド認定事業や「よかばんも～体験事業」などを引き続き開催いたしました。

次に、都市基盤の整備については、生活基盤道路の整備、柳川駅東部土地区画整理事業、中島地区の密集住宅市街地整備事業、塩塚川番所橋架替事業に引き続き取り組んだほか、西鉄柳川駅周辺の都市機能の充実強化を図るため、同駅東西地域を結ぶ自由通路や駅前広場の

整備に向けた取り組みを行ったところであります。

なお、地域からの要望が多い市道の維持補修費については、クリークの保全工事費と同様に予算の重点的措置により、事業の進捗を図りました。

次に、教育関係では、学力向上支援事業や市独自で特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置などにより、引き続き教育環境の向上や改善に努めたほか、郷土を愛する態度や豊かな人間性を育てることを目的とした心に響く素読集の作成、平成25年度からの学校給食共同調理場の集約化に向けた取り組みを行ったところであります。

一方、施設整備の面では、大和中学校校舎改築等事業について、平成24年度から平成26年度までの3カ年の継続費を設定して、本格的な工事に取り組んだほか、二ツ河・垂水小学校の校舎改築につきましては、平成25年度の工事実施に向け設計業務等を行いました。

生涯学習関係では、大和・三橋地域における校区コミュニティセンターの整備について、垂水校区のコミュニティセンターがことし3月にオープンし、そのほかの校区につきましても、事業の進捗に応じて設計業務や用地取得等を行ったところであります。

また、旧柳川地域の校区公民館7館の改修事業については、7館全て設計業務を行い、そのうち東宮永・両開・昭代・蒲池の4つの校区公民館について改修工事を実施いたしました。

一方、体育施設の整備では、老朽化した市民武道場の改築に向け設計業務を行ったほか、既存スポーツ施設のうち、改修計画に基づき、市民大和グラウンドの整備、市民テニスコートの砂入り人工芝への整備等を行いました。

そのほか、公民館などに一定期間共同で寝泊まりすることにより、児童に自主性や社会性を身につけさせることを目的とした通学合宿事業への助成を新たに行いました。

次に、災害復旧関係では、昨年7月の九州北部豪雨がもたらした大災害による市民生活や農漁業等への影響を最小限にとめ、一日も早い復旧を図るため、道路、水路、農地を初め、漁港や市営住宅、公園、教育施設等の復旧事業を精力的に実施してまいりました。

決算収支といたしましては、歳入総額31,797,057千円、歳出総額30,138,447千円となり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1,658,610千円となっております。この形式収支額から、繰越明許費及び事故繰越による平成25年度への繰越財源711,699千円を差し引いた実質収支額は946,911千円となっております。

次に、市債の年度末残高については、32,878,509千円となり、平成23年度と比べ352,030千円増加しましたが、普通交付税への算入額が増加したことにより、将来の市の負担額については391,490千円の減額となりました。

次に、基金の積立金残高については、12,433,250千円となり、平成23年度に比べ644,654千円増加しました。

これは、各地域振興基金等からの繰入金以上に、財政調整基金や減債基金等への積立額が

上回ったことによるものであります。

今後の財政運営に当たっては、費用対効果の検証を常に心がけ、経常経費の節減、定員管理の適正化など行財政改革の推進を図り、行財政基盤を強化していく必要があると考えております。

次に、議案第49号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額9,576,014,038円に対し、歳出総額9,470,738,213円で、歳入歳出の差引額105,275,825円の黒字となりました。

なお、平成24年度では、財政調整基金からの繰り入れは行わず、前年度からの繰越金を差し引いた単年度収支では、96,143,700円の黒字となっております。

次に、議案第50号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額888,718,438円に対し、歳出総額883,574,668円で、歳入歳出差引額は5,143,770円の黒字となりました。

次に、議案第51号 平成24年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

この特別会計の事業であります住宅新築資金等貸付制度は、同和地区の住環境を向上させることを目的に、昭和48年度から、同和対策事業特別措置法により制度化されたものであります。

平成8年度をもってこの貸付制度は終了しており、現在は、その貸付金の徴収及び起債の返済業務を行っているところであります。

平成24年度決算は、歳入総額3,888,635円に対して歳出総額638,574円となっております。

次に、議案第52号 平成24年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

平成24年度につきましては、この特別会計を活用して用地を先行取得することがなかったため、予算の執行はありませんでした。

次に、議案第53号 平成24年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額1,075,597,354円に対し、歳出総額1,026,461,288円で、歳入歳出差引額は49,136,066円の黒字となりました。

公共下水道事業につきましては、平成24年度末で、整備面積329.8ヘクタール、処理区域人口1万2,246人に対する接続人口は8,740人と、接続率71.4%となっております。

次に、議案第54号 平成24年度柳川市水道事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

本決算は、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査を経ましたので、同条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

財政面の収益的収支については、消費税込みの事業収益総額1,301,504,896円に対し、事業費用総額1,117,611,916円で、差し引き183,892,980円の利益を生じましたが、消費税抜きの当年度純利益は、172,141,632円となっております。

同収支の予算額と決算額とを比較しますと、事業収益総額では10,167,896円の収入増となり、事業費用総額で98,083,084円の不用額を生じました。

次に、資本的収支の決算額については、収入総額213,248,660円に対し、支出総額593,057,161円で、収入額が支出額に対し379,808,501円の不足となりましたが、この不足額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び建設改良積立金で補填いたしております。

また、当年度純利益と前年度繰越利益剰余金を合わせた517,235,464円を平成25年度へ繰り越しました。

続いて、議案第55号及び議案第56号の補正予算2議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第55号 平成25年度柳川市一般会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

今回、御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ992,714千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ31,546,054千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について、歳出から款を追って御説明申し上げます。

まず、2款・総務費は、552,148千円を増額補正しております。

内容としましては、減債基金及び財政調整基金への積立金や市長公用車購入費、防犯灯設置補助金等を計上しております。

なお、減債基金積立金につきましては、地方財政法第7条の規定に基づき、後年度における公債費に係る財政負担の軽減を図るため、平成24年度の決算剰余金の2分の1を積み立てるものであります。また、財政調整基金積立金につきましては、国土交通省が施工します国道208号鷹尾自歩道整備工事に伴う市有地の売却代金、移転料及び補償金のうち既存施設の撤去工事等に充当する経費以外について、今後、整備費用等の発生が想定されることから積み立てを行うものであります。

市長公用車につきまして、購入後16年半が経過し、出張先で故障等が発生するなど業務に支障が生じていることから、今回、安全性と安定性を考慮し買い換えを行うもので、購入時の減税措置や今後の維持管理に当たっての燃費等を考慮して、ハイブリッドカーを購入する予定であります。

3款・民生費は、62,653千円を増額補正しております。



内容としましては、新たに建設される小規模多機能居宅介護施設2施設の整備及び施設開設に要する備品購入等に対する補助金、並びに県の自殺対策緊急強化基金を活用して行う自殺対策の啓発費用等を計上しております。

4款・衛生費では、16,390千円を増額補正しております。

内容としましては、風疹の大流行を踏まえ、先天性風疹症候群の発生を予防するため、抗体検査で抗体価が低かった者へのワクチン等接種費用の助成金や、みやま市と共同で整備を予定しているごみ処理施設の整備計画等策定委託料などを計上しております。

6款・農林水産業費では、313,584千円を増額補正しております。

内容としましては、柳川農業協同組合が整備するアスパラガス栽培ビニールハウス施設等に対する活力ある高収益型園芸産地の育成事業補助金や、皿垣開営農組合が整備する自脱型コンバインに対する水田農業担い手機械導入支援事業費補助金のほか、両開漁港の機能保全計画に基づく棧橋式物揚場の保全工事費や中島漁港漁業団地内の加工場の増設に伴う物揚場の整備費用等を計上しております。

7款・商工費では、9,455千円を増額補正しております。

内容としましては、中小企業者等融資資金の早期完済件数の増加による信用保証料補助金及び損失補償費のほか、観光面で、今後の観光プロモーションを積極的に行う際に活用する観光ポスターの製作業務委託料、本年度が「柳川ひなまつりさげもんめぐり」が始まって20年の節目の年に当たるために実施する記念事業の特別負担金、また本市の観光に関するおもてなしの取り組みを進めるに当たっての推進母体となる「おもてなし市民会議」の設置に係る経費等を計上しております。

8款・土木費では、3,700千円を増額補正しております。

内容としましては、風水害時等において河川堤防の警戒・巡視活動や市内の被害情報を迅速に収集するための公用車購入費のほか、昨年九州北部豪雨で影響を受けました立花こいの森公園ホテル水路の整備工事費等を計上しております。

9款・消防費では、老朽化した8分団2部及び3部の2つの消防格納庫の統合に伴う用地の不動産鑑定委託料300千円を増額補正しております。

10款・教育費では、34,484千円を増額補正しております。

内容としましては、11月23日に本市で開催される第58回文部科学大臣杯全国青年弁論大会への補助金、2つの地区公民館の建設補助金、埋蔵文化財の調査費、国土交通省が施工する国道208号鷹尾自歩道整備工事に伴う大和中学校の西側フェンスや大和B & G海洋センター体育館駐車場等の撤去工事費等を計上しております。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、13款・国庫支出金で、地域の元気臨時交付金等144,150千円を増額補正しております。

14款．県支出金では、機能保全事業費等217,320千円を増額補正しております。

15款．財産収入では、国道208号鷹尾自歩道整備事業に伴う市有地の売払収入54,497千円を増額補正しております。

16款．寄付金では、ふるさと寄付金等2,142千円を増額補正しております。

17款．繰入金では、三橋地域振興基金203千円を増額補正しております。

内容としましては、二ツ河校区コミュニティセンター建設に伴い、雨水排水対策として側溝を設置するための用地購入費に活用することとしております。

18款．繰越金では、543,902千円を増額補正しております。

19款．諸収入では、国道208号鷹尾自歩道整備工事に伴う移転料及び補償金のほか、一般廃棄物処理施設整備に伴うみやま市負担金など39,420千円を増額補正しております。

20款．市債では、中島漁港漁業団地整備事業に係る地方債を増額する一方、発行可能額の確定による臨時財政対策債の減額により8,290千円の減額補正をしております。

このほか、第2表・繰越明許費では、柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備事業費、漁港機能保全事業費や中島漁港漁業団地整備事業費の3事業につきまして、翌年度への予算繰り越しを御提案しております。

第3表・地方債補正では、中島漁港漁業団地整備事業を追加する一方、臨時財政対策債で借入限度額の変更を行っております。

次に、議案第56号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入について、平成24年度柳川市国民健康保険特別会計決算に伴う剰余金の確定による繰越金を追加する一方、平成25年度における柳川市国民健康保険税本算定に伴う国民健康保険税、後期高齢者支援金負担金等の確定に伴う国庫支出金、また、額の確定した療養給付費交付金及び前期高齢者交付金等を減額しようとするものであります。

また、歳出については、額の確定した介護納付金、後期高齢者支援金等の減額、過年度国庫支出金の返還金を追加するものであります。

さらに、昨年度一般会計で緊急雇用対策事業を活用して実施していましたが特定健診未受診者対策については、本会計の保健事業費にて実施することとして計上いたしております。

なお、歳出に伴う財源の不足分を国民健康保険財政調整基金の繰り入れにより補填いたしております。

予算規模としましては、歳入歳出それぞれ142,414千円を追加し、補正後の予算総額を9,703,103千円とするものであります。

続いて、議案第57号の条例案及び議案第58号の人事案件の2議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第57号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、御説明申し上げます。

本案は、平成25年3月30日に公布されました「地方税法の一部を改正する法律」の施行により、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容を申し上げますと、地方税法の改正により、平成26年1月1日から延滞金の割合が引き下げられることに伴い、既に改正を行いました市税の例と同様に、保険料の納付に係る延滞金の割合の特例を改めるものであります。

次に、議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員であります川野トミ子氏の委員の任期が、平成25年12月31日をもって満了となるため、後任の委員候補者に武藤義治氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御認定、御決定及び御同意くださいますようお願いを申し上げます。

#### 日程第7 報告について

議長（浦 博宣君）

日程7 . 報告について。

報告第6号 平成24年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

報告第6号 平成24年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。

本件は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定した各比率について、本市監査委員の審査を経ましたので、同法の規定に基づき議会に報告するものであります。

まず、同法第3条の規定による財政の健全化比率につきましては、平成24年度の決算をもとに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの比率を算定するものでありますが、全ての比率において、国が定めた早期健全化基準を下回っております。

次に、同法第22条の規定による平成24年度決算に基づく資金不足比率につきましては、公営企業である水道事業会計、及び下水道事業特別会計のそれぞれの資金不足比率を報告するものでありますが、いずれも資金不足額がなく、国が定めた経営健全化基準を下回っております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（浦 博宣君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての御質問は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

## 日程第8 請願について

議長（浦 博宣君）

日程8．請願について。

本定例会に受理いたしました請願は2件でありましたが、議会運営委員長報告どおり、請願第14号については請願第14号の1と請願第14号の2に分けて請願文書表を作成しております。

お諮りいたします。請願第13号 有明校区学童保育設置に関する請願については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第14号の1 塩塚川上・中流域の流れを円滑にする施策に関する請願書については、産業経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本請願は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第14号の2 塩塚川上・中流域の流れを円滑にする施策に関する請願書については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本請願は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

## 日程第9 柳川市農業委員会委員の推薦について

議長（浦 博宣君）

日程9．柳川市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、11番諸藤哲男議員の除斥を求めます。

〔諸藤哲男議員退場〕

議長（浦 博宣君）

お諮りいたします。推薦の方法につきましては、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

柳川市農業委員会委員に諸藤哲男議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました諸藤哲男議員を柳川市農業委員会

委員に推薦することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、諸藤哲男議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

ここで諸藤哲男議員の除斥を解きます。

〔諸藤哲男議員入場〕

議長（浦 博宣君）

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時52分 散会

# 柳川市議会第4回定例会会議録

平成25年9月5日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	立 花 純	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	古 賀 澄 雄	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	浦 博 宣

## 2. 欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	黒	田	一	治
総	務	大	坪	正	明
会	計	武	藤	正	純
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	高	田	淳	治
建	設	野	田		彰
産	業	古	賀	廣	介
経	済	高	崎	祐	二
部	長	古	賀	輝	昭
兼	大	平	田	敬	介
和	庁	白	谷	通	孝
庁	舎	椛	島	謙	治
舎	長	島	添	守	男
消	防	樽	見	孝	則
人	事	高	巢	雄	三
秘	書	稲	又	義	輝
課	長	松	藤	敏	彦
総	務	石	橋	正	次
課	長	中	村	敬	二
企	画	成	清	博	茂
課	長	安	藤	和	彦
財	政	辻		秀	幸
課	長	松	藤	博	明
税	務				
課	長				
健	康				
づ	く				
り	課				
課	長				
福	祉				
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				
監	査				
事	務				
局	長				
監	査				
委	員				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江	崎	尚	美
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
係	長	亀	崎	公	徳				
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池
					末	勇	人		

5 . 議事日程

日程(1) 議案質疑について

- 1 議案第48号 平成24年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 2 議案第49号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 3 議案第50号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 4 議案第51号 平成24年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 5 議案第52号 平成24年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 6 議案第53号 平成24年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 議案第54号 平成24年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 8 議案第55号 平成25年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について
- 9 議案第56号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 10 議案第57号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（浦 博宣君）

日程1．議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

議案第48号 平成24年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第49号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第50号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第51号 平成24年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について



議案第52号 平成24年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第53号 平成24年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
及び議案第54号 平成24年度柳川市水道事業会計決算の認定について  
の以上7議案を一括議題といたします。

7議案についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第48号 平成24年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、議会選出監査委員である吉田勝也議員を除く23名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本案は23名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会選出監査委員である吉田勝也議員を除く23名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました23名の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第49号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第50号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第51号 平成24年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第52号 平成24年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第53号 平成24年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第54号 平成24年度柳川市水道事業会計決算の認定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第55号 平成25年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について及び議案第56号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第55号 平成25年度柳川市一般会計補正予算（第2号）については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第56号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第57号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第57号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦については人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり武藤義治氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり武藤義治氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時10分 散会

# 柳川市議会第4回定例会会議録

平成25年9月9日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	立 花 純	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	古 賀 澄 雄	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	浦 博 宣

## 2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	黒	田	一	治
総	務	大	坪	正	明
会	計	武	藤	正	純
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	高	田	淳	治
建	設	野	田		彰
産	業	古	賀	廣	介
経	済	高	崎	祐	二
部	長	古	賀	輝	昭
兼	大	平	田	敬	介
和	庁	白	谷	通	孝
庁	舎	椀	島	謙	治
舎	長	島	添	守	男
長		樽	見	孝	則
消	防	高	巢	雄	三
人	事	稲	又	義	輝
秘	書	松	藤	敏	彦
課	長	石	橋	正	次
総	務	中	村	敬	二
課	長	成	清	博	郎
企	画	安	藤	和	茂
課	長	大	淵	洋	彦
財	政	乗	富	祐	治
課	長	松	嶋	眞	一
税	務	松	尾	昭	義
課	長	安	河	一	章
健	康	目	野	稔	男
づ	く	野	田	洋	司
り	課				
課	長				
福	祉				
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
学	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				
ま	ち				
づ	く				
り	課				
課	長				
観	光				
課	長				
水	道				
課	長				
水	産				
振	興				
課	長				
廃	棄				
物	対				
策	課				
課	長				
生	活				
環	境				
課	長				
安	全				
安	心				
課	長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江	崎	尚	美
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

議会事務局次長兼議事係長 亀 崎 公 徳  
 議会事務局庶務係長 池 末 勇 人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	10番 高田 千壽輝	1. 国道208号の歩道整備について 事業計画について 2. 登記が済んでいない市有地は 数、今後どうされるか 3. 観光について 年間の観光客数(月ごとの数) 水落ちの実施時期について	市長 " "
2	2番 荒 巻 英 樹	1. 教育行政について 全国学力テスト 土曜授業 中学校の通学区域 2. 市有地の遊休地について 現状 今後の活用方法 3. 市への手紙について	教育長 市長 "
3	23番 梅崎 和 弘	1. 覆砂事業について 2. 子どもの医療費について 3. 後期高齢者医療制度について 4. 柳川市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収 猶予について 5. 市民要望 新ゴミ処理施設における生ゴミ対策は イベント時における食器類のゴミ減量について EM菌の利用方法について	市長 " " " "
4	16番 緒 方 寿 光	1. 「おもてなしの心、日本一」を実現させる政策は 2. 都市計画道路(三橋筑紫橋線の市役所から西側) の完成はいつ 3. 小・中学校の土曜授業の復活は 4. 校区公民館の改修工事のあり方 5. 里道上の違法工作物等の撤去はいつか	市長 " 教育長 市長 "

順位	質問者	質問事項	答弁者
5	3番 熊井三千代	1. 医療費適正化に向けた保険者による更なる取り組みについて 2. 学校によるアレルギー対策について 3. 特別警報等不測事態に備えた取り組みについて 4. 介護ボランティア制度導入について	市長 " " "

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員23名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に報告いたします。

9月5日の本会議において設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定いたしておりますので、報告いたします。

委員長は藤丸正勝議員、副委員長に伊藤法博議員が決定いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問について

議長（浦 博宣君）

日程1 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、10番高田千壽輝議員の発言を許します。

10番（高田千壽輝君）（登壇）

皆さんおはようございます。10番高田千壽輝です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問したいと思います。

質問の前に、2020年のオリンピック、パラリンピックは東京で開催されることが決まりまして大変、私は、さきの議会で東京支持をここの壇上で言うておりましたので、大変うれしく思っております。

では、質問をいたします。

さきの選挙で当選されました市長には、おくれればながらお祝い申し上げます。

また、6月の定例会において、市長は所信表明において、捨て石となる覚悟で市のかじ取

りをされるというお言葉をお聞きいたしまして、大いに期待する一人であります。市の隅々まで光が当たる施策をぜひ実現していただきたいと思っております。

また一方、我が家におきましては、アベノミクスの政策の円安の影響でいろんな食料品などが値上がりしており、エンゲル係数は確実に上がっております。皆様の家庭はどうでしょうか。

9月に入り、今期のノリ養殖の準備が始まり、生産者は豊作を願って作業をされております。一方、心配な点もあります。それは、皆さんも御存じのとおり、電気代が4月から10%以上値上がりし、最近の中東アジアの不穏な情勢の影響で石油製品の値上がりがとまらないようです。

ノリ乾燥に使用する重油は、ドラム缶で20千円以上今かかっております。参考までに、ドラム缶1本で、乾燥機の違いはありますが、約2,000枚から2,500枚かかっております。それで、約1枚につき1円油代がかかり、ほかにまだ乾燥することには電気代その他いろんな経費がかかっております。そこで、漁業者はかなり厳しい経営状態であります。せめて入札で高い値段がつくことを期待しておられます。

また、アベノミクスは、一部の輸出企業だけが恩恵を受けているように思われます。特に我が市は、1次産業が主体の本市にとって、農漁業の生産コストは上昇で、利益が半減するのかと心配しております。

また、来年より消費税が5%から8%に上がるようになっているようです。テレビで消費税を上げるか諮問機関が放映されてありました。その委員の顔ぶれを見ますと、あなたたちは幾ら年収をもらっていますかというようにお聞きしたい顔ぶればかりであります。本当に今現在2,000千円ちょっとの収入で生活している人たちの生活がわかっていますかと首をかしげたくになります。私の周りの人に聞いても、ほとんどは給料は上がっていない、かえって安くなったという人もいらっしゃいます。そして、国は70歳以上の医療費の窓口負担を1割から2割負担にしようとしております。高齢者のほとんどは年金暮らしの方が多く、これで生活できるのかと、悲鳴に近い声が聞こえています。

また、ノリは、ある商社の方とお話ししたら、贈答品に全国で3%にしかいかないそうです。ほとんどが業務用のため、価格が高くありません。そこで、市長を初め議場の皆様、傍聴席の皆様にぜひお願いがあります。贈答にはノリを利用していただきたいと思います。それも有明海産福岡ノリをお願いしておきます。

では、早速ですが、質問に入らせていただきます。

国道208号線の大和地区での自歩道整備事業が進められているが、事業概要をお尋ねいたします。

また、あとの質問は自席にて行いますので、議長におかれましてはお取り計らいをよろしくお願いいたします。



では、壇上の質問を終わります。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

国道208号線の歩道整備事業の概要についてお答えいたします。

現在、大和町地内で事業化して進められていますのは、北のほうから徳益地区、塩塚地区、鷹尾地区、そして中島地区の4地区でございます。

徳益地区の整備区間につきましては、大坪鉄工所事務所前から柳川自動車学校前までの区間で、延長として約280メートルでございます。

塩塚地区の整備区間は、豊原小学校前から亀崎米穀店入り口までの約480メートルでございます。

鷹尾地区は、平川ガソリンスタンド南側のクリークから、もとのパチンコ店前までの約830メートルでございます。

最後に、中島地区は、浦島橋のかけかえに伴いまして歩道を整備するもので、区間といたしましては、浦島橋から甲斐田酒店付近の3差路までで、約360メートルでございます。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

先月の総務委員会で、鷹尾地区の関係でピアス跡地、B & Gの市有地の契約がなされたという報告がっております。この自歩道の拡幅幅というか、どれくらい拡幅されるかをお尋ねいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

鷹尾地区では道路の東側に3.5メートルの歩道拡幅が計画されております。交差点では渋滞緩和のため右折レーンを設ける計画でありますので、交差点付近では約7メートルの用地買収を行っております。ただし、歩道の幅といたしましては3.5メートルということで同じでございます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

最初、私たちがこの計画を聞いたときは、大和、鷹尾、中島地区は中学校の北側から私たちが行く小浅までの区間を説明会で聞いておりました。きょう報告なされたら、そのかなり手前でとまっておりますけど、その点はどうなっておりますか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

当初この鷹尾地区におきましては、市は、議員が申されますように、国に対しヤマコ柳川工場までの約1,300メートル区間の歩道整備を要望いたしておりました。測量については全区間行っていただいておりますが、当初区間としては広範囲となり、事業期間が長期にわたる可能性があります。そこで国は、大和中学校、B & G海洋センター、ピアス跡地などが柳川市の市有地であり、建物も少なく、早期に事業着手が可能であることなど、事業効果が期

待できるといたしまして、平川ガソリンスタンド南側のクリークから元パチンコ店前までの約830メートルを当面の整備区間といたしておるところでございます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

何か今、事業効果があるとかいう御説明でしたけど、この自歩道整備の計画自体を区長さんあたりが要望される一番の点は、ここは中学生の通学道路であり、大変危険だと。50キロの制限で大型車がどんどん通って、その脇を、自歩道じゃないため普通の車道を自転車で通学しなきゃいけないと。だから、ぜひ自歩道を整備していただくようにという要望でありました。途中で切れるなら、その効果は私は半減すると思うんですよ。だから、やっぱり当初計画の、さっき言われましたヤマコ、私たちは小浅と言いますが、ヤマコ福岡工場まで区間を一気にしていただくのが本当の事業効果があるんじゃないかなと私は思っております。その点で今後ですね、今切れております旧パチンコ屋の手前からヤマコといいますか、そこまでの計画はどうなっているか、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

国は、今の事業区間において事業効果を早期に上げるために、用地買収が完了した区間については工事着手を考えているというふうに聞いております。市は、この区間のおおよそのめどがついた時点で、引き続きヤマコ柳川工場までの区間の整備を進めていただけるように国に強く要望してまいりたいというふうに思っております。

10番（高田千壽輝君）

私もあそこはよく市役所に来る道順で物件も見ております。旧パチンコ屋から小浅商事までの物件数はたしかちょっと把握している時点ではそのパチンコ屋と1軒、2軒、3軒、4筆、5筆ぐらいですよ、しかないんですよ。5筆ぐらいの交渉だったらすぐ大体これは皆さん同意をとられて区長さんたちも要望を出しているんです、地権者から。だから、本当言ったら、一気に進められるんじゃないかなと私は大変疑問に感じる場所なんです。何で国は途中で切ったかということが一番私は疑問に感じております。国が決めたことで、なかなか市は口が出せないかもしれませんが、その辺について一気にしてくださいというような要望は市はされたんですか、その辺の確認を1つ。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

パチンコ店からヤマコ柳川工場までの整備についてということでございますけれども、当初、市は、大和町区間で歩道の整備ができていない区間につきましては、全線、区長会の皆様から署名をいただきまして、国のほうに要望をしまいたところでございます。それで、事業区間といたしまして、先ほど申しましたように4区間が事業化されているところでございますけれども、それに先立ちまして、議員申されますようにヤマコ柳川工場までの同意を当初いただいておりました。しかしながら、国として延長が、先ほど申しましたように事業

効果が早急にあらわれるようにということで、現在の区間までの整備を行っていただいているところでございます。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

国の事業ということで再三市からはなかなか、国が決定したことでなかなか言えないということですけど、ある程度一気に要望していただいて、今、事業内容が説明ありましたが、これでもまだ未完成なんですよ。実際208号線に全線歩道が整備されませんね。結局、浦島橋のかけかえによって3差路まで、それから県道18号線の関係で、途中少しは歩道は広くなっておりますけど、まだその間隔までかなりの距離が残っております。実際言うて本当に208号線全線に歩道がつくことが一番理想なんですよ。これは一番の安全対策と私は思っております。その辺の関係はまだやっぱりなかなか国との協議も必要ですし、ある程度の計画はわかりますか、どうですか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

先ほども申しましたけれども、次期事業につきましては現在行っております4地区、地区地区のある程度の見通し、おおむねの見通しがついた時点で次の区間への事業に移るというふうなことでございますので、用地買収等完了し、物件等移転が終わることが目に見えてきたときに、次の区間への要望を国に対してしていきたいというふうに思っているところでございます。

10番（高田千壽輝君）

私、最初に言いましたのは、この区間は小浅まで一気に地元の説明会をしているんですよ。これが途中で切れたということは、最初の説明会を聞いている皆さん方は御存じないんですよ。きょう多分傍聴して見てある方が、あっ、途中までで、うちのところまで来んのかなという疑問は多分感じてあると思いますね。その辺の説明も一切国のほうからなされてないんですよ。地元地権者に対してもですね。私は、だから、その地権者たちが今後どうなるのかと。我々、旧パチンコ屋から小浅までの事業はどうなるんですかと。いつごろになるんですかというのが一番不安なんですよ。なぜかというと、みんな、はい、今から始めます、勝手に移転してくださいと言われても、すぐ移転できないんですよ。やっぱり移転するためには改築が必要なんですよ。その代替地を国、市が責任持ってしてくれるんだったらいいですよ。ある程度自分たちで探してくださいでしょうが、いつも。私も今の浦島橋の河川改修のとき皆さんかなりの人が移転して、移転してある人から相談受けて聞いております。みんな苦労して移転地をやっと探してあるんですよ。だから、やっぱりある程度前もって事業の説明をして、いつごろからちゃんと交渉に入りますとか、そういう計画がないと、はい、契約してください、はい、移転してくださいじゃ皆さん困りますから、その辺の計画をぴしゃっとやっぱり国から示していかないと、地権者の人はそんなにすぐ納得しませんよ。特に同

意書も出しているんだから、皆さんもうできるものと。同意書を出してやっぱりこれが何年でも時間がかかって年がたったら皆さんもうそのことを忘れて、いや、俺は反対ばんとかいう意見が出てくるんですよ。だから、こういうことは一気に進めていただくのが一番いいと思いますけど、その辺に対してやっぱり課長あたりではお答えが難しいと思いますので、市長どうでしょうか。

市長（金子健次君）

208号線の自歩道整備につきましては、長年の懸案事項でございました。そういう形で着工を進めておりますし、今、高田議員がおっしゃるような形で非常に矢部川、有明海沿岸道路が開通いたしておりますけど、やっぱり大型車両が運行しておりますし、そういう面では非常に危険な道路であるということで早急にそういう全線が、今要望しておりますような全線の自歩道の整備については極力、福岡国道事務所のほうに再度働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

なるだけ早期の事業着手をしていただきますように市挙げても要望をしていただきたいと思いますと思っております。これは要望ですから、答弁要りません。

次の質問に入りますけど、次の質問は、市が取得してある登記外、移転していない市有地があるかということですけど、あるなら何筆ぐらいあるか、お答えできますでしょうか。

水道課長（松嶋真一君）

高田議員の御質問にお答えします。

市が取得して市の名義になっていない市有地があるのかという御質問ですが、柳川市水道事業が保有いたします施設用地の中で中島水源地1筆がまだ未登記であります。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

今は水道課だけが管轄しているところに1筆あるということでしたけど、ほかの課あたりで管轄している土地は、名義が変更していない、登記がされていないということはないんでしょうか、再度お聞きします。

建設課長（中村敬二郎君）

道路についてお答えさせていただきます。

市道につきましては昭和20年代に土地改良事業として事業実施されました交換分合事業等の中には個人所有のまま処理されて、そして公道として市道認定されたものがございます。数については把握しておりませんが、何かのときに調査に入りまして、そういうことが見受けられる状況でございます。

10番（高田千壽輝君）

この道路の問題は、伊藤議員も再三、戦後の交換分合で登記が移転していない、そのままになって、ある程度問題もしているから、どうか解決策はできないかという質問を2回か3回ぐらいされたと思っておりますね。また再度聞きますけど、ほかにはないんですか。

水路課長（安藤和彦君）

水路課におきましては、水路を買収している事業につきましては、最近では国営水路、県営水路等ございますけれども、これについてはきちんと国、県のほうで名義変更はしていますので、そういうものについては可能性は少ないというふうに思っております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

何か私が聞いたら、まだ幾つもあるような感じがしたので、この質問をしたんですけど、水道課の1点ということですね。水道は、私の小さいときからあの土地は使ってあったんですよね。私が小学校のときはあそこには高い塔がありまして、先輩たちから、おまえ登ってこいとか言われて、おどされて登ったこともあります。長年これが移転できていなかったといって大変驚いておりますけど、今後どうされるんですか。このままの状態でいかれるんでしょうか。

水道課長（松嶋真一君）

今後の対応についての御質問だと思いますが、今後につきましては、地権者と協議の場を設けまして、早急に所有権移転登記が完了できるように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

所有者と早急にしないと私も例によって、河川改修でもいっぱい移転して昔の登記のまま個人名でして公共の土地が個人名の代表名でしてあったから、枝が入って、かなりの地権者の同意が要って、いまだにそれが解決してなくて大変になっているんですよね。だから、これも本当に我々小さいときからあって、もう50年以上たっていて、地権者とどうにかしたら今度は枝葉まで行っていると思うんですよね、権利が。だから、かなり大変だと思います。だから、その枝葉が枝を生まないような時点で、もうお金がかかっても仕方ないからきちんと整理していただきたいと思っておりますけど、その辺はどうでしょうか。

水道課長（松嶋真一君）

ただいま議員が申されますように、枝葉がつけばつくほど所有権移転が困難になりますので、その辺は十分肝に銘じまして早急に取りかかりたいと思います。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

水道課の土地だけのことを言いましたけど、特にまた建設課の道路もいろいろ、再三ここは俺の土地だから通るなとかいう問題があるということもお聞きしていますので、な

かなか難しい問題と思いますけど、なるだけできる限り早期に解決していただきたいと思って要望ということで要望しておきますので、よろしく願いいたします。

では、次の質問です。観光についてお聞きします。

まず最初に、年間の観光客数をお聞きしたいです。

観光課長（乗富祐治君）

御質問にお答えをさせていただきます。

直近3年間の分でお答えをさせていただきます。22年が115万9,000人でございます。23年は東日本大震災もありました関係で105万5,000人でございます。24年は回復をいたしました。そういうことで117万3,600人ということで推計をいたしております。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

23年は東日本の震災のことでやっぱり観光客が減少したというのは、あれは日本中自粛という形で、そういう旅行とかは自粛しようというムードがあったから仕方ないと思うんですけど、大体ほとんど余り推移がなくて横ばい状態ということで理解してよろしいでしょうか。

観光課長（乗富祐治君）

ここ数年間の観光客の推移でございますが、5年間を見ても、東日本大震災のあった平成23年度が先ほど申しました105万人ということで落ち込みをいたしましたけれども、ほかの年は大体115万人から117万人ぐらいで推移をいたしております。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

年間通していつも毎月多くの観光客がいらっしゃるのが理想なんですけど、どこの観光客もシーズンオフ、オンとあるんですね。それで、月ごとの去年の実績でもいいですけど、月ごとの人数をお聞きいたします。

観光課長（乗富祐治君）

月ごとのピークと落ち込んだ月のことを御説明させていただきます。

ここ数年でございますけれども、春先の雛祭りさげもんめぐり、それと中山の大藤まつりが開催をされております3月から4月がピークでございます。平成24年では4月が18万7,000人、3月が15万5,000人、逆に寒い冬場の12月と1月が落ち込みをしております。24年でございますけれども、12月が5万5,000人、それから1月が5万8,000人という状況でございます。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

ことしの3月議会がちょっと早く終わって、私ちょうど白秋生家のほうにたまたま用事があって行ったときに観光客の方とお会いして、世間話じゃないですけど、どちらから見えま

したかという話をして、それからちょっと話が弾みまして、そのときの観光客の率直な意見だったんですね。私たちは「水郷柳川」というポスターを見てここに来ましたと、何ですかと、水いっちょんなかやっかんもと、全然イメージダウンしましたよという、これは生の実際の声ですよ。ことしの3月に限ってですね。ああ、そうですねと。私たちもいつも見えとる。やっぱり柳川の観光ポスター張っているところはほとんど「柳川」と書いていないですよ。上に必ず「水郷」と書いてありますね。そして、川下りのどんこ舟が必ず載っています。だから、そういう観光客の方も城堀に水が満々として、どんこ舟が行き来しているイメージで来られたと思うんですよね。そこで、なぜこの時期に水を落とされたのか、それをお聞きしたいんですけど。

水路課長（安藤和彦君）

議員の御質問にお答えします。

この水落ちですけれども、議員御承知のとおり、城堀の水落ちは古くは藩政時代から行われております。今では柳川の風物詩として市民の間に広く認識されていると思っております。この城堀の水落ちは、城堀の護岸、樋門、樋管の修繕や清掃等の維持管理作業、また城堀の底に日光を当てることによる消毒等を目的に行う柳川の掘割を保全していく上で非常に重要な作業でございます。市では、この水落ちの期間を利用して、春の観光シーズンを前に観光客をおもてなしの心でお迎えしようと、柳川市と道守柳川ネットワークと共催という形で「柳川“堀と道”クリーンアップ大作戦」を平成21年度から実施しております。この「柳川“堀と道”クリーンアップ大作戦」には、柳川市職員はもちろん、道守柳川ネットワークを初め商工会議所、柳川商工会、柳川観光協会、川下り会社、行政機関等、市内のさまざまな団体 済みません。それに市内小・中学生も参加していただいています。それと関係行政区民、老人会、婦人会、さまざまな団体から約2,000名もの参加をいただいております。

さて、議員お尋ねのことしの水落ちの期間でございますが、毎年、前年の9月ごろに用水組合、漁業者、観光協会、観光川下り会社、市役所関係部署等の代表者が集まって外川筋水路、これは城堀のことでございますが、落水の打ち合わせ会を開催して、関係団体の合意の上で、2月中旬から2月下旬の10日間で決定をしております。

この水落ちは、大潮時の上げ潮に合わせて沖端の二丁井樋を開放することになっております。これは大潮の上げ潮に合わせることによって水落ちが海況に与える影響を最小限にしようということで、こういうことになっております。そのことから、ことしの水落ちにつきましても2月中旬から下旬の大潮の時期に合わせて水落ちすることで日程を調整してはりましたが、ことしに限って潮めぐりの関係で、2月25日から3月6日までの10日間ということになりました。この水落ちが3月にかかってしまったことにつきましては、いろいろな方面から御意見をいただいておりますので、今後につきましては、2月中に水落ちの期間を終えるということをお原則に日程の調整を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

水落ちの落とす原因とか我々柳川市の人たちは知っているんですよね。でも、こういうのは観光客は関係ないんですよ。だから、そういう理由とかは要らないですよ。ただ、関係各位と相談の上、この時期しかできなかつたというのが結果なんですよね。だから、本当言うたらやっぱりこの時期だけは避けていただきたいというのが本音なんですよね、私たちは。これはなぜかというたら、皆さんも御存じのように、先ほど言いましたポスターを見て皆さん来て、城堀のイメージとかみんなありますよね。観光客をふやすには、いかにリピーター客をふやすかというのが一つの実績があるんですよ。

今、ITなんか盛んになってパソコンでも口コミサイトというのがかなりありますよね。口コミサイトというのはすごいですよね。評判だったらすごく広がりますから、悪い評判だつてもう一気に広がります。有名なイタリアンシェフがミネラルウォーターで2千円取つたといつて口コミサイトでお客が書いたら、それに反して、安いところにしか食べに行かない客がうちに来るからそういうことを言うんだという批判が出て、そのサイトが炎上したこともあります。やっぱり柳川のそういう口コミでレストランも潰れたり観光客がふえるところもあるし、減るところもありますから、だから、やっぱりそういうことが一番大切だと思うんですよね。だから、そのためにスマホでも今度まちあるきとかいろいろしてありますけど、私はそれもちよつと疑問がありまして、スマホ限定ですよ。我々ここの議員さんたちと執行部の皆さんも何人スマホ使つてありますか。私はスマホを使つて実際見るんですよね。あのサイトを見ても、本当私も最近老眼がひどくなりまして、あのスマホの字は見えないんですよ。拡大して見て、拡大したら本当に読みにくいんですよ。だから、本当言つたらこういうアナログがやっぱりお年寄りとかには一番優しいんじゃないかなと私は思つております。やっぱりこういうことをしないと観光客はふえてきませんよ。ちよつとしたことでは。今は幾らテクノロジーの世界だからといつてスマホにすりゃいいじゃないかといつても、やっぱりスマホを使つて便利が悪いといつて今、若い人たちはスマホ離れしているんですよ。普通の携帯を今若い人たちはガラケーと言っているようですね。スマホからガラケーにかえたという人たちも多くなつております。結局そういうもっと優しいインフォメーション、お知らせをアナログでいいじゃないですか。そういうことも私は期待しております。

ここで、市長にお聞きしますけど、市長は4年前の選挙のマニフェストとして、グリーンツーリズムで農漁業を体験することによって、民泊によって観光客をふやすというようなマニフェストを出してありましたけど、残念ながら4年たつてもその形が見えておりません。また、今回選挙での公約として、観光客を150万人にふやしますという公約をうたつてありますが、具体的にどういう施策があるか、お聞きいたします。

市長（金子健次君）



一口で申せませんけれども、1つは、最初は水の問題について少し私の考え方なりを申し上げたいと思います。北原白秋のふるさと水郷柳川という形で柳川市を紹介しておりますけれども、1つは、水郷という形のイメージというのは、本当に水が透明感があって水量があって、そして年中、年を通じてどんこ舟で川下りができるというイメージが柳川市には、恐らく高田議員が言われるようなイメージでおいでになるというふうに思っております。

あとやっぱり水質の問題については、どこまできれいにできるかというのは非常に上流のほうの問題もありますけれども、そこら辺については努めて今後もまたいろんな対策を講じていかなければならないというふうに思っております。特にことしの場合には雨が降らない時期もございました。そのときについては、また導水からのことも考えましたけれども、集中的にまた雨が降りまして、逆に雨が降ることによって汚濁をします。上流が土色の泥水みたいな形になっていると。イメージが非常に損なわれているというふうに思っております。

それと今、頭を痛めているのが、下水道の放流を上流でやっていますので、窒素分が多量に流れておりますから、栄養分が逆に出水草が障害になって水位の状態が河口によっては落ちています。上流のほうの水位は上がっていますけれども、これも年に4回は水草の除去をしなければならずというふうに対策を講じておりますけど、そういう問題。

また3点目が、先ほど問題になっております10日間の冬場の時期のあの航路が占用されるということでございます。それについては就任当初、これマスコミメディアからもたたかれまして、そういうさげもんめぐりのこの時期になぜするのかと。柳川を落水をするのかということで、逆に柳川人の気持ちを訴えたいということで、気質を訴えたいということで川の掃除をやるんじゃないかと。逆に川底に入って、今、道路、水の水質クリーンアップ大作戦ということで2,000名の方が同意をしていただいて今度4年目になりますけど、これも今後は続けていきたいというふうに思っております。当初、このことについて落水があえてしなければならぬのか。10日間を1週間できないのかと。月曜日から金曜日までできないかといろんなことを調査してみますと、大潮による逆流を利用しながら落水をしているというようなことでございますし、今後の問題についてはいろんな方たちと話し合いをしなければならぬというふうに思っております。

今質問の150万人にどうやってふやしていくかということでございます。一朝一夕に私は150万人にはならないというふうに思っております。それについては、やっぱり柳川のいろんな形で1市2町が平成17年3月21日に合併をいたしました。もちろん旧柳川市にはいろんな地域資源があります。また、大和、三橋についてもあります。その原石をこれからどうやって磨いていくかということと、観光客をどうやって迎えていくかということで、おもてなしの心を日本一を目指そうじゃないかということで公約の中に上げさせていただきました。これについては私は時間がかかると思います。そして、子供たちが、幼稚園や保育園児や小学生や中学生が挨拶ができる。子供が変われば親が変わると。それとあわせて私はやっぱり

環境、きれいな柳川をイメージして帰っていただくと、そのことによってリピーターがふえてくるというふうに考えております。一朝一夕ではできないとは思いますが、市民挙げてこうしなさいじゃなくて自分みずから動き出すと、そういう情勢をどうやってつくり上げていくかというのが大きな課題ではないかというふうに思っています。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

先ほどちょっとやっぱり一気に150万人にふやすということではできない。だから、1人、2人のリピーター確保をいかに取り込んでいくか。ああ、柳川に行った、よかったかも、もう一回行こうかと。そういう方は隣近所の人を誘ってくるんですね。それによって観光客がふえます。最初、市長も言われました今度おもてなしということで、そのおもてなしについても私言いますが、オリンピック誘致のときに滝川クリステルが流暢なフランス語で、おもてなしの心が東京にあります。全世界見てもタクシードライバーのおもてなしの心は素晴らしいということを訴えてありました。そういうことで、やっぱりおもてなしについて今度企画、協働事業みたいな感じでしてありまして、そういうことは大変大切なことだと思います。

もう1点、最初、市長、下水道処理水のことを言われました。私、このニュースを見ていたら、佐賀市の下水道処理施設のことが流されていて、大変今度は迷惑施設が今は市民に大いに還元されてすごくいいですよというようなニュースがあって、何でかという、この汚泥を堆肥、肥料化することによって、一般普通のお店から買うと10キロ1千円とかする値段が10キロ10円で買えると。市民が行列をなしてその肥料を家庭菜園とかそういうのに使うとってからいっぱい買いに来ていらっしゃいました。そのときの処理水もノリの色落ちに大変栄養があるから、ノリの色落ちを防げる効果があるとかいうて、水を大変流してありましたので、本当私そういう効果があるんだったら、上流で流さんで下流で流せばまだノリのためにはよくないかなとちょっと思っておりましたので、市長がちょっと触れられましたので、その辺も少し検討していただきたいと思っておりますけど、どうでしょうか。

市長（金子健次君）

上流からの放流と話をいたしましたけど、そのテレビを私もNHKであったと思っておりますけれども、佐賀の状況は見させていただき、私も真剣になって見させていただいたんですけども、そのことについてはこれから鋭意いろんな研究をしてまいりたいというふうに思っております。今回、両開の橋本町のほうに一般廃棄物の処理施設をつくりまして、その出る廃棄物につきましてもいろんな形でそういう還元、有機肥料として出すことが可能かどうか、それも含めまして、これから近くに下水道処理施設がございますので、そのことも含めていろんな形で研究してまいりたいと。そして、その施設そのものが全国から注目されるような環境施設をつくっていきたいという考え方を持っております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

先ほども市長が言われたですね。子供が挨拶をしたり、子供の背中を見て大人が変わっていったらいいと思うんですけど、やっぱり見本になるのは大人なんです。子供は親の背中を見て育つと昔から言っているんですよ。我々大人がまず変わらなきゃ子供も変わりませんよ。だから、やっぱり大人の教育も大切ですね。我が柳川市にいかにも愛着を感じて柳川市のためにはやっぱり自分が身を賭して、市長も市民協働参画事業として何でもやっていきたいというのがいろいろありますから、そういうこともやっぱり念頭に置きながら今後のこういう観光行政だけじゃなく、ほかの施策に対してもいろんな利用をされて、大いに柳川が全国に誇れる柳川になっていただきたいと思います。私の質問は終わらせていただきます。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時54分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、2番荒巻英樹議員の発言を許します。

2番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんおはようございます。2番荒巻英樹でございます。

スポーツは力を感じる、きょうこのごろでございます。先ほど高田議員も申されましたが、昨日は我が国にとって画期的な一日でございました。7年後、2020年の夏季オリンピックとパラリンピックの開催地が東京に決定いたしました。早朝からテレビの前にくぎづけになって見ておりましたが、決定の瞬間はとても感動いたしました。テレビも特別番組が組まれ、きのうからオリンピック一色に包まれた感じです。

私は前回の東京オリンピックが開催された1964年の生まれですが、56歳を迎える年に日本でオリンピックが見られることを大変楽しみにしております。

ただし、どうせ遠い東京のことだからとか、国や東京都の話だと思ってはいけないうけです。オリンピック開催に伴って、大会期間中はもちろんのこと、今後、海外からの観光客がふえていくと思われませんが、お一人でも多くの方に本市にお越しいただくための取り組みが必要だと思います。

それから、一番の願いは、本市から東京オリンピックに出場する選手が出ることです。柔道の園田選手、バレーボールの笠間選手、卓球の渡辺選手等に続く若者がぜひ出てきてもらいたいと思います。そうならば、大変な盛り上がりになることは間違いありません。行政の

スポーツへのサポートを切に願うものであります。

また、スポーツに関して、もう1つ大きな話題があります。そうです、プロ野球、福岡ソフトバンクホークスのファーム本拠地の誘致についてであります。誘致の条件としましては、おおむね4万から6万平米、1万2,100から1万8,150坪の土地で、高速道路の最寄りインターチェンジから、おおむね20分圏内であること、鉄道の最寄り駅からの交通手段が確保できること、そして、2015年秋をめどとして竣工し、その後の数カ月間の試用期間を経た後、2016年シーズンからの本格使用が見込まれること、20年以上継続して利用可能な土地となっています。

新聞報道では、毎日とは言わないまでも、二、三日置きには新しい自治体が手を挙げています。近隣の筑後市や大牟田市を初め、現時点でも20前後の自治体が表明をしており、今月末の締め切りまでには、さらにふえていくものと思われま。

これほどのビッグチャンスですから、十分な検討をなされた上での判断かと思いますが、その中に我が柳川市が入っていないことは、とても残念であります。ぜひ筑後市や大牟田市さんに頑張ってもらい、どちらかに決まることを願うものであります。

また、おもてなしの心日本一の進捗状況はいかがでしょう。「県庁おもてなし課」という小説、そして映画がありましたが、おもてなし課というセクションは高知県庁に実存するんですね。ぜひ本市の観光課も、柳川観光おもてなし課に名称するぐらいの気持ちで取り組んでいただければと思います。

それでは、通告に従い質問に入りますが、その前に、初めての定例会に臨まれます黒田教育長に就任のお祝いを申し上げたいと思います。

本市の教育行政の執行責任者として、本市の宝である児童・生徒の輝かしい未来のために、県教育庁での経験を遺憾なく発揮していただきますよう、切にお願い申し上げます。

それでは最初に、教育問題について伺います。

1点目は、ことし、4年ぶりに全員参加で実施された全国学力テストに関してお尋ねします。

これは全国の小学校6年生と中学校3年生が対象で、実施費用が約55億円の事業となっております。テストは国語と算数または数学の2教科で、それぞれ基礎的知識を問うA問題と知識活用能力を見るB問題となっており、小学校、中学校とも4科目ずつとなっております。

文部科学省によりますと、全国学力・学習状況調査の概要、目的は次のようになっています。一つ、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。一つ、そのような取り組みを通じて、教育に関する継続的な検証、改善サイクルを確立する。一つ、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

さて、先月27日に都道府県別の結果が公表されております。小学校の4科目全てで秋田県

が1位、中学校では4科目のうち秋田県が2科目、福井県が2科目で1位となり、そのほか石川県や青森県が上位に来ております。

福岡県の場合、小学校は2科目が全国平均を上回り、1科目が同点、1科目が全国平均を下回っておりますが、非常に残念なことに、中学の場合、4科目全てが全国平均を下回っております。

また、先週末には、県教委より県内6つの教育事務所と政令市の地区別の結果が発表されておりますが、本市が属する南筑後教育事務所内の平均点は、小学校では3科目が国や県の平均点を上回り、1科目が下回っております。また、中学校のほうは、残念なことに、4科目全てが国や県の平均点を下回っております。

そこで、本市の結果はいかがだったでしょうか、御説明をお願いいたします。またあわせて、教育委員会としての所見を伺います。

それから、文部科学省は学校別に成績を公表することを現在は認めておりませんが、全国では学校別公表の動きが起きていますし、既に発表した自治体もあります。本市の見解についてお伺いいたします。

壇上からの質問は以上です。再質問及び残りの質問は自席より行いますので、よろしくお願いたします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

全国学力実態調査の本市の結果についてということでございますので、本市の結果を述べさせていただきます。

平均正答率で全国平均を100とした場合に、こういった割合であったかで述べたいと思います。

小学校は、国語Aが106.5、国語Bが98.6、算数Aが104.5、算数Bが105.3となっております。中学校は、国語Aが95.0、国語Bが93.3、数学Aが94.0、数学Bが89.6というふうになっております。

小学校については、ほとんどが全国平均を上回っており、おおむね良好となっております。中学校については、全てにおいて全国平均を下回っており、厳しい状況でございます。

調査結果の分析と、これまでの取り組み内容の検証を行い、今後、全国平均を上回るよう取り組みを行っていきたいというふうに思っています。

公表についてですけれども、今回、御説明をしたように、柳川市全体で行っておりまして、学校ごとの公表は柳川市は行っておりません。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

新聞報道等は平均点ということで出ておりますので、先ほど学校教育課長が御説明いた

いたように、全国を100とした場合というのがすぐには出ませんので、ちょっと比較できませんが、県内での位置づけとしてはどのように理解すればよろしいですか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

先ほど言いましたように、小学校については県内でも非常に良好と、県を上回っており良好という状況でございます。

中学校については、福岡県でも下回っているという状況でございます。

2番（荒巻英樹君）

それでは、先ほど御答弁の中で、いろいろ分析、検討した上で、いろいろなことに取り組んでいきたいということでしたけれども、具体的にどういったことなのか。例えば、そういった何か組織を立ち上げて取り組まれるのか、ちょっとそこら辺が、決まっていることがあれば教えてください。

学校教育課長（松藤敏彦君）

どういった取り組みはということでございますが、実際、各小学校、中学校のほうで、しっかり、まずこれまでの試験結果を分析していただいて、これまでやってきた取り組みをさらに、これでよかったのか、どうだったのかということをしっかり分析をしていただきたいというふうに思っています。それをした上で対策を練っていただきたいというふうに考えています。その対策を着実に教育委員会も、学校も実施をしていかないといけないというふうに今思っています。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

冒頭、事業費55億円ということを申し上げました。ですから、この事業のよしあしとか、そういうのを判断する立場ではもちろんありませんが、やはり実施されたからには効果を出すようにすべきだとは考えております。

それで、今、各学校ごとにいろいろとそういった対応をとということでしたけれども、先ほどの分と重なりますが、じゃ、市としてそういった学力調査の、仮称ですけども、学力調査の検討委員会とか分析検討委員会とか、そういったことを組織してやるというのは、今のところはお考えじゃないということではよろしいんでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

教育委員会といたしましては、まず、教育指導室というのが教育委員会のほうにはございます。教育指導室及び校長、教頭をメンバーといたしまして学力向上推進委員会という会議を開いて、そこで検討したいというふうに考えています。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

今おっしゃった学力向上推進委員会というのは、いろいろなことがあって、その中の一つ

として、今回の学力テストのこともいろいろと分析、検討するという理解でよろしいですね。

学校教育課長（松藤敏彦君）

議員おっしゃるとおり、先ほど言いました会議ですけれども、これについては今回の学力実態調査に絞った会議をしたいというふうに考えております。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

私としても、しゃにむに、そういった組織を立ち上げるべきだとか、立ち上げてほしいというスタンスは、もちろんございません。ただ、全国的に見ると、やっぱりそういった取り組みをされているところもございますので、もちろんお知りおきの部分も多いかと思えますけれども、いろいろと今回調べておまして、それはもう日本中調べれば何十、何百とあるんでしょうけれども、埼玉県川越市なり、静岡県三島市なり、いろいろな取り組みが出ている分をちょっと目にしましたので、一応お知らせしたいと思えます。

それでは次に、保護者に対しては、どの辺までお知らせが行くんですかね。ちょっとその辺、教えてください。

学校教育課長（松藤敏彦君）

保護者へは、それぞれの個人の成績が渡ります。全国の状況と自分の子供さんの状況を保護者にお知らせをすると、個人票を渡すというような形になっております。

2番（荒巻英樹君）

そういうこと、じゃ、あくまでも全国の中での自分の位置はわかるけれども、県内、校内での位置はわからないということでもよろしいですか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

形的には、そういった形になっております。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それでは次に、公表のことで伺います。

新聞報道等では、文科省が公表方法の再考を始めた、要は、今まではだめですよという部分ですよ。各自治体の教育委員会が学校別の成績を公表することの可否について、各自治体の判断に任せるかどうかを11月にも決めると、いろいろと新聞等で調べた中で出ていますが、実際に文科省から教育委員会のほうには、その辺の通達といいますか、どのように教育委員会のほうは理解されているというか、実際のところがどうなのか、教えていただけますか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

全国学力実態調査の公表についてですけれども、先ほど議員がおっしゃったように、一部、検討がされているという状況ではございます。

ただ、全国学力調査は、児童・生徒の学力、学習状況を把握し、分析することによって、指導の結果を検証し、教育活動や教育指導の改善、充実を図るために実施をされているものです。先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。

文部科学省は現時点では、調査結果の取り扱いに関する配慮事項ということで、本調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面にすぎないことなどを踏まえるとともに、序列化や過度の競争につながらないように、十分配慮するといったことを配慮事項として上げております。

そういったことから、現時点では柳川市では、柳川市全体の結果は公表しておりますけれども、学校ごとの公表は行っていないという状況です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

これも新聞報道ですが、各学校の校長の判断で自校のホームページに掲載したものを市教委が取りまとめて、市のホームページに掲載したという自治体もあるんですね。だから、それを云々じゃないんですけれども、そういったこともありますし、広島県福山市、大きな市ですけれども、それはもう、広島県は平成14年ぐらいから県独自のテストをやっていて、その段階から各学校ごとの結果を公表していたので、後から始まった全国学力テストのことだけを公表しないというもおかしいということで、それぞれ学校、自校のホームページに掲載されております。ただし、規模の小さい学校は除くということになっておりますけれども、全部見たわけじゃないんですけれども、福山市の幾つかの学校を見ましたけれども、非常にわかりやすい表、チャートというんですかね、そういうことになっておりましたので、ぜひ後日ごらんいただければと思います。

それで、これも教育委員会、責任者はもちろん教育長でいらっしゃいますけれども、具体的な数値、こういったものというのは、市長のほうには報告は、こういうとき行くんですか。これは別に行かなきゃいけないとか、どうなのかと、普通に、ただ疑問に思ったことです。

学校教育課長（松藤敏彦君）

今回、一般質問もあっておりますので、市長のほうには御報告は申し上げたところでございますけれども、大体、教育民生常任委員会のほうでも本市の状況については毎年御報告を申し上げておりますので、市長のほうにも、その内容は入っているところでございます。

市長（金子健次君）

今の質問の中に、市長のほうに届いているかということの質問だったと思います。

私も、マスメディアのほうで報告されまして、どの県が1番かなと思って見たら、秋田県なんですね。秋田県は毎年上位にランクをされておまして、秋田県はどうやって、そういうふうな学力が向上しているのかといったら、やっぱり、いろいろな形で書いてありまして、それも非常に興味深く読ませていただき、非常に教育予算については知事が、加配教職員も



配当しているし、いろいろな形で、本市の場合には、予算的には近隣の市と比較した場合どうだろうかということも教育委員会に尋ねてみたら、大体上回っておるということも回答を得ているところでございます、非常にその部分については報告、また今後とも、委員会とは打ち合わせしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

どこまでが可能なのかどうかという線引きは、もちろんわかりませんが、やはり今後いろいろな施策を検討なさる中で、やはり予算要求される場合には、現状の、市長にやはり現状を把握していただくというのは、それは間違いなく必要なことだと思いますので、その辺は報告を、今回、きっちりされているということですのでけれども、引き続きよろしく願いいたしたいと思います。

それでは、学力テストは以上とさせていただきます。

次に、土曜授業のことですけれども、文部科学省は来年度から小・中・高校での土曜授業を本格的に推進する方針を決めたということをお聞きしておりますけれども、本市の状況の、今後どのように、来年度以降ですかね、のお考え、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

土曜授業の本市の状況でございます。

平成24年度、昨年度は実施した学校がありませんでした。本年度は、小学校で1校、中学校が1校、それぞれ年3回実施をする予定です。

それと、今後どういうふうに考えてあるかという状況でございますけれども、土曜授業を実施する際の方針を福岡県が示しております。その中で、内容を家庭、地域との連携による行事や授業、または保護者、地域住民等への公開授業であることに限定を現在しております。さらに、実施上の留意点として、実施回数は学校週5日制の趣旨と児童・生徒の身体的負担を考慮し、月2回を上限とすること。それと、授業の実施時間は、原則として土曜日の半日単位とすること。また、現に実施されている社会教育団体、スポーツ団体等の事業、行事に配慮すること等を示しております。

そのため、本市での実施については、昨年度来、統一的な取り組みの実施は行わず、学校や地域の状況を校長が総合的に判断をし、決定することとしております。

また、土曜授業については、現在、文部科学省において、土曜授業に関する検討チームが土曜授業のあり方について検討を行っており、中間まとめが出た段階です。今後さらに検討が重ねられ、本年度秋をめどに一定の成果が出るようになっております。

国、さらには県が今後出す土曜授業のあり方を踏まえて、柳川市の小・中学校の土曜授業の実施について、教育委員会で検討してまいりたいというふうに考えております。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

もちろん、ここにいらっしゃる方々は土曜日、学校授業を受けられた方がほとんどだと思いますけれども、どっちがいい、悪いというのは、もちろん私が判断することではありませんが、やはり学力調査のときも、小6の2割がテレビやゲームとか、そういったところになっておりますし、テレビやゲームを一概に否定してはいけないと思いますけれども、この辺は山口県の山陽小野田市の報告、テレビやゲーム、1時間以内か以上かで成績が全然違う、夜9時前に寝るか寝ないか、朝食を食べるか食べないか、もろもろ、結果はお聞きしたことがありますけれども、やはりそういった土曜日の過ごし方というのは非常に大切になっていくことは間違いないことだと思っております。

それで、先ほどおっしゃいました土曜授業に関する検討ということ、文科省、されているということですが、その辺で、現時点で決まっているというか、固まっている、現時点でわかっている部分があれば、幾らか教えてください。

教育長（黒田一治君）

議員のお尋ねでございます。文科省での、いわゆる検討チーム、現在、取りまとめが行われておりますけれども、6月28日に中間まとめが出ております。

その中で、検討されました概要でございますけれども、土曜日における教育活動の理念、そして土曜授業の制度設計、こういったことが検討されております。具体的なものにつきましては、制度設計であろうと思いますが、いわゆる全国一律で土曜日に授業する、そういったもの、それではなくて、もう1つ、設置者の判断で土曜授業を実施する場合、こういった制度設計、2つを想定しておるようでございます。全国の状況を見ながら、このチームの中で今後検討されます。

具体的には、今後の内容になると思っておりますけれども、その中で、いわゆる2番目に申し上げました設置者の判断ということに関連して申し上げますと、学校教育法施行規則、この改正をし、土曜日授業がしやすくする、そういった条件づくりを考えているようでございます。結論はまだ出ておりません。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。すらすら、いろいろと御答弁が出るので、さすがだなと思ってお聞きしておりました。

それで、いずれにしても来年度から取り組みをとということで進められているでしょうから、今年度の早い時期には結論が出てくるかと思っておりますので、また、それに沿って、取り組み等、いろいろとまた検討されるかと思っておりますが、子供のいい方向に進むように、ぜひお願いしたいと思っております。

それで、この件、最後ですが、やはり土曜授業という、豊後高田市、テレビでも新聞でも拝見しましたけれども、ちょっと豊後高田市の活動、その辺で把握されている部分があれば、いや、もちろん把握されていなかったら別に結構ですけれども、教えていただければと。

学校教育課長（松藤敏彦君）

豊後高田市の関係については、私ども把握を十分できておりません。

2番（荒巻英樹君）

済みません。ちょっとこの辺は事前にはお伝えしていなかった分で申しわけないですけど、研究材料の一つになるのではないかなと思います。

それでは、3つ目の通学の問題、中学校の通学区域のことでお尋ねいたします。

小学校区ごとに中学校の指定校というのは定められているわけですが、条例で認める許可要件を満たせば指定校を変更することができるようになっておるということです。

それで、指定校以外への進学状況はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

25年度における中学校の指定学校以外への進学理由というのがございまして、柳城中学校へ、通学距離が指定校よりも近いという理由で55人、教育的配慮で2人、部活動の理由で1人、変更になっております。大和中学校へ、教育的配慮で2人、部活動の理由で1人、三橋中学校へ、特別支援学級の理由ということで1人というふうに25年度はなっております。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

条例では、変更の理由が8つほどあるかと思えますけれども、その中の通学距離のことに關してお伺いをいたします。

本市の場合は、ちゃんとしたルートを通らなきゃいけないんでしょうけれども、極論すれば、10メートルでも1メートルでも隣接校のほうが近ければ認められるという理解でよろしいでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

通学距離が近いという理由のみでございまして、議員の先ほど、1メートルという極端な話がありましたけれども、近いという理由であれば、大きな差を求めたりはしておりません。

2番（荒巻英樹君）

これに関して、やはり近隣の自治体からじゃなくて、いろいろと全国的に調べたところ、実際、何がきっかけだったかといいますと、先ほど答弁いただきましたように、柳城中学のほうに距離が近いということで55人の入学者があるということですので、中1が35人か40人か、済みません、理解してなくて、学級ですね、ですから、いずれにしても1クラス以上の生徒がふえているということで、これは合併に伴って、いろいろな事情が絡んできている

んだと思いますけれども、やはり55人という数字は少なくないというか、多い、多過ぎではないかなと思っておりますが、これに関しては教育長、いかが思われますか。

教育長（黒田一治君）

議員のお尋ねでございますけれども、本市におきましては、通学区域については規則、委員会規則でございますが、この中で規定をいたしております。先ほど議員がおっしゃいましたように、合併時の協議の中で、いろいろな議論がされて、その後、審議会のほうに諮問いたしましたして、そして答申を受けております。そういった中で決定された経緯があると聞いております。

55名が多いのか、少ないのかといいますと、ちょっと一概には申しませんが、ただ言えることは、その地域で生活していく子供たちが学区が変わる、そのことによる弊害があってはならないというように考えております。本来住んでいるその地区で、子供たちが他の学校へ行こうが、その中でしっかりと生活できるように、各地区のほうで手当てを今していただいているものと考えております。こういった点は十分配慮すべきことだろうと思っております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

非常に大切な、非常に重要な問題だと思います。これは何がベストというのではないのかもしれない。

例えば、三橋中学を考えますと、藤吉校区で一番、三橋中学から遠いのが江曲の東宮永の対米との境だと思いますが、普通に行くと三橋中学校の正門まで4.7キロです。矢加部校区は枝光ですよね、西蒲池の交差点の手前あたり、5.7キロありました。逆に東側、二ツ河校区は吉開が一番遠いと思いますが、3.7キロ。中山校区は、みやま市の境ですよね、端よりもうちょっと東のほうですけれども、4.3キロありました。垂見校区は、多分、棚町だと思いますが、3.2キロありました。東側の中山、二ツ河、垂見校区の児童は、そうやって距離でというのが選択肢として入ってこないわけですよ。

もっと言いますと、大和中学、大和干拓、大坪の一番遠いところから大和中の正門までは5キロありました。皿垣開のカントリーあたりからでも3.2キロありました。柳南中学、両開の橋本、干拓のほうですね、一番遠いところから3.8キロありました。昭代中学、昭南町の一番遠いところから3.6キロありました。

だから、これで何キロがいいのかという話ではありませんが、やはり選択肢がある方とない方があるというのは、これは事実ですので、その辺も今後いろいろと御検討いただければと、必要があるんじゃないかなと私は考えております。

近いところといいますか、例を二、三申し上げますと、大分県の日田市は、隣接校へ通学する場合は指定校への通学距離の2分の1以下であるとき、例えて言いますと、指定校まで

4キロあるとしたら、隣接校が2キロ以上あれば対象になりますが、2キロ以下はだめですよ。ごめんなさい。2キロ以下は可能ですよね。大丈夫ですよということですね。だから、3キロ、3.5キロ、ですから、1キロとか1キロ半しか違わんやったら、ちゃんと指定校へ行ってください。

次に、長崎県大村市、ここも、隣接する学校が指定校よりも著しく近く、おおむね通学距離が隣接する学校までの2倍以上。ここは日田市と表現の方法が逆になっていますが、内容は同じなんですね。ただし、きょうは関係しませんが、小学校だと3キロ以上、中学校では5キロ以上の場合のみという条件、制限がついております。

もっと言いますと、島根県松江市は、通学距離が6キロ以上ある場合のみですね。栃木県宇都宮市も、小学校は4キロ、中学校は6キロを超えた場合が、そういった隣接校へ行くことが可能だというふうになっておりますので、非常に難しい問題だと思います。

それで、あと出ていたのが、やはりそういった希望者が、距離によって希望者があっても、受け入れの学校に余裕があること。ですから、仮に35人学級とすれば、32とか33が本来だけど、2人か3人はいいですよ。ですから、クラスがふえるということは想定してないわけですね。

ですから、私はやはり、この距離に関して、本当に少しでも近ければいいというところに関しては、やはり何らかの制限といいますか、条件が必要であると思ってお尋ねしますが、いかがでしょうか。

教育部長（高崎祐二君）

先ほどの御質問にお答えしたいと思います。

先ほど教育長のほうからありました柳川市通学区域審議会というのが平成19年6月に開催をされております。これは合併後になされたという状況でありまして、こちらの通学距離が近いという理由につきましては、まず変更を許可した根拠、これはあくまで通学時の生徒の負担軽減、それと安全確保が目的ということでは、やはり先ほどの通学路の歩道整備状況や通学時の安全確保、そういうことが一番の根拠になっているというふうに聞いております。

それで、こちらの考え方につきましては、先ほど教育長も言われましたが、やはり慎重な対応が必要であろうというふうに思っております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

慎重な対応が必要というのは、私も同意見でございます。ただ、余りにも、ですから、やはり柳城中学側の、もちろん教室の受け入れのあれとかは、昔より生徒が少ないですから、問題ないとしても、本来の指定校で、やはり部活動とか、もろもろ影響がないとも限らないと思いますし、やはり同じ小学校の子供たちが、片やA中学校、片やB中学校というのも私

自身は非常に何か違和感を持っておるところでございますので、きょうはもうこれ以上のお尋ねはいたしません、やはり55人、全体が百六十数名の中の55名ということは、もう3分の1がということになりますので、決して普通じゃないという言い方はあれですけども、やはり何らかの対策は必要だと私は思っておりますので、御検討をいただければと思います。

これに関しては以上です。

続きまして、大きな項目の市有地の遊休地についてお尋ねいたします。

現状、何れ所ぐらいあって、どれぐらいの面積で、これはあくまでも、おおよそで結構ですが、隣接地から推測するおおよその固定資産税額、そういったものをお尋ねいたします。

財政課長（島添守男君）

それでは、遊休市有地の現状についてお答えいたします。

本市では、平成18年度に副市長をトップとした庁内検討委員会を設置しまして、自主財源の確保と市有財産の有効活用の観点から、利活用可能な遊休市有地を対象に、遊休市有地の利活用等方針書を策定しました。現在、この方針に基づき、市有地の売却や公有用地としての利活用を図っております。

検討対象となった遊休市有地のうち、普通財産は32件あり、したがって、これら32件の普通財産の活用経過と現状についてお答えをいたします。

利活用方針を検討した普通財産は、当初32件でしたが、後に行政財産から普通財産に切りかわったもの4件も合わせて、平成24年度までに12件の売却を行いました。また、現在、売却を進めているものが2件、利活用方針に基づき行政財産として所管がえを行ったものが5件、市が活用しているものが4件、地元貸し付けなどで利活用を行っているものが6件で、現在、遊休地と位置づけているものは7件でございます。

その遊休地には、災害避難場所として確保すべきものや、市民農園など何らかの活用が既に行われているものも含まれますので、活用のない遊休地はピアス跡地を含む3件で、その総面積は2万6,627.04平方メートルでございます。

また、これを民間などに売却した場合は、周辺地の固定資産評価額から、年間4,000千円ほどの固定資産税が歳入として見込まれるものと推計されます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それでは、実際は3件のみということですけども、その3件の今後の活用方法に関して、今いろいろとお考えになっていることがあれば、お尋ねします。

財政課長（島添守男君）

先ほど申し上げました、これら3件の未利用地につきましては、現在のところ、明確な活用方針はございませんが、鋭意検討を重ねておりまして、今後、市の事業計画などとあわせ

て有効に活用したいと、このように考えております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

ピアス以外のところ、細かく聞いていないんですけども、ピアスが2万四千幾らだと思えますので、残りの2つは、そう大きなところではないかと思いますが、もう2年、3年、売りに出されているというところもあるかと思いますが。最低落札額1円でインターネットオークションに出された自治体もありましたが、そこまではしなくても、何らかの条件を附帯して、最低何年間は住まなきゃいけない、子育て世帯向け、購入後1年、2年以内に住宅を建設すると、附帯して幾らかでも、低価格でも確実に売却すべきだと私は思いますが、いかがでしょうか。

財政課長（島添守男君）

市有財産の有効活用という観点から、そのような売却の方針も立てまして、活用できるものについては、これまでも12件売却をしておるところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ピアス跡地はちょっと別としても、早く1なりゼロなりなるように、ぜひお願いします。

それで、きょうお伝えしたいのは、やはり先ほども観光の話、水郷柳川出ておりましたが、やはり本市は環境に優しいまちとして、グリーンエネルギーへの取り組み、具体的にはメガソーラー、太陽光発電の建設を推進すべきではないかと私自身は思っておりますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

財政課長（島添守男君）

市有地の中でメガソーラーの設置が可能な遊休市有地となりますと、立地条件など検討すべきいろいろな条件もありましようけれども、先ほど申し上げましたとおり、遊休市有地の有効活用については鋭意検討を重ねておりまして、市の事業計画とあわせて有効に活用したい、そのような考えでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

きのうもピアスのところを見てきましたが、やっぱり久しぶりに見ると、草がすごく伸びていますよね。もっと言いますと、インターネット、ヤフーのマップを見ると、実はまだ給食センターは建っていませんし、野球場、グラウンドがまだきれいに残っています。ですから、七、八年以上なるんですかね。ちょっと今回気づきましたので、お話しします。

お隣のみやま市さんは、沿岸部は企業の土地でメガソーラー、有明海沿岸されていますよ

ね。九州ソーラーファーム7みやま合同発電所ということで、民間とやられています。もう1つ、住所的には高柳ですよ、大学の近くですか、で、6万6,000平米ですが、ここは1平米140円で貸されていて、要は場所の提供ですよ、事業者さんに貸されていますが、年間9,240,560円掛けの20年、ですから、180,000千円ほど。さらに、償却資産、固定資産税が、それは、済みません、正確にはわかりませんが、入ってくる形になりますので、1億円近く、さらに上乘せになるのではないかなと思います。

きょう御紹介したいのは、群馬県の太田市ですよ。積極的になさっております。市有地の工業団地にメガソーラーを設置されていて、今いろんな展開、市内のホームセンターの屋根を借りたりとかもされておりますが、1つ目は、今2つ稼働して、3つ目が建設中ですよ。1,500キロワットなんで、通常、キロ、今もう300千円は切るくらいだと思いますが、普通建設すれば450,000千円くらいですが、リース形式でされていますので、55,000千円以内で入札ということでしたが、正確な数字は聞いていませんが、総事業費から推測すると50,000千円以下だと思われま。売電額が今年の7月に開始以来、1年で1億円を超えております。ですから、年間50,000千円以上ということですよ。これは15年の契約みたいですが、ですから、最終的には15年間のトータルを考えると、リースのほうが高くなると思いますが、リスクの回避ができます。

ですから、やがて本市の場合も、普通交付税の算定がえが終わり、激変緩和期間も終えて、一本算定が来るわけですが、それに備えての打ち出の小づちになり得ると私は考えておりますが、いかがでしょうか。ですから、私は、ピアス跡地の2万五千弱、それと橋本町の土地が4万二千強ですか、厳密には土地開発公社の土地ですが、実際、市の土地ですよ。ぜひ手おくれにならないうちに取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

財政課長（島添守男君）

先ほどのお話も含めまして、市のほうでいろいろ事業計画を検討していきたいというふう考えております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

先に読めばよかったかもしれませんが、大和総研のレポートですね。再生可能エネルギー特別措置法の施行により、各地方自治体が大規模太陽光発電事業者、メガソーラーの誘致に力を入れている。今月も広島県がどこどこ、大阪府のどこどこ。で、自治体が遊休地を提供または賃貸し、事業計画や各種条件のすぐれた事業者がメガソーラー事業を実施する形式だ。自治体は、無収入であった遊休地から賃貸収入を得ることができ、さらに事業税などの税収増や地元の雇用創出につなげることができる。事業者は、比較的安価で土地を利用できる上、担保設定などのリスクのない自治体所有地を利用することで事業継続のリスク軽減になるウィン・ウインのスキームだとなっております。



いろいろ検討するということですが、これは取り組まないと損だと思えます。もったいないどころの話じゃないと思えます。やはり間違いなく、これは本市の財政に寄与するものと私は思っておりますが、いかがでしょうか。よろしければ、市長、お願いします。

市長（金子健次君）

本市の場合が77平方キロメートルという中において、民間では、ダン産業という工場がありまして、その土地に恐らく野球場が2つぐらい入るところの用地でございますけれども、現在、先日、社長のほうが、メガソーラーかどうかわかりませんが、そういうような形の分をしたいから、いろんな機材を搬入するための、非常に御近所に迷惑かけたらいけませんということで、御挨拶に参られました。工事のほうも、既に大体もう90%近く完了しております。そういうようなことで、民間ではそういうことも、本市の中に、そういうことを取り組みされているところもございます。

あと、今、財政課長が申しあげましたように、ピアス跡地の問題、またそして、両開の市の開発公社が持っている土地の問題等につきましては、いろんな形で今、使用法につきまして、利用法につきまして鋭意検討をいたしておりますので、一旦そこにメガソーラーを建設いたしますと永久に使用できないということを考えますと、十分慎重かつ迅速に対応してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

永久というのがどれぐらいか、そして、先ほど言いました太田市の場合、リース契約15年ということをしてあります。この15年以内にどうなのか、来年のことも、あしたのこともわからないかもしれませんが、できれば検討の一つにはぜひ入れていただきたいと思えますし、それほど大きくなくても、ですから、大和町の住宅、何団地跡でしたっけ。それぐらい、ですから、そんな大きくなくても、50キロワット、100キロワット単位でも、そういった自治体向けにいろいろなことをされて、取り組んでいるところもありますので、ぜひ検討の一つにしていただければと思います。

それから、済みません。3つ目の項目につきましては、ちょっと次回に回させていただきたいと思えます。

済みません。実は、先ほどひとつ、教育問題を取り上げたときに、最後、教育長にお尋ねしようと思っておりましたが、今回初めて定例会に臨まれております。今後4年間、教育長としての抱負と申しますが、ちょっとそれを最後にお聞かせいただいで、私の質問を終わりたいと思えます。

教育長（黒田一治君）

抱負ということでございますけれども、7月8日に教育長に就任をいたしました。北川前

教育長の後任として、柳川市の教育の充実、発展のために尽くしていきたいというように考えております。

具体的には、教育委員会のほうで策定しております柳川市教育施策、3つの基本方針、6つの柱、それぞれ教育施策を策定いたしております。今後、これを着実に進め、子供たちが力をつけ、夢や希望に向かって、しっかりと活動できますように、そういった教育環境等も含めて進めていきたいと考えております。

皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、簡単ですが、抱負とさせていただきます。

2番（荒巻英樹君）

力強いお言葉、ありがとうございました。ぜひ、これから4年間、よろしく願いいたします。

私の質問を以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、23番梅崎和弘議員の発言を許します。

23番（梅崎和弘君）（登壇）

皆さんこんにちは。23番、日本共産党の梅崎和弘です。

まず、第1点でございますけれども、覆砂事業についてお尋ねいたします。

この覆砂事業につきましては、昨年2月の議会におきまして矢ヶ部議員が質問をされておられます。私は平成14年3月議会において、有明海再生のための二枚貝などの対策について質問を行っております。当時は諫早湾干拓工事の問題を中心に質問を行っておるわけでございます。その当時は、干拓工事により干潟の水質浄化能力が消失し、生物の繁殖場の機能が消滅し、潮の流れ、速さ、方向や干満差を減少させている。このことが海底、海況、底質部分のヘドロ化を呼び、貧酸素水塊を発生させ、二枚貝など底生生物を死滅させており、二枚貝の死滅はプランクトンの異常繁殖、赤潮の発生を助ける結果となっている、こういうことが言われておりました。諫早湾工事、そして、覆砂事業の問題などがその当時は問題になっておったわけでございます。私は今でもその諫早湾干拓工事の問題が大きくかかわりあっているのではないかと考えております。

今回は漁民の方から出されました覆砂事業の問題点、要望についてお尋ねいたします。

まず、この事業を否定するものではないということを最初に申し添えておきます。貝や魚

をとる漁民の声が届いていない、声が届かないということを切実に訴えられました。このことにつきましては、前回の矢ヶ部議員からも強く指摘をされております。この事業は平成13年から毎年20億円、今までに220億円以上が投入されたと聞いております。

そこで、まず3点についてお尋ねをいたします。

1点目が、この事業に対して魚や貝などをとる漁業者の声は生かされたのかどうか、覆砂事業の方法は改善されたのかどうか、この実態はどうなっているのか、お尋ねいたします。

2点目は、砂をまいている場所を好む魚、また、好まない魚があり、効果がはっきりしないということですが、その場所の検討はどうされたのか。

3点目が、前回市長の答弁に有明海の貝や魚などについては有明海漁連、水産局も十分承知している、調査を急ぐ必要があるという御答弁がございましたけれども、その後どうなったのか、お尋ねいたします。

2点目が子供の医療費の問題です。

この件につきましては、平成24年3月議会で質問を行っております。子供の医療費無料化は、今から52年前、岩手県の沢内村でゼロ歳児の医療費無料化を行ったことから始まっていると言われております。この制度は、市区町村の独自制度として行われているため、財政困難などを理由として制度内容には大きな格差があります。どこに生まれ住んでも、子供はひとしく大切に育てられるべきだという、こういう考え方が大事だと思います。児童福祉法では「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と、このように規定をされております。柳川市の場合は就学前までの通院、入院と、市独自として平成23年から小学校3年までの入院に対する助成があります。前回、本市の状況は近隣市町に劣るものではないという答弁がございましたけれども、みやま市は平成24年4月から小学校3年生までの入院、通院を現物支給の助成を行っております。これに対しまして柳川市の場合は入院だけであり、通院は入っておりません。支払いも償還払いとなっております。

そこで、本市の場合もみやま市のような助成はできないものかどうか、お尋ねいたします。

3点目が後期高齢者医療制度について。

後期高齢者医療制度の実施から5年がたっております。安倍内閣は制度が定着したなどと現代版うば捨て山と言われておりますこのような制度の存続を図ろうとしております。75歳以上の人は、それまでの国保や健保から脱退させられ、後期高齢者医療制度に加入します。保険料はそれまで負担がなかった健保の被扶養者を初め、低所得者で家族に扶養されている人も含め、全ての人が徴収をされることになっております。

年金収入が月15千円以上の人は年金から天引きされます。75歳以上になると、一人一人から、収入ゼロの人からも、家族に払ってもらっている人からも保険料を徴収し、保険制度を運営するというのがこの制度の特徴であります。医療費を削るか負担を我慢するか、金のな

いは死ぬしかないのかと、このように思わせるようなうば捨て制度ではないかと思っております。

そこで、1点目としまして、市内の対象者は何人ぐらいおられますか。2点目、保険料はどうなっているか。3点目が、滞納者の人数、短期証の発行はどうなっているか、以上3点をお尋ねします。

4点目が国民健康保険の一部負担金減免及び徴収猶予について。

国民健康保険法第44条で負担金の減額、納付の免除することができるということで次のことが挙げられています。災害による死亡、障害者になり資産に大きな損害を受けたとき、農作物の不作、不漁により収入が減少したとき、または事業の廃止、失業などにより収入が著しく減少したときなどがあります。

そこで、この制度の利用状況、いわゆる減免措置の実態はどうなっているのか、お尋ねいたします。

5点目が市民要望についてであります。

1点目は、先日、全協におきまして新ごみ処理施設の候補地の発表があり、環境対策については大まかな説明がありました。生ごみ対策については、平成10年ごろから学校給食の生ごみ対策として「ふっすっと？」の皆さんが生ごみの堆肥化に取り組んでこられました。みやま市では生ごみを燃やさず、し尿、汚泥を利用したメタン発酵発電と液肥利用の方向性を決めていると聞いております。市内3行政区で生ごみのモデル事業が今月の9月から11月まで行われます。

そこで、今回の生ごみ処理施設にみやま市の取り組んでおられますこのことについてどのように生かされるのか。または、この新ごみ処理施設の供用開始まで七、八年ありますけれども、柳川市としてどのような取り組みをなされるのか、お尋ねいたします。

2点目がイベントにおけるごみ減量についてであります。

いわゆるイベントにおきましては、焼きそば、タコ焼きを初め、おいしいものがたくさんありますが、この食べ物はプラスチック容器に入っております。これらの容器を洗っておられる方たちもおられます。また、たくさんの方が帰った後にはこれらの容器が散乱しております。このようなごみをなくすために洗って繰り返し使えるリユース食器を使えば、食器類がごみになりません。手軽なレンタル容器もあり洗浄や保管の手間が省けるので、ごみ減量に取り組むことができると思います。

そこで、市が関与しているイベントは幾つぐらいありますか。また、このことについてどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

3点目がEM菌の活用について。

各公民館にEM菌が入っているタンクが据えられております。主婦の中にはどのように使ったらよいかわからない。柳川市はEM菌を無料で使われていいですねと言われた方もおら

れると聞いております。

そこで、各公民館何カ所にこのタンクが据えてあるのか。また、使用方法についてわかりやすい説明書が欲しいという要望が出ております。

以上、第1回目の質問を終わります。

水産振興課長（松尾昭義君）

梅崎議員の魚や貝などをとる漁業者の声が生かされているのか、覆砂事業の効果は改善されたのか、事業の実態はどうなっているかということでございますけれども、覆砂事業は平成12年、ノリや二枚貝の不良不作を受け、大規模な覆砂事業が実施されています。事業の目的は、赤潮の原因となるプランクトンの過度な発生の抑制や底質の改善によるアサリやサルボウガイの増殖漁場の造成、また、網やかご漁の対象魚であるクルマエビ、シバエビ、ガザミ、ウシノシタなど多くの魚介類の稚魚育成の漁場の生産能力の向上を図るために事業が実施されております。

漁業者の声が生かされているかどうかということではありますが、覆砂事業を実施しているところはノリの区画漁業権が設定されていますので、有明海漁連が漁業者の意見を聞いてから福岡県水産局に要望し、県は地元要望の事業として覆砂事業の実施が決定されております。

次に、2点目、砂をまいている場所は好む魚、好まない魚があり、効果がはっきりしないということですが、場所の検討はということでございますけれども、魚は粘質を好むもの、砂地を好むもの、いろいろいます。場所の選定に当たっては、有明海漁連や福岡県有明海水産研究所、また、県の水産局でそのような要件を十分検討した上、決定しております。昨年の覆砂事業の実施地区は、採貝業者などの意見を聞いた上で場所の変更をして実施されております。当然、今年度も漁業者の意見を聞きながら事業は実施されています。漁業者個人としてはいろんな意見があると思いますが、漁業者の代表である漁連や研究所が皆さんの意見を聞きながら、いろんな角度から検討を行い、場所の選定を行っております。

次に、3点目の前回の市長答弁に関する問題でございますけれども、有明海の漁業資源の減少は危機迫ったものがあります。特にタイラギ漁は平成23年度、24年度と不漁が続き、アサリも同様に漁獲が見込めない状況にありました。また、今年度の二枚貝の資源調査においても、昨年同様、厳しい資源状況が続いております。市といたしましては、関係市や漁協で組織する福岡県有明海漁業振興対策協議会において漁業資源の減少など有明海再生のための対策について協議を行い、国や県へ早急な対応を要請しているところでございます。

また、平成23年12月には、二枚貝のへい死の原因究明やその対策について早急に対応するよう、福岡県や有明海水産研究所へ市長名で要請をしたところであります。さらに、ことしの6月にも同様、研究所のほうへ要請を行っております。

以上です。

健康づくり課長（高巢雄三君）

梅崎議員の御質問にお答えいたします。

まず、2点目の子供医療費について、みやま市のような助成はできないものかというお尋ねについて答弁いたします。

子供の医療費助成は、福岡県では乳幼児医療助成として就学前の外来、入院について県の補助対象となっているところでありまして、これに市町村が独自に上乘せ補助することで市町村ごとに補助の対象や内容が異なるケースがふえてきています。柳川市では平成23年度から小学1年生から小学3年生までの入院について助成を拡大いたしました。みやま市は平成24年度から拡大をされているところがございます。ただ、独自に拡大する部分は県の補助対象外ということになりますし、また、近隣市町でも県の補助範囲内だけのところもあれば、入院のみ拡大のところもあります。本市では入院にかかる費用は子育て世帯の家計を圧迫し負担が大きいという判断から、入院について助成を拡大しているところです。今後は費用等も勘案しながら、柳川市においてはどのような助成内容が一番いいのかを研究してまいりたいと考えているところがございます。

それから、3点目の後期高齢者医療制度について、市内の対象者は何人か、保険料はどうなっているか、滞納者の人数、短期証の発行はどうなっているかということについてお答えいたします。

市内の対象者、いわゆる被保険者がどれくらいかということですが、本年7月現在で1万401人となっております。このうち65歳以上74歳以下で一定の障害があり、任意で加入している方が497人いらっしゃいます。

次に、保険料についてでございますが、保険料は都道府県単位で広域連合が賦課決定することになっております。現在、年額で均等割額が55,045円、均等割率（73ページで訂正）は10.88%となっております。世帯の状況や所得によって保険料を軽減する制度があり、一番低い保険料は均等割の9割軽減がかかった場合の5,500円、最高額は賦課限度となる550千円となっております。

次に、滞納者の人数、短期証の発行についてですが、後期高齢者医療は年金天引きが原則でありまして、納付書または口座振替の場合は7月から3月までの9回の納期となっております。

滞納者の人数ということですが、昨年度までの分について未納となっている方で申し上げますと102人となっております。

ちなみに、平成24年度の現年度分保険料の収納率は99.29%で、広域連合が目標としております99%を上回っているところがございます。

また、短期証についてであります。これは対象となる保険料調定額に対し30%以上の滞納がある場合に交付いたしております。柳川市では、ことし8月1日現在で有効期間6カ月の保険証を65人に交付いたしております。昨年同時期は78件でありましたので、13件減少い

たしております。

次に、4点目の国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予について。

本市における制度の利用状況はどうなっているかということですが、議員御指摘のとおり国民健康保険法第44条第1項におきまして、特別の理由があつて病院等の保険医療機関に一部負担金を支払うことが困難と認められた被保険者に対しては、一部負担金の減免や徴収猶予をできる旨が規定されております。本市におきましても震災、風水害、火災などにより重大な損害を受けた場合や、収入が著しく減少した場合等の特別な理由がある場合において、一部負担金の減免や徴収猶予を実施できるようにするため、柳川市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱を定め、平成23年12月1日から施行しております。この減免及び徴収猶予の制度につきましても、要綱制定の時点から市のホームページに掲載するなどして周知を図っております。市報やホームページ等において周知を図っております。特に昨年7月の九州北部豪雨の際には、市報やホームページ等において積極的に制度の周知を図ったところでございます。

議員からのこの制度の利用状況はどうなっているかとお尋ねでございますが、昨年は九州北部豪雨によって被災された方も多くいらっしゃいましたが、平成23年12月の施行以降、現時点までこの制度の適用を受けられた方はいらっしゃいません。

なお、九州北部豪雨災害の被災者につきましては、別途181名の方に対しまして国民健康保険税の減免を行っていることを申し添えておきたいと思っております。

以上でございます。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

みやま市と共同で建設を計画しております新ごみ処理施設における生ごみ対策についてお答えいたします。

みやま市では、現在、環境審議会で一般廃棄物資源循環基本計画を策定中ですが、この環境審議会の中に生ごみ減量専門部会を設立し協議され、生ごみ減量プラン報告書を策定されております。その中で家庭から出る生ごみの資源化を推進するとされ、生ごみの無料回収、回収した生ごみとし尿、汚泥でメタン発酵発電を行い、残った消化液を液肥として利用するとされまして、平成18年度から実施しております大木町と同様、生ごみの分別収集、資源化を計画されております。また、9月からは事業化に向けての課題等を調査するため、モデル地区を3地区設定し、11月まで生ごみを分別収集すると伺っております。みやま市では平成23年度で3,500トン焼却していた生ごみの資源化を目指すとしておりまして、仮に全量資源化した場合、新施設では1日当たりの焼却規模を約13トン程度小さくすることができると考えております。

柳川市における生ごみの資源化の取り組みにつきましてでございますが、現在、市が補助しております電動生ごみ処理機等での堆肥化や「ふっすつと？」の皆さんのように生ごみの

堆肥化に取り組んでいただいていることにより一部が堆肥化されておりますが、大半は週2回可燃ごみとして収集し焼却処分しております。柳川市においても生ごみの分別収集、資源化について研究しておりますが、市民が排出する際の分別の問題、生ごみを集積する場所の問題、収集運搬の方法と費用の問題、液肥等の安定的・継続的な利用者の確保などの課題もありますので、今後も引き続きこれらの課題について研究していきたいと考えております。

続きまして、イベント時における食器類のごみ減量についてお答えいたします。

市が補助金、負担金、交付金を支出しておりますイベントの数につきましては、平成24年度では柳川よかもんまつりや雲龍顕彰記念少年相撲大会など36事業ありまして、それぞれの実行委員会等の主催で開催されております。

次に、2点目の今後どのように考えていくかということですが、ごみ減量対策で大切なことはごみを発生させないリデュース、再使用するリユース、再生利用するリサイクルの3つのRを推進していき、最後に再生利用できないものを適正に処理することが基本であると認識いたしております。イベントはそこに集まる人や物が多いことから、ごみの大量発生や資源、エネルギーの大量消費を伴うなど、環境に大きな負担がかかります。一方で、少しの工夫でごみの減量効果が期待できるほか、イベント参加者への環境啓発を行う最適な機会ともなると考えております。

イベントにおけるごみの減量の取り組みについてでございますが、ごみ箱を適切に配置し小まめに管理することや、参加者にマイバックの持参を呼びかけること、使い捨て容器を削減することなどがあります。会場内で飲食物を扱うイベントのごみ対策として、リユース食器による取り組みをとの御提案でございます。リユース食器の使用は、ごみ減量や環境負荷の低減に対する効果が期待できる一方、主催者の皆さんには衛生面や事業コストなど検討すべき課題も多々あると思っております。

廃棄物対策課では、今後イベント自体の開催目的や楽しさを損なうことなく主催者の皆さんの創意工夫による環境に配慮したイベントを開催できるよう、ごみ減量マニュアル等を作成いたしまして、イベント主催者にアドバイスや情報提供を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

生活環境課長（目野稔男君）

議員の質問のEM菌の活用についてお答えいたします。

まず、1点目の各公民館何カ所にあるのかということについてお答えいたします。

EM活性液を配布している場所は、旧柳川市では、柳河地区、城内地区、矢留地区、東宮永地区、両開地区、昭代地区、蒲池地区の各公民館に1カ所ずつで、計7カ所、大和町では、大和庁舎及び公民館とは限りませんが、豊原校区、大和校区、皿垣校区、有明校区、中島校



区、六合校区の各校区に1カ所ずつで、計7カ所、三橋町では、三橋庁舎に1カ所で、市内合計で15カ所設置いたしております。

次の2点目ですけれども、使用方法についてわかりやすい説明書が欲しいということですが、EM活性液の利用方法として、台所や風呂場等の排水口のぬめり取りや、トイレ等のにおい消し、生ごみ堆肥化の補助剤等、快適な生活環境の保全のために活用してもらえよう、家庭から出る米のとぎ汁を使つてのEM発酵液の作成やEMボカシの作成方法、あわせて掲載しているパンフレットを柳川市内7カ所の公民館及び柳川庁舎、大和庁舎、三橋庁舎で配布いたしております。また、米のとぎ汁発酵液、EM石けん、EMボカシ、EMだんご作成等の学習会への講師派遣も実施して利用方法の普及を図っています。しかしながら、議員の御指摘のとおり、使用方法等を御存じない市民の方もおられると思われまので、EM活性液の配布場所にパンフレットの設置場所等を表示することといたしております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

第1回目の御答弁ありがとうございました。

では、各項目ごとに質問をさせていただきます。

まず、覆砂事業についてでございますけれども、この事業については、いろいろ調査研究したけれども、成果が十分出ていないと。どういう場所に砂をまいたら効果が出るのか、このことは非常に難しい問題だとは思いますが、漁業者と組合員の皆さんが十分話し合いを行い、やっぱりこれは十分話し合いを行っておりますよというふうな御答弁でございます。しかし、やはりですね、このアサリ、タイラギなどの二枚貝などがなぜ死ぬのかということは、やはり何か原因があると思うんですね。ここら辺の調査研究対策がぜひ必要であると思ひますし、やはりこの覆砂事業をやってよかったと思われるような覆砂事業にしてほしいと思ひますけれども、ここら辺についてどう思われますか。

水産振興課長（松尾昭義君）

梅崎議員の言われるとおり、漁業者間で十分話し合いを行って覆砂事業を実施してよかったと言える事業にすべきだと私たちも考えております。

場所の決定についてでございますけれども、先ほども申し上げましたように、漁業者の皆さんの意見を聞きながら、漁業者の代表である漁連や県の有明海水産研究所などがいろんな角度から検討し決定されております。

また、事業の効果といたしましては、これ以前にも御説明いたしたんですが、施行後3年間は浮泥の堆積など徐々に悪化の傾向が見られるものの、その後、安定し、泥分率、強熱減量、COD、全硫化物など代表的な環境指標は未施行地域よりも低い値を示しており、有用生物の生息も認められておりますので、覆砂事業により底質の改善が図られ、施行後10年間は維持されると有明海水産研究所の研究結果が報告されております。しかしながら、なかなか

か効果が見えないということだと思っております。その点につきましては、先ほども言われたとおり、二枚貝のへい死の原因究明や対策を急ぐことが重要だと考えております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

この覆砂事業とちょっと話がそれますけれども、今、アサリは物すごく浄化能力があると聞いております。今、あちこちで稚魚などの放流事業が行われておりますけれども、このアサリの種子といいますか、これが人工的にできるんじゃないかなということ聞いておりますけれども、こちら辺どうなっているのでしょうか。

水産振興課長（松尾昭義君）

アサリは全国で12万トン以上とれていたんですが、現在では3万トン以下となっております。また同様に有明海でも昭和50年代の6万トンをピークに、今では多いときでも6,000トン前後と減少しております。

このように、アサリ資源の減少は全国的な傾向にあり、今、全国各地で国や県、研究機関、また、民間企業によるアサリの種苗育成や増殖の研究が行われております。人工育成した種苗の放流実験も進められておりますが、人工育成には大変な費用を必要とするため、いまだ採算が合わない状況にあります。福岡県は大きな費用を必要としない天然種苗育成を進めておりまして、前回では、昨年からモウソウダケや塩ビパイプによる放流用アサリの稚貝育成の実験を行っております。また、有明海でもことしから三重県鳥羽市で効果があったとされている、網に採石やカキ殻を入れた袋を海底に設置し、アサリの天然稚貝を育成する実験を行っております。このようにいろんな実験が実施されておりますので、その成果に期待しているところでございます。

23番（梅崎和弘君）

先ほど言いましたように、このアサリは浄化能力が物すごく高いと言われております。そこで、アサリの養殖事業についてですね、行政が取り組むことについてどのようにお考えでしょうか。

水産振興課長（松尾昭義君）

アサリの養殖事業に市が直接かかわることは、技術面や財政面から厳しいものがあると思っております。市といたしましては、国や県の研究機関で実施されている調査研究や漁連が実施している実証実験や放流事業に対し財政面や関係機関への要請など行政ができる支援を行っていきたいと考えております。

なお、平成6年から実施されている4県クルマエビ共同放流事業やガザミの放流事業に対しまして、県とともに関係4市で補助金等の支援も行っておるところでございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

やはり宝の海、有明海を取り戻してですね、潮干狩りに多くの観光客を誘致することもできるようになるんじゃないかと思うわけでございます。やはりこのような養殖事業について、市長の見解がございましたらお聞かせください。

市長（金子健次君）

アサリの養殖について市の考え方をということでございますけれども、今、課長が答弁いたしましたように、なかなか難しい問題がございます。今、全国的に注目されているのが三重県鳥羽市の事例でございまして、先刻柳川市におきましても、矢部川河口にそのような取り組みもなされていますので、いろんな形でそういう取り組みに対しての支援措置ということは今後検討してまいりたいというふうに思いますが、直接養殖に携わっていくことはできないというふうに考えております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

じゃ、2点目の子供の医療費についてお尋ねします。

まず最初に、みやま市のような助成ができないかどうかですね、もう一回ちょっと御答弁をお願いします。

いわゆるその医療費の助成の方法は2通りあります。1つは、現物支給は医療機関の窓口で負担をしなくてもよい制度でありまして、償還払いは一度窓口負担をしなければならず、窓口負担相当分が返還されるまで一定の期間がかかるわけです。こういうことがいわゆる受診抑制に私は働くんじゃないかなと思われるけれども、これについて再度ですね、先ほどは余り受診抑制には関係ないというふうな御答弁だったと思いますけれども、もう一度御答弁をお願いします。

健康づくり課長（高巢雄三君）

領収書による償還払いとした場合、受診抑制が働くのではないかとのお意見でございますが、本市の場合は入院を助成対象としており、入院が必要かどうかは医師の判断によるものでございますので、償還払いであることを理由に入院を抑制されることはないというふうに考えております。

なお、助成金につきましては、できるだけ速やかに支払うように進めてまいりたいと思っております。

23番（梅崎和弘君）

再度お尋ねします。

いわゆる自治体が償還払いとしている理由として、窓口負担を現物給付で軽減する市町村に対して、政府が国民健康保険療養給付費など国庫負担金を減額しているからと、このように言われております。

再度の質問ですけれども、いわゆるこのような考えに立って、柳川市の場合ですね、小学

校3年生までの入院に対して現物給付に変える考え方はあるのかどうか、お尋ねいたします。

健康づくり課長（高巢雄三君）

お答えいたします。

現在、領収書による償還払いとしているのは国庫負担金の減額を回避するためではございません。現物給付をするためには、受給者を管理する市役所内の電算システムを改修する必要があること、それから、審査支払い機関であります国保連合会との契約を行い、手数料を支払う必要があること、医療証を発行して受給者が医療機関の窓口に表示してもらうことなどが必要になってきます。小学生ともなりますと、まず1回も入院されない児童がほとんどかと考えられますし、そのために医療証を発行して資格管理をすることは合理的ではなく、また、医療機関の窓口でも入院だけというのはわかりにくい制度となってしまいます。昨年の給付実績でも件数では37件でございますが、実人数は28人となっております。したがって、外来について助成を拡大するのであれば、それに合わせて現物給付とすることが妥当であり、入院のみでの現物給付は考えておりません。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

市長の6つの政策の中に「子育て福祉のまち柳川、子どもはまちの宝、子育てするなら柳川」とあります。この子供の医療費の助成ですけれども、中学校まで入院、通院まで無料のところはみやこ町、苅田町、行橋市などがあります。ということで、今の子供医療費の助成についてですね、拡大することについてのひとつ市長のお考えをどうでしょうか。

市長（金子健次君）

お答えしたいと思います。

梅崎議員が指摘されておられます、どこに生まれても、住んでもですね、子供はひとしく大切に育てられるべきという考え方については、まさしくそのとおりではないかというふうに思います。

現在、都道府県が市町村に助成する形になっているため、都道府県単位で制度の大枠がございまして、さらに市町村単位で独自に助成拡大をしているために、内容は市町村ごとに異なるようになっております。本来、国が責任を持って制度を構築すべきものと考えております。今、言われましたように、みやこ町、苅田町、行橋市は中学生まで外来、入院ともに無料であるということでございますけど、これはこの地域の隣接する地域で助成内容を合わせているというふうに思われます。

柳川市でもみやま市のような形でということで御意見でございますけれども、他市との比較だけを見て制度をつくっていきますと、自治体の体力勝負のようになってしまいます。本市といたしましても医療費の予測を含め、十分検討した上で助成拡大を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

今後の問題といたしましては、私も子供の医療費の問題は非常に大切であるという認識をいたしております。そこで、平成23年度から柳川市独自で小学校3年生までの入院につきまして医療費の助成を始めるなどの取り組みを行ってまいりました。これに対しては、やはり入院という保護者の負担が大きく非常に助かりますという声をいただいているところでございます。今後につきましては、担当課に対し、入院についてさらなる、例えば、年齢を引き上げるとか、拡大についてですね、年齢を引き上げて、今後検討するように指示をいたしているところでございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

どうも市長の御答弁、ありがとうございました。

では、3点目の後期高齢者医療制度についてでございます。

ある大臣は、死にたいときに死ねない、それを政府の金でやっている、さっさと死ねるようにしてもらわないと困ると、このような発言をした大臣もおられると聞いております。

そこで、医療費は全国平均900千円と言われておりますけれども、福岡県の1人当たりの医療費は幾らなのか、ここをひとつお尋ねいたします。

健康づくり課長（高巢雄三君）

後期高齢者医療の高齢者1人当たりの医療費は、平成22年度において全国平均が約904千円ありますが、福岡県は平均約1,168千円となっており、全国1位の高医療費となっているところでございます。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

福岡県がこのような高い原因はどこにあるかお考えでしょうか。

健康づくり課長（高巢雄三君）

一番わかりやすいのは、医療環境が充実しているということが一つ言えるかと思っております。要因としては、まださまざまな要因があろうかと思いますが、一応一番わかりやすいのは医療環境が充実しているということでございます。

23番（梅崎和弘君）

それでは、2点目ですけれども、加入者全体の所得額はどうなっているのか。まず、所得がゼロの方は何割ぐらいか。また、2,000千円以上の所得 済みません、2,000千円ぎりぎりといえますか、2,000千円のラインの方はどれくらいおられるのか、お尋ねいたします。

健康づくり課長（高巢雄三君）

柳川市における後期高齢者の被保険者のうちで所得がゼロという方は約67%、7割弱いらっしゃいます。また、2,000千円以上という方は5%ほどいらっしゃいます。所得割がかからない所得330千円以下の方が72%程度いらっしゃる状況でございます。

ちょっと一番最初の答弁の中でですね、私、答弁の中でちょっと間違っておりますので、訂正させていただきたいと思いますが、保険料について、年額均等割が55,045円、均等割率が10.88%と申し上げましたけれども、所得割が10.88%ということで訂正させていただきたいと思います。

23番（梅崎和弘君）

それじゃ、保険料が払えない滞納者に対してはどのようにしておられるのか、お尋ねいたします。

健康づくり課長（高巢雄三君）

保険料が払えない方についての対応をどうしているかということでございますが、災害や失業等で生活が著しく困窮し、保険料の納付が難しくなるときは保険料の減免制度がありますので、被保険者の方の相談に応じ減免の基準に合致する場合は減免の進達をしているところであります。

また、保険料を滞納している被保険者の方には、催告書の送付や有効期間の短い短期保険証を窓口で交付することなどにより、接触の機会をつくり、納付相談を行っているところでございます。相談の結果、支払い計画を含めて納付誓約書を提出いただいておりますが、できる限り滞納がふえないよう計画的な納付をお願いしているところでございます。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

それでは、ちょっと市長にお尋ねいたしますけれども、このような制度は、私は廃止すべきだと思いますけれども、いわゆる市長会などでこの制度についてどのように取り扱われているか、ちょっとよかったらお尋ねいたします。

市長（金子健次君）

お答えします。

全国市長会での取り扱いについてでございますけど、やはり高齢者という余り所得ない年金生活者、低所得者ということでございます。対象といたします保険制度であります保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講ずることを全国市長会としては重点要望項目として掲げて国に対して政策提案をいたしているところでございます。

先ほど今ちょっと触れられましたけど、このような制度は廃止すべきというふうに自分は思うけど、市長の見解をということで問われましたので、それについてもお答えしたいと思います。

後期高齢者医療につきましては、平成20年度から制度が始まり、おおむね定着をしてきているというふうに考えております。制度が始まる前は、もとの保険に加入したまま老人保健という制度で対応していましたが、老人医療に関する負担が明確でないなどの問題点がござ

いました。後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者をほかの保険から切り離して、増大する高齢者の医療費を誰がどのくらい負担するかということ公費5割、支援金4割、保険料1割と明らかにした点で意義ある制度だというふうに私は認識をいたしております。もちろん、負担の割合が変わらなくても、医療費がふえればそれぞれの負担は大きくなっていきます。支え手であります現役世代は人口が減っております。経済環境の影響から負担が大きくなってきていることも今後懸念される大きな課題ではないかというふうに思っております。

したがって、後期高齢者の医療制度につきましては、今後永続的に運営していけるよう随時見直しを図っていくことが必要であるというふうに私は考えているところです。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。

じゃ、4点目の国民健康保険の一部負担金減免及び徴収猶予についてでございます。

柳川市の場合、この徴収猶予要件として保険税を滞納しないこと、一部負担金のうち1カ月につき8千円を超える部分の徴収を猶予するとありますけれども、大牟田市の場合はこれらの要件を廃止していると聞いておりますけれども、このことについてどのようにお考えでしょうか。

健康づくり課長（高巢雄三君）

お答えいたします。

大牟田市の制度との比較による御質問をいただきました。

まず、本市の場合は、国民健康保険税の滞納がないことを徴収猶予の要件としておりますが、大牟田市にはその要件がない、このことについてどう考えるかということでございますが、本市におきましては、要綱第6条第1項第4号に、議員御指摘のとおり、滞納がないことという規定をいたしております。しかしながら、同号のただし書きにおきまして、分割納付を誓約し誠実に履行している場合や今後履行することが確実と認められる場合は、滞納があっても徴収猶予ができる旨が規定されております。したがって、悪質な滞納でなく、分割であっても納付している方につきましては、徴収猶予の制度が受けられるものでございます。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

国保税は高いと言われております。例えば、夫婦と子供2人で年間の所得2,000千円の場合は国保税が年間約392,600円と言われております。これは一月当たり32千円ですけれども、年間所得を12カ月で割りますと、丸々2カ月分が国保税に取られてしまうというふうなことでございます。

ということで、市独自の所得の減免基準、これはどこがしているかどうか知りませんけれ

ども、この減免基準額の拡大をすべきではないかと思えますけれども、こちら辺の市長の見解をお願いします。

健康づくり課長（高巢雄三君）

一部負担金を減免できる収入の要件を緩和すべきではないかという御質問でございますが、現在は国の基準に沿って収入の要件を定めております。具体的には世帯主及び被保険者の収入合計額が生活保護法に基づく基準生活費以下であることを減免の要件といたしております。このように国の基準に合致している場合、減免額の2分の1が特別調整交付金として国から補填される制度でございます。しかしながら、国の基準を拡大して定めた場合、国の基準に該当する世帯に対する減免は、特別調整交付金による補填の対象となりますが、拡大部分については補填が受けられなくなります。そうなりますと、脆弱な本市の国保財政において減免額の全額を負担しなければならなくなります。このようなことから、現行の国の基準に沿った要件については、これを維持してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

23番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございました。

5番目の市民要望についてお尋ねいたします。

まず、この新ごみ処理施設の件につきましては、みやま市の生ごみ収集モデル事業の取り組み結果などを十分生かしてほしいと思うわけですが、先ほどの答弁で、生ごみ、当分の間は焼却処分というふうな御答弁だったと思えますけれども、今後もその生ごみは焼却処分ということではいかれるわけですか。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

生ごみの資源化についてでございますが、先ほども申しましたとおり、生ごみの分別収集資源化につきましては4点ほど課題がございます。この4点の課題を今後も研究してまいりたいと思っておりますが、資源化については多くの課題がありますので、研究ということで引き続き行っていきたいと考えております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

それじゃ、次のイベント時におけるごみの減量についてですけれども、いわゆるごみを減らして後片づけを楽に、そして、環境にも優しいイベントに取り組むべきだと思っております。レンタルリユースの食器は、皿類で1皿25円という値段でありまして、1,000人分を借りても25千円の経費で済むわけです。いわゆる最初から一斉にこのことを行うことは無理だと思いますので、PTA関係の主催とか婦人会の主催ですね、こういう人たちに対して御協力をまずお願いしたらどうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

廃棄物対策課長（安河内一章君）



先ほども申しましたとおりでございますけど、廃棄物対策課といたしましては、イベント主催者の皆様方にごみ減量マニュアルなどを作成したものを配付いたしまして、ぜひともリユース食器の使用を検討していただきますようお願いしていきたくて考えております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

それじゃ、最後にEM菌の活用についてですけども、これEM菌の利用については御婦人の方たちですね、大いに関心があるわけでございます。この使用方法については公民館が閉まっているときもありますので、どうか幅広い市民の方にお知らせする方法をよろしくお願ひしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時 57 分 休憩

午後 2 時 7 分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

皆様御苦労さまです。緒方寿光です。早速、質問通告に従いまして、一般質問を行います。冒頭に、執行部におかれましては、既にこちらから質問要旨をわかりやすく説明した上で書面を提出しております。そこで、ぜひ簡潔明瞭な答弁をよろしくお願ひします。

今回の私の質問は、大きく5つです。

1点目に、市長が公約として言われております「おもてなしの心、日本一」を実現させる政策は果たしてどのようなものか。2点目は、都市計画道路の完成。具体的には、三橋筑紫橋線の市役所から西側の道路完成はいつなのか。3点目ですが、本日の午前中の質問でも取り上げられておりましたが、私は小・中学校の土曜授業の復活について、多少違う観点から再度質問をさせていただきます。4点目は、旧柳川市内の校区公民館の改修工事のあり方の問題であります。そして、最後の5点目は、里道上の違法工作物が市内に数多く見受けられますが、その撤去をどうするのか、以上の5点であります。

それでは、まず初めに、市長の「おもてなしの心、日本一」の質問をいたします。

2020年、東京でのオリンピックの開催が決まりました。そこで、日本中でこのおもてなしという精神が改めているんなところで考えさせられるときになるのではないかと考えています。

市長は、柳川市のまちづくりと題した講演で「おもてなしの心、日本一」を目指すという

話をされておりました。そして、市内一斉清掃にも力を入れてありまして、私はまずこの点では立派な実践ではないかと考えております。しかしながら「おもてなしの心、日本一」ということであれば当然ですが、まずは心ある挨拶や接客、道案内はもちろんのこと、さらには市外からの来客者のためのハードの面も、例えば、掘割の水の浄化の問題は大事だと私は考えておりますが、そういうことなどを充実させることが今のこの柳川市には早急に求められているのではないかと考えております。

さて、市長は6月議会の所信表明でも「おもてなしの心、日本一」を目指すと表明されまして、この9月議会に、仮称ではありますが、柳川市おもてなし市民会議を設置する補正予算を約2,200千円提案されております。しかし、市民からは市長は具体的に何をどのようにされようとしているのか、市長の日本一を目指すというビジョンが全く見えないという意見が多く寄せられております。

そこで、まず最初の質問ですが、市長が言われるおもてなしの心とは、何を指し、そして、さらには市長の構想はどのようなものなのか、簡単で、3分ほどで結構ですので、まとめてお答えをいただければと思っています。

次の質問からは自席から一問一答で行います。

まずは、先ほどの質問に対しての簡潔明瞭の答弁をよろしくお願いします。

以上です。

市長（金子健次君）

それでは、緒方議員の質問にお答えをさせていただきます。

今の質問の中に、今年9月議会の予算については、推進会議に二百二十何万円と言われましたけど、250千円でございますので、ちょっと私のほうからも訂正させていただきたいと思います。

きのうのオリンピックの関係については、プレゼンを私も深夜から見てありまして、その中に、確かに言われるようにおもてなしの心、恐らくこれから日本全体がおもてなしの心を持って外国人を迎えるという形になろうかと思っております。そういう意味では、私的を射たというふうには思っておりますし、そういう意味では、100カ国以上の外国の方がおいでになるそうので、ぜひ柳川に来ていただきたいと、そういうことはやっていきたいというふうには思っております。

おもてなしの心とは何かでございますけど、一言で申し上げますと、相手の立場に立って、心温まる対応をすることだと私は思っております。また、思いやりと感謝の心であり、真心の込められた目配り、気配り、心配りを示すことだというふうには思います。

どこかに旅をいたしまして、初めて訪れた土地にどこかふるさとに帰ったような気持ちになることがあります。人々の温かな対応や何気ないおもてなしが訪れた人々に安らぎを与えて、その土地のよさを強く印象づけたことがございます。訪問が一度で終わるか、二度、三

度と重なって交流が深まるのかの分岐点となるおもてなしの心だと私は思っております。

観光面におきましても、地域に密着した交流を楽しむスタイルに変化する中で、観光に携わる人だけではなく、まちですれ違う人のちょっとした声かけや笑顔がそのまちの印象や魅力を決定づけると私は思っております。私は、市民を挙げて「おもてなしの心、日本一」を目指すことを公約として掲げました。しかし、一方で、おもてなしは誰かに言われたから仕方なしにやるというものではなく、市民の皆さんが自発的にやれることからやるというふうな機運を醸成することも大切だと考えております。決して即効的な効果を求め過ぎず、地道に一步一步取り組みたいと考えているところでございます。

先ほど午前中の質問でありましたように、高田議員からありましたけれども、私は抽象的にこれができるというふうに思っておりません。「おもてなしの心、日本一」の構想につきましては、まず第一に市民を挙げての動きにすることが大切であります。構想の柱でございます、私がこれまであらゆる場面で申し上げておりました、もう一度柳川に行きたいと、リピーター、柳川ファンをふやすこと、2点目が地域に密着した観光事業を推進し、10年後に観光客150万人を目指すこと、挨拶運動、親切運動を市民に定着をさせること、まちや掘割を美しく保つこと、これは先ほど議員のほうも言われましたけど、まちをきれいにするという4点でございます。「おもてなしの心、日本一」事業はまちづくり事業でございます。自分の住む地域を愛し、幸せに感じられる地域こそ、お客様に魅力を感じていただけることと思います。お互いに親切で誇りを持って暮らしやすいまちづくりを進めることがおのずと来訪者にも優しいおもてなしのまちにつながるというふうに思っております。

地域に密着した取り組みを進め、柳川を訪れる人々に感動していただき、一人でも多くの方にまた行ってみたいと思っただけのよう「おもてなしの心、日本一」を目指し、市民を挙げての運動としてまいりたいと思います。そして、これらの活動が浸透すれば、結果として観光客が150万人になると確信をいたしているところでございます。

市民の皆様には、広報紙や市ホームページ、啓発事業など、あらゆる会議の挨拶の中でそのことを私は触れていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

予算額の間違ひは大変失礼いたしました。

そして、先ほど市長から構想を聞かせていただきましたが、そうしますと、どうしてその構想を、目的を達成させるのか、どのような手段で、その政策につきまして、まずはソフト面について本当に簡単でいいですので、教えていただけますか。

市長（金子健次君）

ソフト面でございますけれども、お客様と接する観光従事者の接客の徹底、もちろん、観光案内所やスタッフや市職員の窓口対応など、技術力を上げること、スキルアップは大前提

だというふうに考えております。

まず、挨拶や清掃、観光など、各分野で既に取り組みられておりますおもてなしに関連する事業の全町調査、民間で取り組まれている事業を全て把握することから始めようというふうに考えているところです。その上で、私は市民を挙げての日本一を目指していますので、まずは挨拶運動や親切運動、まちを美しく保つ運動に重点的に取り組みたいと考えております。

特に、就学前の子供から小・中学生、高校生といった児童・生徒と一緒にスタートさせたいというふうに強く望んでいます。柳川の宝であります子供たちにおもてなしという感謝の心、思いやりの心が芽生えることで親子のきずな、家族愛が深まり、そしてまちが変わると考えているからでございます。

地域を愛し、郷土に誇りを持ち、暮らしやすいまちづくりをできることから一步一步着実に進めてまいりたいと考えております。

16番（緒方寿光君）

ソフト面の政策についてお尋ねをしたわけですが、私は具体的に申しますと、例えば、柳川市のホームページがあります。そのホームページ用のトップページに柳川は「おもてなしの心、日本一」を目指すと、そういうことを堂々とうたわれて情報発信をするだとか、そしてまた、市役所の施設ですね、そういうところに「おもてなしの心、日本一」を目指しますという横断幕ぐらい僕は上げてもいいのではないかと、市長の今の思いを考えますとね。

それと、もう1つは、やはり市政懇談会なんかで市長の今の思いを市民の方々にやっぱり語られるというふうなことをまずはやる必要があるんじゃないですかね。いかがでしょうかね。

市長（金子健次君）

その思いを今申し上げたところでございまして、市長に2期目の就任をいたしまして、具体的にはまだ今回の推進会議の予算が通りまして、立ち上げていきたいと。立ち上げる推進会議の会長は私が就任をいたしまして、リーダーシップを発揮していきたいというふうに考えているところでございます。

その間、今、私自身も先ほど午前中ありましたように、高知県のことについては映画も見に行きました、本も買いました。そして、石橋副市長のほうには高知まで行っていただきました。そういうことで、少しずつ今その推進会議と、これからどうやって啓発していくかということを検討しているところでございます。

先ほど言われますように、桃太郎旗とか横の横断幕とか、いろんな形はこれからそういう会議の中において提案とか、お互いいろんな形で、市民挙げてどうやっていくかということについてやっぱり十分そこを生かしていかないと、上からの話ばかりじゃ絶対成功しないというふうに私は思っておりますので、それについては緒方議員と同じような考え方でございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、次の質問をさせていただきますが、ハード面、僕は一番思いますのは、やはり掘割の水の浄化の問題ですね。これはやはりおもてなしということと言われるのであれば、まずもってここに手をつけなければならないと思っています。

例えば、合併浄化槽をもっと大きく進めていくだとか、公共下水道、それはいろいろありますけれども、やはり私は柳川はこの掘割の水の問題、これをどうするのかということをもまず第一に考えないといけないのではないかなと思っていますが、市長のハード面ですね。特に、道路サインとか、いろいろそれはあると思いますが、最もこれはやらないといけないと思ってあることをぜひ述べていただけないでしょうか。

市長（金子健次君）

1つは水の問題も確かに午前中申し上げましたけど、それがやっぱり水郷柳川としては一番大きな問題と。どうやって水質の浄化をしていくかということについては、4年前に公約として、合併浄化槽について福岡県トップクラスの助成を出しておりました。そのことについては普及をしてきたというふうに思っております。

それと、今、外国のお客様が来ている中において要望してあるのがやっぱり観光案内、表示板、4カ国語ぐらいのそういう案内が非常に不親切でないかということが指摘をされております。そういう面では、ほかの観光地に行きましても、十分案内がしておりますので、その分をこれからも心がけていきたいというふうに思っております。

現在、スマートフォン観光アプリ4カ国語サービスなど、これからも取り組んでいくところでございますし、本市といたしましても、7年後には多くの外国からのお客さんが見えますし、そういう意味でも、その期間の間にいろんな形で外国のお客様がたくさん見えるような形のハード面、ソフト面をつくり上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

そうしますと、このおもてなしの心で最後に質問なんですけど、仮称なんでしょうけど、おもてなしの心市民会議というんでしょうか、これはどういう形で組織をつくられて、それをどう生かそうとされているのか、そこをぜひ具体的に、簡単に結構なので、教えていただけますか。

副市長（石橋義浩君）

私のほうからお答えさせていただきます。

この予算計上をさせていただいております柳川おもてなし市民会議、仮称でございますけれども、これは市民を挙げて「おもてなしの心、日本一」を実現するために母体となる組織

でございます。この会議の構成メンバーとしましては、もう幅広く考えております。教育面とか経済面、観光面、市民のボランティアとか、そういう方たちを集めて、市の力を結集してやっていきたいということでございます。その中では、やっぱり一人一人が自立的にやることが重要でございますので、役割分担を決めながら、しっかり市長のもとでやっていきたいと考えております。具体的な内容はそこでしっかり詰めて、市民の皆さんに伝わるような形でやっていきたいと考えておりますので、今後、議会の皆さんの協力もぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ぜひ 日本一を目指すということですので、やはりもっと大胆に、スピードを持って私はやっていただきたいと、そう考えております。よろしく申し上げます。

次に、都市計画道路の三橋筑紫橋線、これについて質問をさせていただきます。

具体的には、市役所から西側に向けて、その計画道路の完成予定時期だとか、それをもう決めてあるのであれば、ぜひ教えてほしいと思っておりますし、市としてのこれの今後の方針ですね、それについてお聞きをしたいと思っておりますが、初めに、今、この道路の当初計画と申しましょうか、当初計画での完成予定時期、これはいつだったのか、お聞きをいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

この三橋筑紫橋線の市役所西側からグッデイの手前の3差路のところまでは、延長で約650メートルほどございます。市は、平成13年10月に福岡県に都市計画道路整備の要望を行っているところでございます。

当時の完成予定計画につきましては、明確な資料は残っておりませんが、一般的に橋梁や住宅が張りついている路線を考えますと、事業着手から10年ほどかかるのではないかとこのように思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

当初計画は何年の完成 済みません、ちょっと僕が聞き取りにくかったので、もう一回いいですか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

事業着手がまだ行われておりませんので、事業着手から10年ほどかかるということで、当時、説明会等は平成17年等に行われておりますので、そこら辺から10年ほどというようなことになろうかと思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

重複しまして、失礼しました。

となりますと、仮に約10年前後おけているということですよ。そういったおくれた理由は、簡単に結構なので、どういった理由があったんでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

事業がおけている原因は何かということでございますけれども、道路事業を行う場合は、地権者を含む地域の皆様の合意形成が必要でございます。平成17年の合併前後に地区説明会が数回開催されておりますが、合意形成が得られず不調に終わり、測量などができなかったようでございます。その後、議員御承知のように、平成21年3月に新市の都市計画マスタープランが作成され、既存の都市計画道路の見直しの提言を受けております。これを受け、市は平成21年度に都市計画道路7路線の見直し作業を行っております。その中に、この三橋筑紫橋線も含まれておりました。その見直し検討作業の結果、当該路線は平成22年から5カ年で生活安全性確保、観光振興などの検討を行うこととなりました。検討を行った結果、地域の安全性を確保するためには、この都市計画道路は必要不可欠であるということから、市は平成25年4月に同路線の存続を決め、平成25年5月に地権者の皆様へ説明会を開催し、市の意向を伝えたところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、今回、私のところにいろいろ声が上がっておりますが、特に、昭代地域の住民の方だとか、当然城内の住民の方もいらっしゃるんですが、これはこの道路の完成を大変待ち望んである方も結構多いんですよ。そういった中で、何というんですか、今後のスケジュールと申しましょうか、着工が大体いつごろから見直していただくか、完成は今、何か10年ぐらいかかるとおっしゃいましたけど、今度、仮に見直されるということであれば、そこら辺の市の方針を教えてくださいませんか。お願いします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

議員が申されますように、この都市計画道路の完成を待ち望んでいる市民の声は市にも届いておりまして、平成24年12月には関係者、また平成25年、今年の4月には昭代まちづくり協議会から同路線の早期整備要望書が提出されております。

今後、来月の10月に地区の説明会を開催し、地域との合意形成を図りたいと考えております。その後、福岡県へ要望していくこととなりますので、事業着手、完成については答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。

16番（緒方寿光君）

そしたら、質問を変えますが、この道路計画について大体の予算だとか財源とか、いろいろ構想を練ってあると思っておりますけれども、それについて教えてください。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

この路線の総事業費につきましては、当時の説明会の資料によりますと、用地測量や物件調査等が行われていない中で、概算で約20億円ぐらいというふうに見積もられております。また、事業費の負担の割合につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということになります。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

そして、城内地区の住民の方からちょっと意見もいただいているんですが、特に観光に関して、つまりはこの地域の町並みと申しましょうか、そこら辺の配慮をお願いしたいというような声も僕のほうには届いているんですけど、そういった道路をつくるに当たって、観光の資源について配慮するだとかクreekについて配慮するだとか、そういうところは考えてありますか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

今、緒方議員申されましたように、この道路につきましては旧城内の住宅街を縦貫していくと申しますか、真ん中を突き抜けて通る道路でございます。当然ながら、市としましては、この都市計画道路が柳川の景観に溶け込み、人が歩きたくなる、そして新たな観光資源になるような道路を目指していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

これはこの都市計画道路の具体的な質問の最後になるかもしれませんが、今回、市長は2期目、4年間でこの都市計画道路、今、私が申しました区間なんですけど、どこまでどうされようと、そういう熱意をちょっと聞かせていただいただけませんか。

市長（金子健次君）

過去、この道路につきましてはいろんな形の町家を、景観を損なうというようなことでありましたけど、私の考えを述べさせていただきたいと思います。

都市計画道路には緊急時の避難路や災害の対応、また火災の延焼防止といった都市防災等の機能を有しております。選挙の公約で、1番目に災害のないまちづくりを掲げておりました。特に、この路線沿いには狭隘道路が集中しており、住宅も多く、一旦火災が発生すれば、消火活動に支障があることは十分認識をいたしております。また、救急車等も道路としては非常に難しいような狭い道路があるわけでございます。それからあわせて、この都市計画道路は、先ほど言われましたように、昭代地区から柳川庁舎方面へのアクセスの利便性が著しく向上いたします。将来は有明海沿岸道路へと延伸していかなければならないという道路であろうかというふうに思っております。

私は、この都市計画道路整備につきましては喫緊の課題であるというふうに考えておりま



して、地元との合意形成が整い次第、早期に工事着工していただけるよう国、県へ強く要望していきたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

ぜひ早期着工ができますように、特に地元の皆さんの意見をぜひじっくり聞いていただいて、着々と進めていただきたいと思います。私は思っております。

次の3点目の質問に移りますが、先ほど荒巻議員からも質問がございましたが、土曜授業の復活について、私はあえて復活と申しますのは、以前、我々の年代は午前中、半ドンといえますかね、授業を受けて、弁当を食べて、部活をやったという、そういう世代であります。非常に懐かしいんですけど、特に先ほど教育長からもお話がございました、この結果を受けて、学力の向上推進をやるというようなことなんです。今からこの学力のそういった施策を立てられるというようなお話を聞きました。それはちょっとこちらのほうに置いておきまして、先ほど荒巻議員からは学力調査の結果等々の話がいろいろございましたが、私は逆に、今現在、非常にパソコンだとか パソコンが悪いとは言いませんけど、ゲームだとかテレビだとかDVDだとか、いろんな時間をそれに費やしている小・中学生も結構多いと聞いておりますので、ここに対して、土曜日の過ごし方ですね、これについて調査も行われているということでもありますので、その調査結果と、その調査の結果を受けての分析を柳川市としてはどうされているのか、お尋ねをさせていただきたいと思っております。

学校教育課長（松藤敏彦君）

議員御質問の土曜日の過ごし方、全国学力実態調査の児童・生徒の質問の中で、土曜日の午前中の過ごし方についての結果が出ております。内容は、柳川市における6年生が対象で、まず学習塾や学校、家以外の場所で勉強をしているというのが3.7%です。習い事やスポーツ、地域の活動に参加しているが22.8%、家で勉強や読書をしているが19%、家でテレビやビデオ、DVDを見たりゲームをしたりしているが24.0%、家族と過ごしているのは12.8%、友達と遊んでいるが12.6%となっております。

一方、中学校3年生でございますけれども、学校の部活動に参加しているが63.9%、学習塾など、学校や家以外の場所で勉強しているが0.8%、習い事やスポーツ、地域の活動に参加しているが7.1%、家で勉強や読書をしているが3.3%、家でテレビやビデオ、DVDを見たりゲームをしたりしているが13.2%、家族と過ごしているのは2.9%、友達と遊んでいるが2.9%というふうになっております。

傾向といたしましては、全国の状況とほぼ同じ割合でございます。

ただ、議員御指摘のように、家でテレビやビデオ、DVDを見たりゲームをしたりしているという小学生が24%おりますので、約4分の1でございます。一方で、中学生は部活動に

6割以上の子供さんたちが行っているという状況でございますので、中学校の場合、DVDやテレビ、ビデオ、ゲームというのが13.2%でございましたので、小学校よりは少ないという状況のようでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

テレビとかゲームとかDVDが全て悪いとは言いませんけど、意思で見るのはいいと思いますが、ちょっと何といいましょうかね、見せられていると、流されているというような時間の使い方になっていることも多いのではないかなと、そう思います。そして、これが直接何に影響があるのかというのは、私自身もまだ分析しておりませんが、先ほど午前中に学力調査結果の話もありました。そして、先ほどの土曜日の過ごし方もありました。やはりちょっと学力が柳川の中学校の場合は特にちょっと落ち始めていますので、やはりそういった意味では、私ははっきり申し上げますが、やはり来年度からは土曜日の授業の復活ぐらいを考えていくのが私は今大事なのではないかと思っています。

もう1つ言いますと、荒巻議員からも午前中に話がありましたが、国も下村文科大臣なんですが、これは文科省につきましても大いにこれは進めていくということで、8月27日にいろいろ結論を出してあるわけでありまして、その中で、私がちょっと目を引いたのは、ここに書いてありますが、特に公立の小・中学校、高校もそうなんですが、補助制度を新設して、約2割に当たる約6,700校を対象にするだとか、要は、土曜授業の普及を探るためにモデル校もつくって、20億円を盛り込むという計画もあるみたいであります。そして、文科省はこれまで特別な必要がある場合に限って、土曜授業の要件をこの秋にも緩和する方針ということも言っているわけでございますので、結論から言えば、自治体への財政支援を強めまして、全国的な普及を図るということであると思います。そして、想定としては、特に海外経験を持った人を講師に招いて英会話の授業をやったり、国語をもう一回、いろんな意味で読解力をつけるための授業を想定されたり、それぞれの学校の求めに応じて講師を確保するだとか、そのコーディネーターも考えていくだとか、そういうことも検討されてあるわけでありまして。

そういった中で、私は質問させていただきませんが、教育長の考え方と申しましうか、先ほど結論として、国、県の結論を待って市は検討しますというようなお話がありましたが、仮に、全国的に一律でやりますと、そういう方針が出るかもしれませんが、各自治体でうちはやりますと、手を挙げてくださいというケースも間々あるかと思いますが、手を挙げるときに、私はこの柳川は土曜授業をやりますというぐらいのやはり意気込みで考えていただければと思っているんですが、教育長、その辺のお考えをちょっと聞かせていただけないか。

教育長（黒田一治君）

議員のお尋ねでございますが、土曜日授業、これはもう先ほど議員のほうから趣旨等も説明がございましたので、改めて言うつもりはございませんが、午前中の質問の中で、荒巻議員のほうにお答えしたのは、先ほど文科省の下村大臣、いろんなメディア等でもこの問題については言及されておるといことは承知をいたしております。推進をするという、そういう立場の御発言がございました。先ほど議員がおっしゃいました補助制度、これも文科省として土曜日授業を推進する、その後押しの一つだろうというぐあいに捉えております。

この土曜日授業につきましては、昨年来、本市におきましては統一的にやると、そういったことではなくて、地域の状況、子供たちの状況等を考えながら校長が総合的に判断し、そちらのほうの判断に任せると、こういう立場をとってきております。

これから先ほどの補助事業、これは具体的には明らかにはなっておりませんが、全国で約2割、補助率が3分の1、そういったニュースが流れております。そういった事業をどういった形で具体的に各学校が取り組んでいけるのか、そういったことも含めまして、検討する必要があるかと思っております。

今の時点で、本市が統一的に土曜日授業をやる、そういう考えは今のところございません。午前中に答えましたとおり、国、県、それぞれの取り組み等、それから地域の事情等もしっかり検討しながら、これから取り組んでいきたいと、こういうことでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

教育長、答弁ありがとうございました。

これは私の考えなんですが、私はこの柳川市でも世界で悠々と活躍できるぐらいの人材をつくるということも、僕はこの柳川の特徴でいいのではないかと考えております。要は、ということかと申しますと、先人に学んで、そして道徳力も上げると。そして、今回、この学力調査の結果を見ても、特に読解力というんですかね、思考力と申しましよ、そういう国語Bだとか算数Bだとか、その辺がやっぱり弱くなっていると僕は感じています。それをやはり補完するため、さまざまなやはり国語をもう一回悠々と時間を使って勉強させたりですね。当然、この柳川は今スポーツでは非常に成績を上げている学生が多いんですが、そういうスポーツ、音楽、芸術ですね、この辺ももっと伸び伸びと活動できるぐらいの支援をして、子供たちの人間力と申しましよ、そういうものをやっぱり高めていこうとか、そういう教育が私はこの柳川には求められているのではないかなと思っております。

特に、秋田県では、この秋田の学校教育の重点なんか、立派なものがありますけれども、学力も当然トップレベルなんですけれども、運動、体力の面でもトップレベルなんですよね。ですから、私自身はこの秋田市の先進事例があるわけですから、多少でもやはりそういういいところはどんどん取り込んで、そして教育を受けさせるなら柳川が一番いいんじゃないかと言われるぐらいのやはり教育立国とは言いませんが、そういう教育の特色を持った柳川市

にするということが私は望まれているのではないかなと、これは私自身の考えなんですけどね。

そういった意味では、市長の見解がもしありますれば、ぜひ聞かせていただければと思っています。

議長（浦 博宣君）

緒方議員、どちらに質問。

16番（緒方寿光君）続

市長がもしオーケーであれば、市長にぜひ答弁をいただけますか。

市長（金子健次君）

質問が教育長に向いているかなと思って聞き流しておりましたけど、考え方なりについては午前中に申し上げましたように、秋田県が全国平均を上回っていることについては、今、スポーツ系についてもすぐれておるということをお聞きいたしましたし、教育長もしっかりした考えを持っておられるようでございまして、これから一緒になって私も取り組ませていただきたいというふうに思っています。

以上です。

16番（緒方寿光君）

私は土曜授業の復活を強く望んでおりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

4点目の質問になります。

今回行われました旧柳川市の校区公民館の改修工事について御質問をいたします。

まず初めに、今回の改修の目的、簡単に言いますと、老朽化、防災機能、そしてバリアフリーという目的であったと思いますが、ちょっとあえてもう一度その目的について簡単でいいですので、聞かせていただけますか。

生涯学習課長（石橋正次君）

今回の改修について申し上げたいと思います。

平成23年度に策定をいたしました柳川市公民館改修計画をもとに、次の3点について方針を定めているところでございます。

まず、1点目が屋根や外壁など、施設の老朽化している箇所について修繕や改修を行う。2点目が福祉のまちづくりに適した施設になるようバリアフリーへの改修、また調理室やエレベーターなど、自主避難所に適した施設になるよう性能改善を行う。それから、3点目につきましては、消費電力の抑制と照明機器の取りかえなどの経費抑制のためにLEDの照明を設置すると、以上の方針のもとに改修を行ったところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、4つの公民館の昭代、蒲池、両開、東宮永ということなんですが、改修工事の総額と財源を改めてちょっと聞かせてもらえますか。

生涯学習課長（石橋正次君）

昨年度に改修しました4つの公民館の工事費の総額でございます。約285,000千円で、財源につきましてはほぼ地域振興基金を利用しているということでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、次に東宮永公民館、要は柳川農村環境改善センターの改修工事の質問なんですけれども、建物改修費は総額82,900千円ですね。そして、その内訳で設計業務委託料に3,990千円、建築工事費で57,100千円、そして電気工事費に16,070千円ということになっておりますが、済みません、ほかの5,800千円程度の工事はどういう工事だったのか、聞かせていただけますか。

生涯学習課長（石橋正次君）

改修工事費、総額82,900千円でございますけれども、先ほど緒方議員のほうで申し上げられました設計業務委託料3,990千円につきましては含まれていないということで訂正をお願いして、答弁をさせていただきたいと思います。

改修工事費総額につきましては、82,900千円の内訳でございますけれども、建設工事費が57,100千円、電気設備工事費につきましては16,070千円でございます。そのほか生活実習室のガス管の改修やトイレ、洗面所の改修、それから送風機の取りかえ等の機械改修工事、これが9,730千円ということでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

実は、これはもう課長にも話しておりますが、この改修工事の目的としまして、老朽化、バリアフリー、そして防災機能を高めるということなんですが、工事内容につきましてちょっと疑問がこちらのほうに寄せられておりますので、簡単に話をしますけれども、バリアフリーの目的でありながら、玄関入り口のスロープが障害者にとって最も利用しづらい、一番奥まったところにある。そして、そのスロープ上にひさしも何もないということですね。

それと、2点目なんですが、玄関入り口、アプローチ、階段に手すりはない。そして、階段の踏み座の寸法が狭くて、高齢者が利用するには本当に大変利用しにくい階段になっていると、これが2点目です。

3点目は、エレベーターはせっかく立派なものがつけてあるんですけど、その入り口に何か手すりも何もない、そしてエレベーターがどこにあるかもわからないというような、これも高齢者の方の意見が多く寄せられております。

そして、4点目は、ステージ上の床板は以前のままで、多くの段差が残っていると。そしてまた、ステージに上る昇降階段というんでしょうか、それも以前のままで、これは転倒の可能性もかなりありますねというような声も上がっております。

そして、5点目、最後なんですけど、玄関ロビーの待合のコーナーの周辺なんですけど、ちょっと3ミリ程度のやっぱり高さがあって、帯状の見切りの縁がそのまま残っていると。足をとられて危険ではないかという地元の方々のやっぱり声があるんですよ。

そこで質問しますが、課長なりで現場は確認をしていただいたんでしょうか。

生涯学習課長（石橋正次君）

現場の確認については行っているところでございます。

御指摘の内容につきましては、完成後、実際にお客様が利用し、初めて気がついた部分もあるところでございます。また、安全面やバリアフリー推進を考慮し、今後、順次対応していきたいというふうに思っているところでございます。

なお、スロープの位置につきましてお話がありましたけれども、スロープの位置につきましては、今回、障害者の方の専用駐車場というものを新たに今設置しているところでございます。このため、その一番近いところにスロープを設置したという経過もございまして、この場で答弁をさせていただきたいと思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、私は根本的な問題でちょっとなぜなのかなと思うんですが、そういった先ほど5点上げました状態のまま、なぜ業者から市のほうにそのまま引き渡しがされているのかなと。私は2級建築士のあれを持っていますが、何か普通の常識では考えられないと思っておりますけど、引き渡しをとっとこされた理由等々があれば、何か聞かせてもらえますか。

生涯学習課長（石橋正次君）

引き渡しの理由ということでございますけれども、今回の改修の目的であります3点につきましては、最初に申し上げたところでございますけれども、老朽化した箇所につきましてはコンサル会社に調査を委託いたしまして、緊急性をランクづけし、それに応じて改修をしたものでございます。

東宮永公民館におきましては、屋根の防水改修のほかに外壁の改修等により、外見が見違えるようになりまして、給配水管の取りかえ等も施設の延命にも効果があるものと思っております。また、大ホールや研修室の改修、調理台システム、それから戸棚については新調をいたしました。さらに、エレベーター、そして玄関のドアにつきましては自動ドアに設置を……

（「議長、僕はそれは聞いていませんので」と呼ぶ者あり）

議長（浦 博宣君）

簡潔にお願いします。

生涯学習課長（石橋正次君）続

それで、そういった改修の中で、今回の工事が設計どおりなされたということで、当初の目的は達成したと考えまして、引き渡ししたということでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、私はやっぱり多くの税金を使って、冒頭の3点の目的で改修工事をするということであれば、当然設計図ができた、できない、そういった前にやっぱり住民の代表の方に説明をするだとか、工事関係者と市のほうもきちんと打ち合わせをやるだとか、それで着工するというのが普通じゃないですか。どこに問題があったんですか。

生涯学習課長（石橋正次君）

事前に協議等をすべきではないかという御質問であるかと思えます。

今回の改修につきましての協議といいますけれども、柳川校区公民館長、それから柳川公民館の館長・主事会というのがございます。その中で協議を行ったと。1年半ぐらいかけて、いろんな形での、どういったふうな改修をするかというのは公民館長を中心に、具体的な改修箇所の要望等については施設長でもあります公民館長や公民館の職員と十分に協議を重ねてきたところでございます。このことにつきましては、利用者の声を一番御理解いただいているのは、やはり現場にずっとおられます公民館長や主事ということで、そういった方たちを校区民の代表とみなしまして協議を進めてきたということでございますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

そうしますと、市長として、今の東宮永公民館についての改修のあり方だとか、その辺の見解とか、今後、今、住民から声が上がっている状況、それを聞かれてどうされようとするのか、そこを聞かせていただけますか。

市長（金子健次君）

今回の改修工事につきましては、完成式に東宮永公民館だけでなく、昭代、蒲池、両開、4館のですね、今後はあと3カ所、城内、柳河、矢留をこしやりますけれども、そういう中において、多くの市民の皆様から声として上がったのは、明るく使い勝手がよくなりましたと、新築同様になりましたというふうな声を聞かせていただきました。緒方議員も当日は、完成式には出席をいただきました。何らかの改修につきましては、これからいろんな形で、使う段階においていろんな要望があっても事実でございます。十分私は両開についても、内田館長を中心として協議を進められ、また昭代の太田公民館長からもお話を聞きましたけど、十分考えてつくってくれたと、本当にありがたいことだというふうにお言葉をい

ただきましたし、蒲池の中村公民館長につきましても、よくやっていただいて、見違えるようになりましてということで喜ばれたんですけども、そういう細々とした問題があることを今言われましたけど、十分担当のほうには今後、11館の今、垂見ができましたけれども、小さいことも含めて、十分今後ですね 後から工事をやり直すということのないような形で十分気をつけて工事をやってくれというふうに指示をいたしているところでございます。

全体的に、私は今回の旧柳川の公民館については、リニューアルしてよかったというふうに思っておりますし、大変喜ばれたということでございます。

いろんな形で、スロープを駐車場のほうにつけたということで屋根がないと、いろんなことを言われましたけれども、今後、改善する箇所については予算の範囲内で改善していきたいというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

私は別に改修工事が悪いと言っておるわけじゃなくて、改修工事は大変ありがたいことなんですが、やはり打ち合わせをもう少し十分にですね、お互いにやりながら進めていくべきだったのではないかなと、そう思って質問をさせていただいておりますので、先ほど上げました住民からの要望についてはぜひ検討していただいて、結論を早急に出していただければと、そう思っております。

そうしますと、最後の質問をさせていただきますが、5点目の質問は、里道上の違法工作物等々の撤去をどうするのかという問題であります。

これはもう皆さん御存じだと思いますけれども、里道というのは個人の所有物じゃなくて、当然法定外の公共物ということなんですが、公共用の財産ということで、これは簡単に言いますと、地方自治体、この柳川市の財産だと僕は思っています。そして、これは何というんでしょうか、里道の旧来の経過なんですけど、建設省所管のこういった国有財産と位置づけられておったのが実は平成12年4月1日から地方分権推進のこの施策によって、市町村へ譲与になっているということでもあります。

そこで、私はこの財産管理と機能管理ですね、これは市町村がやはり行うべきではないかと考えております。

そのような中で、何か柳川市内を見てもみますと、里道上に勝手に違法な工作物が置かれたり、つくられたりしているところを僕はよく見るんですけどね。そして、そのことでこれは一般論なんですけれども、住民でトラブルになっているところもやっぱりあるんですよ。

そういった中で、質問をさせていただきますが、仮に里道上の工作物、これについて市としてこれが柳川市に何力所ぐらいあるという調査なんかをされておるのかどうか。そして、見つけた場合にはどんな指導をされているのか、そこを簡単に結構なので、聞かせていただけますか。



建設課長（中村敬二郎君）

里道の調査をされているかということでございますけれども、現在、里道の調査は行っておりません。

また、数についても調査を行っておりませんので、把握をしておりません。

撤去についてでございますが、仮に違法放置物件がありますれば、まず境界確認を行い、里道の上であるということを確認しなければならないと思います。その後に撤去の指導を行いたいと考えるところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

調査されていないということなんですが、私は調査すべきではないのかなと思っています。これは自治体のやっぱり財産ですので、やはり公道も含めまして、やっぱりある程度目をきかせるということは僕は大事だと思っています。なぜかといいますと、案外勝手にと言ったら失礼ですけど、ここにあれをつくろう、ここに何を置こうとって、いろんなところでのんなものが結構置いてあるんですよ。それが支障になって、農業機械が入れられないだとか通行ができなくなったとか、そういうケースも僕はかなりあると思うんですけどね。ぜひそういった面では調査をしていただくのが、今後そういった方針をぜひいただきたいと思っているんですが、そこについて今後の方針を聞かせていただけますか。

建設課長（中村敬二郎君）

里道の調査ということでございますけれども、現在、認定している市道につきまして3,998路線、延長で約992キロメートルございます。公道として認定している市道の管理を優先しているために、里道の巡回等は行っておりません。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そこで、今後の方針をぜひ課長、聞かせていただければと思うんですが。

建設課長（中村敬二郎君）

今後の方針ということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、まず境界確認後に里道であることが確認できたら、道路法の適用は受けられませんけれども、撤去の指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

例えば、先ほど答弁いただきましたが、勝手に今まで通っていた里道を不法占拠したり、悪意でいろんなものを置いたりするケースも間々あるということのを僕は聞いているんですけども、この場合は誰がどんな形で法的な手続をとればいいんでしょうかね、そこをちょっと、一般論で結構なので、教えてもらえますか。

建設課長（中村敬二郎君）

誰がどのような法的な措置をとということでございますけれども、里道上であることを確認いたしまして、所有者であります柳川市が違法放置物件の撤去指導を行わなければならないと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ぜひ指導をしていただいて、やっぱり住民がこれによってトラブルに巻き込まれないぐらいの覚悟を持ってやっぱりやらなきゃいけないと思っておりますし、今後、そういった指導の徹底をぜひよろしく願いしまして、質問を終わります。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3 時 5 分 休憩

午後 3 時 17 分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、3 番熊井三千代議員の発言を許します。

3 番（熊井三千代君）（登壇）

改めまして、こんにちは。3 番、公明党、熊井三千代でございます。最後の登壇者になると思いますので、いましばらくお時間いただきますようよろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。

本日は 4 項目について質問をさせていただきます。

では、初めに医療費適正化に向けた保険者によるさらなる取り組みについてお伺いいたします。

我が国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実施し、世界最長の平均寿命や高い保険医療水準を達成してきております。しかし、急速な少子・高齢化、経済の低成長、国民生活や意識の変化と、医療を取り巻くさまざまな環境が変化してきており、国民皆保険を堅持し続けていくためには国民の生活の質の維持向上を確保しながらも、国民の健康の保持、医療の効率的な提供に向けた取り組みがさらに重要になってきております。

国の医療費の動向を見ますと、平成 16 年度国民医療費が 32 兆円を超え、その後、平成 12 年度介護保険制度導入により国民医療費の対象範囲が小さくなった年を除いては、医療費は毎年 1 兆円ずつ伸びる動向にあります。この大きな要因は、人口の高齢化の進展に伴うものと、国民医療費の 3 分の 1 を占める生活習慣病の発症です。医療費適正化に向けての取り組みに

においては、糖尿病、高血圧症、高脂血症等の発症、あるいは重症化や合併症への予防に重点を置き、生涯にわたっての生活の質の維持、向上に努めることが重要だと考えております。

そこで、お伺いいたします。本市においては、これまでさまざまな医療給付費抑制に向けた取り組みを実施されておりますが、その内容と評価についてお聞かせください。

壇上からの質問はこれで終わらせていただきます。2回目からは自席より行いますので、よろしくお伺いいたします。ありがとうございました。

健康づくり課長（高巢雄三君）

熊井議員の御質問にお答えいたします。

医療費適正化に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

本市におきましては、大きく分けて3点の取り組みをいたしております。

まず、1点目がレセプト点検でございます。これは、医療機関からの診療報酬の請求書でありますレセプトを点検することで不正な請求を防止し、適正な保険給付を図るものでございます。

2点目は、医療費抑制のためのジェネリック医薬品の利用促進の取り組みでございます。平成21年度からジェネリック医薬品希望カードを配付し、平成23年11月からはジェネリック医薬品を利用した場合の医療費削減割合を表示した差額通知を行っているところでございます。

3点目は保健事業の取り組みであり、その主な事業は平成20年度から実施しております特定健診及び特定保健指導でございます。平成24年度における特定健診の受診率は34.9%となっており、平成20年度の26.6%から毎年徐々にではありますが、確実に向上いたしております。

また、平成23年度からは脳ドック検診を実施しております。これは、脳血管疾患等を予防し、医療費削減を図ることを目的としておりまして、平成24年度は283名の方が受診されております。さらには、重複多受診に対する取り組みも行っておりますが、この取り組みに当たりましては国保連合会のシステムを用いてリストアップされた情報をもとにして効率的に実施できる体制が整っております。

このように、さまざまな取り組みを継続的に行ってきておりますが、その成果を医療費で見ますと、平成24年度決算におきましては、医療費に係る支出が7,618,000千円となっており、平成22年度の医療費7,995,000千円をピークに2年連続で減少いたしております。

また、1人当たりの医療費につきましても、平成22年度の362,788円に対し、平成24年度は355,969円となっており、2年連続して減少しております。

このように、医療費の適正化のための取り組みの成果は、徐々にではありますが、できているものと考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

課長が答弁していただきましたとおり、24年度の決算では医療費も少しずつ減っておりまして、1人当たりの医療費も360千円あったのが359千円になるなど、本当に効果があらわれるようにしっかり取り組みをしていただいているとは思いますが、まだまだ何とかなるのではないかというふうに思います。

例えば、非常に膨らむ医療費制度は、各地域の喫緊の課題です。そんな中、高齢化率が最も高く医療費の膨らむのも早いことから、何とかして無駄を減らしたいとの危機感を持って、呉市は2008年から市町村単位の国保では初めて医療のIT化を導入しております。そして、まずレセプトの電子化を進め、その情報を情報サービス企業に依頼しております。依頼をいたしまして、その情報をデータベースに仕立てて、データをもとに毎月3,000人の市民の方に、あなたの薬代が月々幾ら安くなりますという手紙を出され、薬の後発薬への切りかえを進めておられ、年間120,000千円ほど歳出を減らしているということを知っております。また、2010年からは広島大学と提携をして、このデータベースをもとに疾病の予防や重症化予防のために保健指導を初め、目に見える結果をあらわされていると聞いております。

こういうふうな制度を実現するには、医師会や薬剤師会、また関係者との信頼感とか理解を得なければできないことですが、呉市は非常に危機感を共有できた例だろうと思いますけれども、今でも事業が進んでいるようでございます。

こういう例もありますけれども、こういうIT企業にデータを依頼してデータベースを仕立て、しっかりとした取り組みをしてある事例に対しての考えと、こういうやり方が柳川市になじむのかどうか、御感想をお聞かせください。

健康づくり課長（高巢雄三君）

議員仰せのとおり、呉市における先駆的な取り組み、とりわけジェネリック医薬品使用促進通知サービスの取り組み等につきましては、承知をしているところでございます。

また、ジェネリック医薬品の使用で削減できる医療費を被保険者に対して通知することによって、その使用促進を図る手法につきましては、本市においても取り入れているところでございます。具体的に申し上げますと、本市の場合はジェネリック医薬品使用の場合の差額通知を削減の額ではなく、割合を用いて行っておりますが、その方法としましては、福岡県国民健康保険団体連合会に業務を委託し、毎月差額が多い上位200名に対して通知しているところでございます。

次に、データをもとにした疾病予防や重症化予防のための保健指導についてでございますが、呉市では平成22年から独自に電子化されたレセプトデータを活用した保健指導がなされていると承知しております。

本市におきましても、生活習慣病による医療費の割合が高くなっておりますので、その対

応のための保健指導の重要性は非常に高いと考えております。このため、本市では平成24年度から特定健診の結果を活用しまして、医療機関への受診勧奨や生活習慣改善のための生活習慣病重症化予防訪問事業を保健師、管理栄養士により実施いたしております。

また、生活習慣病の重症化予防には医療機関との連携も重要です。このため、今年度より福岡県南筑後保健福祉環境事務所を中心に、管内の市町と4医師会の担当医師等を交え、生活習慣病重症化予防事業検討会を行い、事業の対象者や医師との連携方法について検討を始めております。なお、平成25年度には新たに1名の保健師を配置し、実施体制の充実を図ったところでございます。

また、本市においても、データをもとにした取り組みを行っております。その一例を申し上げますと、電子化されたレセプトのデータを分析した結果、本市の特徴としまして、高血圧症への対応が重要であることがわかってきましたので、生活習慣病重症化予防訪問事業において重点的に対応をいたしております。

なお、今後の取り組みの方向性についてでございますが、国民健康保険団体連合会によって構築される全国統一の国保データベースシステムが本年10月から稼働する予定になっております。このシステムを用いて、市町村が持つ医療、介護、特定健診等の情報を活用した多角的な分析を行うことで、保健事業や介護予防事業の充実強化を図る上において、必要な情報が得られることとなります。

本市としましては、今後、国保データベースシステムを活用し、さらなる医療費適正化事業の推進及びより効果的な保健事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

データベースのこともしっかり取り組んでいただいておりますし、ジェネリック医薬品への対応も国保連合会に業務を委託して行われているということで、本市は早くからレセプトも電子化されてこういう取り組みはされていると思うんですけども、ジェネリック医薬品への取り組みも、またさらに月に何名か通知をされて、数カ月後になおジェネリック医薬品に変更になっていない方には再度通知をすとか、そういうふうと同じ方に年に3回したらしつこいので、年に2回ぐらいは通知して、もっともっと医療費を減らしていただきたいという取り組みをしていただきたいと思います。現に福岡市がやっているんですよ。かなり効果的な取り組みになっているようですので、そういう先進地の研究をしっかりしていただいて、ジェネリック医薬品が30%が国の目標ですので、うちはまだ30%にはっていないんじゃないかなと思いますので、30%になるぐらいに頑張っていただいたら、少しは医療費はもっと半減すると思いますので、そこら辺の取り組みと、あとデータベースが10月のできるということですので、しっかりそのデータベースに基づいて計画を立てて実践し、そし

て評価し、また再度計画を立てて行うというふうデータベースに基づいた健康管理の取り組みをやっていただきたいと思っておりますけど、ちょっと再度お答えをお願いいたします。

健康づくり課長（高巢雄三君）

まず、本市におけるジェネリック医薬品の普及率の推移を申し上げたいと思っております。

平成23年度は毎月21%から23%の間で推移しておりましたが、平成24年度は毎月23%から31%の間で推移するなど増加傾向にあり、取り組みの効果があらわれてきていると考えております。こういった状況であることから、ジェネリック医薬品の普及目標の達成に向けた取り組みとしましては、先ほど答弁しました差額通知等の取り組みを引き続き実施していくことが必要であると考えております。

また、市のホームページや市報等を活用した啓発につきましても、継続的に行ってまいりたいと考えております。

なお、差額通知につきましては、先進事例の研究をしながら取り入れられるものは取り入れていくというスタンスで臨みたいと考えております。

なお、国民健康保険におきましては、健康医療戦略におきまして、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針を本年度中に改正することを検討するとともに、市町村によるレセプト等のデータ分析に基づく保健事業の実施を推進することとされております。

本市におきましても、国保データベースシステムの活用等によりまして、健康寿命の延伸の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

しっかりと取り組んでいただいていることはわかっているんですけども、やはり医療費の高騰というのは見過ごすわけにはいきませんので、今後とも医療費の適正化に向けた調査研究を推し進めていただき、しっかりと管理をお願いしたいと思います。

これで1点目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、学校におけるアレルギー対策についての質問をさせていただきます。

今回はアレルギーの中でも食物アレルギーの対策について、中心にお伺いしたいと思っております。

昨年の12月、東京の調布市の小学校で、給食を食べた女子児童が食物アレルギーに伴う急性症状、アナフィラキシーショックの疑いで亡くなった問題を受けて、給食のアレルギー対策が改めて問われております。

2007年、文科省が全国の公立学校の児童・生徒約1,280万人を対象に実施した調査では、食物アレルギーがあるのは2.6%、急性症状のアナフィラキシーショックを起こしたことのある児童は0.4%であると発表しております。また、大事には至らなかったようですけれど

も、ことし1月には西宮市の小学校でも学校給食で名称や形が類似した加工品の見落としによって食物アレルギー発症事故が起きております。これはニュースには流れておりません。

本市においても、子供たちが安心して学校生活を送れる環境整備として、食物アレルギー発症事故防止及び万が一の対応策に十分に取り組んでいただきたいと強く感じております。

そこで、お伺いいたします。本市の児童・生徒の食物アレルギーのある生徒さんの現在の現状と対応をお聞かせください。

学校教育課長（松藤敏彦君）

平成25年度に本市の小・中学校において、食物アレルギーに対しての個別対応を実施している児童・生徒数は59人でございます。内訳は、給食停止で弁当持参が2人、アレルギー源の除去給食提供が40人、牛乳のみの停止者が17人となっております。

本市の小・中学校の給食では、それまで施設ごとにまちまちであった食物アレルギーに関する個別対応を平成22年度から市内全小・中学校で統一して実施をしております。内容は、アレルギー源となる食材を調理過程で除去して提供する対応です。除去対象食材は、卵、乳製品、落花生とかゴマ等の種実類、キノコ類、魚介類の5品目です。

個別対応は、医師の診断書を添付した保護者からの申請に基づいて教員が面談を行い、その後各学校で、校長、担任、養護教諭、栄養教諭、給食調理員、学校医で構成する食物アレルギー対応委員会の協議を経て、校長が除去食を実施するかどうかの判断をしております。

児童・生徒の食物アレルギー症状が重い、または食物アレルギー源の原因となる食材が除去の対象ではないなど、本市の食物アレルギー対応給食では対応できない場合は、自宅から弁当を持参していただいております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

本市においても、しっかりアレルギーのある生徒さんに対する対応をしてあるようですが、12月のアレルギー発症事故を踏まえて、食物アレルギー対策を検討している文科省の有識者会議で、8月の中旬に中間報告をまとめております。その中で、緊急事故が起こった場合の対応と役割を決めたマニュアル作成を求めています。

本市の緊急時の対応はどのようになっておりますでしょうか。それと、昨年12月、調布市のアレルギー事故が起こった後、本市において何らかの対応をされたのか、そこら辺のお答えをお願いします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

緊急時の対応のために、本市では主治医、過去の発症例、治療上の注意点などについて、申請時にあらかじめ保護者から申告をいただいております。

万一、アレルギー症状を発症した場合は、原則として主治医の診断を受けることとし、救

急車を使用する必要がある場合など、緊急の場合はあらかじめ決めておいた病院に搬送することにしております。調布市の事件がありまして、柳川市学校給食における食物アレルギー等の個別対応について一部見直しを行い、学校へ周知をいたしました。

1つは、ことし4月からアレルギー対応給食を児童・生徒に配食する際には、児童・生徒ごとに学年、組、氏名、除去対象食材が明記されたアレルギー除去食専用容器に入れて提供することを対象児童・生徒全員に行っています。さらには、除去食の場合、おかわりできないことを徹底いたしました。そのほか、学校は保護者に対し、家庭での事前指導で、子供に自身のアレルゲンについて理解をさせることや、おかずのおかわりをしないことを理解させておくということをお願いしております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

適切な取り組みをされていると理解いたしております。先ほど1番目の質問でも少し答弁いただいたようですけれども、やはり学校給食を提供するに当たっては、提供する前の対応として、しっかりとかかりつけ医、校医、学校、保護者としてしっかりと連携した形で、管理指導表というのをつくっていただきたいと思います。

うちはできているような答弁を少しいただきましたけれども、そういうふうな取り組みについてお聞きいたしますけれども、よろしく願いいたします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

食物アレルギーの管理表についてですけれども、保護者からの申請の際に医師の診断書のほかに、申請書の中で原因物質や症状、対応法、それとかかりつけの病院、主治医、連絡先、学校でのエピペンの保管の希望等の有無についても把握できるようになっております。

また、保護者への面談も実施をしておりますので、ほぼ管理表の内容が対応できているというふうに考えております。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

8月の中旬に有識者会議での報告書の中では、こういうふうにマニュアルをつくることとか、あと管理指導表をつくることとかが組み込まれておりました。柳川市ではしっかり取り組んであるということを理解させていただきましたし、やはり注意しても事故が起こるときは起こりますので、注意に注意を重ねて、なお一層、事故防止対策に励んでいただきたいと思うんですけれども、最後に報告書の中にもありましたように、保育所や学校全体の共通理解と万が一の事態での対応ができるように、校長、管理職を含め、専門家による研修や訓練の実施が必要だと思っております。その中で、先ほども少し触れてありましたようにアナフィラキシーに対する取り組みとか、エピペンに対する取り組みとかもあろうと思うので、全体研修を



強化していただきたいと要望したいんですけれども、いかがでございましょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

議員御案内のように、万一の対応のために研修や訓練というのは必要だというふうに考えております。学校には養護教諭がおりますので、養護教諭が中心となって対応をしております。

また、ことし5月29日には柳川山門医師会の学校保健委員の医師の方々と小・中学校の校長との話し合いで、食物アレルギーやアナフィラキシーショックのことについて触れられております。その際、エピペンの練習用キットを使って実際にエピペンの使用を校長が体験をして、学校のほうに持ち帰っております。そのほか、学校によっては、学校医から研修を受けたりもしているというふうに聞き及んでおります。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

柳川山門医師会の先生と校長先生が研修をされていたということで、校長先生より職員のほうがうんと生徒さんに対応する時間は長いと思いますので、何とか校長先生がそういうふうに研修を受けてこられたなら、柳川市全体の研修を市民会館ですとかというのは非常に難しいかもしれないんですけれども、学校内で共通の認識、訓練を行っていただきたいと思います。何か問題があったらすぐ研修が始まります。その前に研修をしてくださいとお願いしても1個も研修にはならないんですけど、起きてからは遅いんで、何とか学校内だけでも、学校内で23校やってほしいと思うんですけど、教育長いかがでしょうか。

教育長（黒田一治君）

議員の御指摘、子供たちの安全確保ということだと思いますが、子供たちが健やかに育つように各学校で取り組んでおるといように思っております。具体的に、こういったアナフィラキシーとかそういう医学的な問題もございまして、各学校におきましては、学校保健安全委員会を組織いたしております。こういった中で、いろんな研修をやっておりますけれども、議員御指摘のこういった問題についても研修をするように指導してまいりたいと考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

有識者会議は来年3月にしっかりまとめられて報告があるようです。

本市においても、現段階ではしっかりと対応いただいていることは認識しておりますけれども、なお一層自主的な取り組みを進めていただいて、ぜひ学校給食によって悲惨な事故が発生しないように万全の体制を整えていただきたいと思います。

また、現場の教職員だけに緊急対応が求められることのないように、行政と教育委員会、校長が強い危機管理意識を持って取り組んでいただきたいということを申し添えて、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、特別警報等不測事態に備えた取り組みについてお伺いいたします。

重大な災害が起こるおそれ大きいことを知らせる特別警報は、ことし8月30日より運用開始されました。これは、東日本大震災の大津波や、去年の紀伊半島で大きな被害が出た台風12号、そして、忘れられない去年7月の九州北部豪雨災害を教訓として、重大な災害が迫っていることを知らせ、直ちに避難するか、屋内で身を守る行動をとるよう呼びかけるものと認識しております。しかし、この特別警報の発表は市町村ごとである上に、発表基準値が地域によって異なりますし、自治体の判断と防災体制の構築が今後も重要だと思っております。岐阜県では、気象庁が示している基準に満たないゲリラ豪雨でもこれまでの災害の教訓で特別警報と同様の体制で警戒するなど、県独自で判断基準を引き下げて対応することを決めております。本市においても、災害が起きる前に減災に向けた取り組みの強化が重要だと思っております。

そこで、お伺いいたします。特別警報時の本市の対応、また、本市として独自の判断基準を設け、警戒されるのか、お尋ねいたします。

安全安心課長（野田洋司君）

まず、特別警報の発生時の本市の対応についてお答えをいたします。

特別警報につきましては、先ほど熊井議員がおっしゃったような過去の大災害をもとに、気象庁が数十年に一度という災害の基準を定めておりまして、その基準に達すると予想される場合に非常事態としてこれまでの警報より高い警告レベルで発せられるものであります。発令する場合は、注意報、警報と同様に市町村ごとでありますけれども、その段階で既に警報が発せられている自治体、そこに全てに一律に県単位で発せられるということになります。

目下のところ、福岡県においては岐阜県のような別基準は設けないと聞いているところでございます。

そこで、本市の対応でございますけれども、本市の地域防災計画書に定めておりますとおり、警報が発令されますと直ちにいつ何ときでも防災態勢をとっているところでございます。

また、注意報の段階でも状況が悪化するならば、そういうふうに予想されるならば、防災態勢をとっているところでございます。

さきの台風15号及び17号におきましても、台風の進路状況、雨量状況、それから河川状況などを監視いたしまして、注意報の段階から台風15号のときには災害警戒本部を設置しております。また、17号のときには注意配備態勢をとったところでございます。

このように、注意報の段階から早目の対応を行っておりますけれども、災害状況が進行していく場合には、災害警戒本部から次の災害対策本部の設置を行います。そして、段階的に

職員配備の状況、消防団の出動などを行いまして、防災対応に当たってまいります。そして、災害発生がさらに予想される場合には段階的に対象地区への自主避難、または避難準備情報の発表、さらに災害が進行すると予想される場合には避難勧告、それから避難指示というような発令をしてまいります。また、あわせて、市の指定避難所の開設をお知らせしてまいります。

なお、急激な災害の状況によっては避難勧告や避難指示から発令をしていく場合もございます。

このように特別警報が発令された段階では、突発的な大地震を除きまして、避難勧告や避難指示が既に発令された状況になっていると考えておりまして、特別警報の場合は既に絶対的な避難を呼びかけるものとして、防災行政無線、それから緊急速報メール、それから本年度整備をいたします戸別受信機、車両広報などあらゆる手段を使いまして市民に周知をしてまいります。

それから、次に市の独自の判断基準でございますが、本市では既に警報基準での避難勧告等の判断基準を定めております。地域防災計画にも定めておりますけれども、別にマニュアルとして具体的に定めております。発令基準は、避難準備情報、避難勧告、避難指示のそれぞれにつきまして、水害の場合、高潮の場合、津波の場合を設定しております。また、水害及び高潮については、市内を流れます河川ごとに定めております。津波については、有明海、八代海に津波が発生、または到達した場合を想定しまして、避難判断の発令基準を定めております。さらに、本年度この避難判断基準を見直すことにしておりまして、昨年の災害を教訓にしまして、河川上流域まで考慮に入れました判断基準に改める予定にしております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

しっかりとした判断基準を設けて、市民へ周知ができるようになっていっているように受け取りましたけれども、要するにこれは市民の方が本当に危機感を感じていただいて、避難をしていただかなければ、しっかりした基準を設けていても、計画を立てていても、何もならないと思いますので、市民の方への周知徹底をしっかりとやっていただきたいと思います。その周知徹底のほうで、特別警報発令では何よりも住民への情報の伝達と周知が義務づけられています。

本市では、その段階として、ことし設置されました重要な防災行政無線や、6月に予算化されました510カ所の特別無線機が配備されております。これらが常に正常に稼働するためには、しっかりした点検と整備が必要だと思います。ことしは9月11日に訓練が行われるようですけれども、その後は市民への周知徹底に欠かせないこういう情報設備が正常に稼働するような取り組みとして何か考えてありますでしょうか、お聞かせください。

安全安心課長（野田洋司君）

ただいまの防災行政無線の点検等についてお答えをいたします。

本市の防災行政無線は、御存じのとおり本年4月1日から運用を開始しておりますけれども、その作動点検につきましては、毎日午後6時に市内の屋外拡声機37機に北原白秋作詞の「ゆりかごのうた」のメロディチャイムを流して確認をしているところでございます。

それから、今月の11日には全国一斉の防災行政無線の放送訓練が行われます。これは国から送られてきます全国瞬時警報システムの試験放送が自動転送で本市の屋外拡声機全機に流れるようになっておりますので、これが正常に作動するか確認するものでございます。そして、この訓練は毎年1回行われることになっております。

また、防災訓練とか柳川市の防災訓練、それから地域での避難訓練の際にも実施する地区単位で防災無線の放送訓練を行っているところでございます。今後もこれらの訓練等の機会を捉えまして、職員の放送訓練も兼ねまして作動点検を行い、安全を期してまいります。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

しっかり機械の設置はされておりますので、緊急時はしっかり作動するように、そして住民の命を守る伝達が正常に流れますように、整備点検をお願いしたいと思っております。

昨年の災害を教訓として、災害に強いまちづくりとして対策をいろいろと今お聞きした限りでもしっかり対策を講じておられるのはわかりますけど、もう一歩きめ細やかな避難対策が必要ではないかなというふうに思います。

例えば現在、要援護者の防災対策等として、実態調査、名簿づくり等が行われております。しかし、実際避難をするときには一人一人身体状況もさまざまであり、移動するにしても人手が要るとか、車が必要だとか、避難場所の対応や環境整備が十分でなく、避難できないケースもあると思います。要援護者の安全確保のためには、一人一人の状況に合った避難施設の確保が重要だと考えております。また、あわせて本人に避難場所が前もって知らされている体制がとれれば、対象者や家族、また地域の方の安心感は倍増すると思っておりますので、こういうきめ細やかな避難場所の設置をぜひお願いしたいと思いますけれども、答弁をお願いいたします。

安全安心課長（野田洋司君）

御質問の避難支援対策についてお答えをいたします。

本市では、現在、自主防災組織の育成としまして、地域共助によります災害時の要援護者の避難支援体制づくりを進めております。その体制づくりの大もとになりますのが、先ほど議員がおっしゃいました要援護者の登録名簿づくりでありまして、その名簿をもとに防災カードという連絡票を作成しております。この登録名簿づくりにつきましては、福祉課のほう

で進めておりますけれども、これまで民生児童委員さんなどの御協力を得まして、市内の65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方が1,651人、それから75歳以上の高齢者のみの世帯の方が591人、それから障害者の方、こちらが360人、計の2,602人のこの名簿登載を同意された方の把握を行ってきております。そして、そのお一人お一人に対しまして、防災カードを作成しております、この防災カードには要援護者の御家族、御親戚、民生児童委員さんや行政区長さん、隣近所の避難支援者の方の電話番号を記載するとともに、本人の避難時の必需品とか避難場所なども記載をしております、災害時の緊急連絡及び避難支援活動に役立つようにしているところであります。そして、この防災カードを要援護者や民生児童委員、行政区長、避難支援者などに配っているところであります。

それから、この防災カードをもとに市内全校区にあります地区社会福祉協議会を母体としまして、要援護者の避難支援の自主防災活動を推進していただいております。地区社会福祉協議会の皆さんには日ごろの見守り活動を既に行っていただいておりますけれども、このような日ごろのおつき合いがなければ、いざ災害というときの避難活動にはつながらないわけでありまして。

また、災害時に行政区長さんとか民生委員さんだけで避難を呼びかけられるということでは負担になりますので、隣近所の避難支援者の方が安否確認や避難誘導などの行動をとっていただくように進めております。しかしながら、隣近所の避難支援者の方がなかなか決まっておられません。そこで、これらの体制づくりを実現していくためにも地域での避難訓練の実施を推進しているところであります。

ことし3月に、六合地区社会福祉協議会の住民の皆さんによります避難訓練を実施いたしましたけれども、このような避難訓練及びその事前研修を行っていただくことによりまして、住民の皆さんが地域の要援護者の把握、それから避難支援者を決めていくということ、それから避難経路、避難場所などをお互いに情報共有することができるわけでありまして。

市では、本年度も地域での避難訓練を計画しておりますので、これらの訓練を通じまして、本市の避難支援体制を構築してまいりたいと考えております。あわせて、この避難支援体制づくりには地域の消防団の連携協力も得まして、実働的な体制に高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

言いたいのは、要援護者名簿とかをしっかりとつけていただいて、避難指示とか近所の方、区長さん、民生委員さんが避難をさせ切る方がいいとですたい。避難させられない人、例えば障害が重くてお母さんだけ見てあるとか。避難をしてくださいと近所の方は、区長さんは、民生委員さんは一生懸命回っておりますけど、いざ、ほんならどこに避難すればよいか

といったときわからないと。そういうきめ細かなそういう体制づくりを非常に難しいかもしれないんですけど、個人個人でできている方はいっぱいいらっしゃいます。また、避難場所に行かなくて、家におられたほうがうんと安全な方もたくさんおられます。しかし、避難しなければいけない方もいらっしゃいますので、そういう方のさらなる名簿アップをしていただいて、しっかりこういう方たちが何かあったときに、すぐに安心して向かえる避難場所を確保してくださいというのが私のきょうの質問の一番言いたかったことで、もう答弁は結構ですけど、しっかりこちら辺を要望しておきたいと思います。

毎年の気候変動で、どの地域でもいつ何どき災害が起きても不思議でないような状況です。行政としても対応に追われて大変対策に戸惑われる部分もあると思いますけれども、こういう住民の小さな声にもしっかり耳を傾けていただきたいということを要望いたしまして、3番目の質問は終わらせていただきます。

次に、最後の介護ボランティア制度導入についてお伺いいたします。

介護保険制度が開始以来、保険料と税金から支払われる介護給付費は年々伸び続けております。これに伴って、個人の保険料も上昇の一途です。本市においても、また各地でも介護給付費の抑制のために予防重視の政策が展開されております。そんな中で、着実に広がっているのが介護ボランティアポイント制度であると思っております。

この制度は、2007年に介護予防のために市町村が行う地域支援事業の一環としてスタートしております。2011年3月には47市町村で実施されて、13市町村が実施予定の事業としてだんだん広がりつつあり、またボランティア参加者の人数もだんだんとふえてきております。この事業は、ボランティアをするとポイントがたまり、換金もできるという制度で、当初は高齢者の介護予防とともに、ポイントを介護保険料の一部に充ててもらうのが狙いでしたけれども、先進地では世代間の支え合いを取り入れるなどの新たな取り組みも今、生まれてきております。

高齢者の社会貢献活動を促し、また健康寿命を延ばす取り組みとして、関心は高いと考えております。本市においても、全国的に広がりつつある介護ボランティアポイント制度を導入していただきたいと思っておりますけれども、答弁をお願いいたします。

福祉課長（稲又義輝君）

お答えいたします。

本市におきましては、本格的な高齢社会の到来、核家族化や単身世帯の増加、家族意識の変化などに伴い、高齢者保健福祉施策のさらなる推進と充実を図ることを目的に、平成24年度から26年度の3カ年を計画年度といたします柳川市高齢者保健福祉計画を策定いたしまして、推進をしているところでございます。

本計画では、ひとり暮らしの高齢者や、認知症高齢者などを地域で見守り、支え合う体制づくり、介護予防の推進、地域包括ケアシステムの推進など、住みなれた地域で安心して生

活し続けることができるよう、諸課題の解決に取り組んでいくことといたしております。この計画の中での課題の一つとして、ボランティア活動の推進を盛り込んでいるところであります。これは介護予防を主眼とし、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える体制などのシステムづくりを進めようとするものでありまして、あわせて介護保険料、医療費の負担抑制効果にもつなげようとするものでございます。熊井議員御指摘のように、介護ボランティア制度は、今後ますます高齢化が進んでいく中、高齢者の皆様の生きがいづくり、そして社会参加促進という面からも今後の重要な課題であるというふうに受けとめております。

したがいまして、本市といたしましては、柳川市高齢者保健福祉計画に沿って、今後は介護ボランティア制度導入に向けて、先進地の視察や制度立ち上げの条件整備を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

今回、私がこの事業を提案いたしましたのは、今、私たちは歴史上かつてない長寿社会を生きております。厚生労働省が各行政区に配付した資料に、介護保険制度を活用した高齢者のボランティア活動の支援については、地域でボランティア活動に取り組む高齢者の活動実績をポイントとして評価し、このポイントの用途については自由です。そして、地域の創意工夫のもとに元気な高齢者が地域に貢献できるような多様な取り組みを推進してほしいというふうにあります。

政府の推計によりますと、15年後には世帯主が65歳以上の世帯が約1,900万に及びその7割がひとり暮らしか高齢者夫婦世帯であると言われております。また、独居高齢者がふえますと、身の回りの不自由さや孤立が懸念されるわけです。要介護状態に移行する防止策としても、この事業は必要だと考えております。これまで本市は高齢者支援の施策も多く実施されてきていただいておりますけれども、高齢者の増加に伴って安心して暮らせるまちづくりを目指し、またさらに一歩進めるためにも、この介護ボランティアポイント制度導入を強く要望したいと思います。久留米市ではいち早く本事業を導入することを決議されているようですので、本市の取り組みについてもう一度伺いいたしますので、よろしく願いいたします。

市長（金子健次君）

大筋については、市の考え方については先ほど高田部長がお答えしましたけど、私のほうで補足をさせていただきたいと思います。

今後、高齢化が急速に進む中において、いかに元気な高齢者の方々をふやしていくかが重要ではないかというふうに考えております。このためには、高齢者の皆さんが介護支援ボランティア活動を通じまして地域貢献されることを積極的に支援をし、高齢者自身の社会活動

を通じた介護予防を推進しまして、生き生きとした地域社会をつくっていきたいと考えているところでございます。

介護予防の一環として、ボランティア制度については介護保険料引き下げの効果も期待ができるものとして、次年度の強化施策として位置づけたところでございます。

したがいまして、本市といたしましては、平成26年度において、この制度の仕組み及び制度設計の立ち上げに向けまして取り組んでまいりたいと考えております。今、久留米市の例も示していただきましたが、仕組み、制度設計に当たりましては地域の特性を踏まえながら、柳川市にふさわしい制度にしてまいりたいと思っているところでございます。

以上、回答といたします。

3番（熊井三千代君）

前向きな答弁、本当にありがとうございました。

社会保障と税の一体改革の中で国民会議がありまして、中間報告を見ておりますと、要支援1、2は地域事業に移行するようなことも、まだ本決まりではありませんけれども、そういうふうな考えも書いてありましたので、なおこういうボランティア制度というのはしっかり充実をしていただきたいと思えます。先ほど市長も言われましたように、先進地をしっかりと研究していただきまして柳川市に合った柳川市で充実したボランティア制度、そして事業にさせていただきますように要望し、質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後4時12分 延会



# 柳川市議会第4回定例会会議録

平成25年9月10日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

1番 三小田 一 美	2番 荒 卷 英 樹
3番 熊 井 三千代	4番 白 谷 義 隆
5番 梅崎 昭 彦	6番 近 藤 末 治
7番 立 花 純	8番 河 村 好 浩
9番 荒 木 憲	10番 高田 千壽輝
11番 諸 藤 哲 男	12番 太 田 武 文
13番 吉 田 勝 也	14番 山 田 奉 文
15番 矢ヶ部 広 巳	16番 緒 方 寿 光
17番 古 賀 澄 雄	18番 藤 丸 正 勝
19番 田 中 雅 美	20番 島 添 勝
21番 樽 見 哲 也	22番 伊 藤 法 博
23番 梅崎 和 弘	24番 浦 博 宣

## 2. 欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	黒	田	一	治
総	務	大	坪	正	明
会	計	武	藤	正	純
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	高	田	淳	治
建	設	野	田		彰
産	業	古	賀	廣	介
経	済	高	崎	祐	二
部	長	古	賀	輝	昭
兼	大	平	田	敬	介
和	庁	白	谷	通	孝
庁	舎	椀	島	謙	治
舎	長	島	添	守	男
消	防	樽	見	孝	則
人	事	高	巢	雄	三
秘	書	稲	又	義	輝
課	長	松	藤	敏	彦
総	務	石	橋	正	次
課	長	中	村	敬	二
企	画	成	清	博	茂
課	長	安	藤	和	彦
財	政	松	尾	昭	義
課	長	大	淵	洋	祐
税	務	田	中	利	光
課	長	藤	丸		博
健	康	乗	富	祐	治
づ	く	野	田	洋	司
り	課	武	田	和	時
課	長				
福	祉				
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				
水	産				
振	興				
課	長				
ま	ち				
づ	く				
り	課				
課	長				
商	工				
振	興				
課	長				
区	画				
整	理				
推	進				
室	長				
観	光				
課	長				
安	全				
安	心				
課	長				
消	防				
本	部				
警	防				
課	長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江	崎	尚	美
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

議会事務局次長兼議事係長 亀 崎 公 徳  
 議会事務局庶務係長 池 末 勇 人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	15番 矢ヶ部 広 巳	1. 市民武道場改築に伴う代替措置 2. 認知症対策 3. 熱中症の発症は 4. 結婚サポートセンター「なかだっつあん」 5. 有明海覆砂工事で規格外の海砂利用が判明したが	教育長 市長 " " "
2	8番 河 村 好 浩	1. ゆめタウン出店の進捗状況は	市長
3	4番 白 谷 義 隆	1. 今後の財政運営について 財源の確保 経費の削減 新たな住民要望に対する対応 2. 川下りコース掘割の整備	市長 "
4	9番 荒 木 憲	1. 公共施設建設での国産材の利用について 2. 安心、安全の取り組みに柳川市独自の条例制定は 3. 柳川市の文化遺産である市指定文化財の現状及び新規指定とその保存化は	市長 " "
5	22番 伊 藤 法 博	1. 農業振興政策について 農地整備 地産地消 湛水対策 塩害対策	市長

午前10時 開議

議長(浦 博宣君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問について

議長（浦 博宣君）

日程1 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。15番、市民クラブ、矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

月日のたつのは本当に早いもので、光陰矢のごとであります。光は日を、陰は月を、私たち議員も選挙で審判を受け、はや3年が終わろうとしております。1年後には4年間の任期満了を迎えます。金子健次市長は4月に選挙を終えたばかりでございます。昨年7月の大水害がうそのように再興再建が目に見えて進んでいることに、心から市長にねぎらいを申し上げます。

しかし、この復興もまだまだ緒についたばかりであります。一日も早く出の橋、大門橋が新しくかけかえられまして、市民が安心して暮らせる社会の実現に向けて力を注いでいただくようお願いいたします。

さて、私は、最初に、市民武道場改築に伴う代替措置は、2つ目に、認知症対策について、3つ目に、熱中症の発症は、4つ目に、結婚サポートセンター「なかだつあん」について、最後に、有明海覆砂工事で規格外の海砂利用が判明したが等、5点について質問をさせていただきます。

あとは自席にて一問一答形式で質問します。議長のお取り計らいをよろしく願いいたしまして、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

15番（矢ヶ部広巳君）続

最初に、新町にあります市民武道場改築に伴う代替措置について伺います。

まず最初に、工期はどのようになっているでしょうか、お知らせお願いいたします。

生涯学習課長（石橋正次君）

柳川市民武道場改築工事の工期につきましては、本年9月3日から平成26年3月14日までの工期となっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。ほぼ半年ということですね。

そこで、武道場でありますから、柔道とか、あるいは剣道とか、空手とかに限定されると思いますが、利用されているサークルの種類と、その利用状況を教えてください。

生涯学習課長（石橋正次君）

サークルの利用状況はということでございます。

現在、柳川市民武道場を利用されている団体につきましては、4団体、7グループに利用をさせていただいております。健康体操の4つのグループが、毎週月曜、火曜、水曜、金曜日の午前中に、それぞれ約15名の方が利用をさせていただいております。そのほかでは、空手の団体、これが毎週月曜、水曜、金曜日の午後7時から10時まで約30名の方が、それから合気道の団体、毎週火曜、木曜、土曜日の午後6時から9時まで約30名の方が、そして柔道の団体、同じく毎週火曜、木曜、土曜日の午後6時から9時まで約20名の方が利用されています。

なお、合気道と柔道につきましては、同じ時間帯に御利用いただいておりますけれども、2つの部屋がございますので、それぞれ2つの部屋で利用させていただいているということでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

工事期間中の、つまり半年間は当然利用されませんから、その間、利用者に迷惑をかけるということになるかと思えます。

そこで、利用者から代替措置のあっせん要請を市が受けた場合にはどのように対応されるか、伺いたいと思えます。

生涯学習課長（石橋正次君）

工事期間中の練習場所につきましては、柳川市民武道場の工事期間中の代替措置ということで、現在、利用されている団体と既に協議を事前に行っているところでございます。

それで、最終的に、それぞれ代替措置が決まっておりますので、申し上げたいと思えます。

まずは、健康体操の4グループにつきましては、柳河小学校の多目的ホールや柳川市民体育館を利用されるということでございます。また、空手の団体が東宮永公民館の大ホール、それから合気道の団体が柳川警察署の道場を、それから柔道の団体が柳川高等学校の道場を、それぞれその期間については利用していただくということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり市の対応によって、その健康体操とか合気道とか全ての団体がスムーズに代替措置が終わったということですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）全く1つも漏れていないということでございますか、どうでしょうか。

生涯学習課長（石橋正次君）

今、議員がおっしゃるとおり、基本的には4団体のほうに個人的に当たっていただきまして、どうしても都合がつかないという場合は、生涯学習課のほうで御相談に乗りまして対応したところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。原則は利用者で探すということになっておるそうでございますが、生涯学習課のほうで本当に親身になって探してもらって、結果的にはお困りにならなかったということで、大変ありがたいことであります。心からお礼を申します。本当にありがとうございました。

それでは、次の項の認知症対策はについて伺いたいと思います。

御案内のとおり、認知症は特定の人がかかる病気ではないと言われております。年をとれば誰もが患者になり得る病気であります。

そこで、認知症の患者や家族を支援する行政の体制整備が喫緊の課題であると思います。

まず、認知症の患者数の把握がありましたら教えてもらいたいと思います。

福祉課長（稲又義輝君）

認知症高齢者の数についてお答えいたします。

厚生労働省が介護認定のデータをもとに平成24年8月24日付で発表いたしました、平成22年9月現在の認知症高齢者の日常生活自立度2以上の高齢者数は、全国で高齢者全体の9.5%、280万人となっております。この日常生活自立度2とは、日常生活に支障を来すような症状や行動、意思疎通の困難さは多少見られても誰かが注意すれば自立できる状態と定義されております。この具体的な症状につきましては、たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理など、それまでできたことにミスが目立つとか、また、薬の管理ができない、電話の応対や訪問者との対応等、1人で留守番ができない、そういった例が言われております。

そこで、本市におきましては、本年4月1日現在において、要介護認定を受けている方のうち、主治医意見書による日常生活自立度2以上の認知症高齢者数は2,190人となっております。これは65歳以上の高齢者1万9,869人の11%に当たり、全国平均より高い割合であります。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。全国では9.5%で280万人の方が認定の2以上だと、本市では65歳以上は1万9,869人のうち2,190人もおられると、全国平均の9.5%を上回って11%もおられる。つまり100人のうち11人は認知症だということでもありますね。

したがって、今まで市として認知症の対応はどのようになされたのか、教えてください。

福祉課長（稲又義輝君）

お答えいたします。

市の対応につきましては、まず、ハード面では、現在、認知症対応型グループホーム、10カ所、171床を整備いたしております。また、通所サービスを中心に、訪問や泊まりを組み

合わせた小規模多機能型居宅介護事業所を4カ所整備をし、認知症高齢者や介護家族を支えています。本年度、さらに小規模多機能型居宅介護事業所、2カ所を整備する予定でございます。

一方、ソフト面では、平成24年3月に柳川市高齢者等徘徊SOSネットワークを構築いたしております。徘徊等による行方不明者が発生したときは、市内54カ所の登録団体への情報提供とともに、消防情報メールや防災メールを通じて市民へ情報を発信し、徘徊者の早期発見と適切な保護ができるよう協力体制を整えております。

さらに、平成24年5月には、認知症による徘徊が市内だけでなく近隣市町に及ぶケースがあるため、筑後地区12市町で広域連携の協定を締結いたしております。

あわせて、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者になっていただくために、市内各種団体や希望される行政区などで、認知症サポーター養成講座を実施いたしております。今年度は、新たに小学校5年生の児童全員や市職員にも講座を実施し、現在、2,435名の方がサポーターとなっております。

次に、地域包括支援センターにつきましては、本年4月1日付で広域連合より本市へ移行し、成年後見制度や権利擁護事業の紹介、虐待や消費者被害への対応など、認知症に関連する相談等を行っております。

その他に、認知症予防にも効果がある介護予防教室やハッピー音楽教室の開催、GPS機能を使った徘徊高齢者家族支援サービス事業なども行っております。

また、本年3月1日号の市報には、6ページを使って特集を組み、市民の皆さんに認知症に関する理解を求めるとともに、相談窓口や市が行っております支援サービスなどを掲載し、認知症に関する啓発を行ったところであります。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

今の報告によりますと、グループホームが10カ所と、それから多機能型が4カ所と、そして本年度に2カ所と、この多機能型4カ所のうち、私は矢加部校区に住んでいますが、市長のお取り計らいによりまして、おひさまが開設をしていただきまして、非常に地元住民も喜んで利用をさせてもらっております。

今、報告がありましたが、本年度、2カ所、多機能型ができるということではありますが、どこどこでしょうか、よかったら教えてください。

福祉課長（稲又義輝君）

今年度、2カ所につきましては、蒲池地区と大和地区でございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。つまり蒲池地区と大和地区ができるということですね。

それでは、これからの認知症対策の対応ですね。どのようにされるつもりなのか、よかったら伺いしたいと思います。

福祉課長（稲又義輝君）

これからの対策でございますけれども、超高齢化社会を迎え、今後、認知症の方がふえてくることが予想される中、尊厳を持って自分らしく生活していただくことが何より重要であると考えております。このためにも、認知症になっても住みなれた地域での生活を継続していただけるよう、今後も高齢者の皆様やその御家族のニーズを把握するとともに、高齢者施策のさらなる充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。食べたメニューを思い出せない。朝は何ば食うてきたやろか。御飯やったろうか、パンやったろうかと。これだけだったら、これは単なる物忘れだから、そう心配は要らないと言われておりますが、食べてきたのに、きょうは食べとらん。食べたこと自体を覚えていないのは、これは認知症の疑いがあって、専門の医者に見せるべきだということはよくわれております。今、先ほど課長言われたように、ますます高齢化は急速に進むことが予想されます。

そこで、新年度予算の編成に当たっては、認知症対策に対する増額は不可欠と思われれます。市長、よかったら答弁をお願いしたいと思います。

市長（金子健次君）

今、課長のほうが答弁をいたしました。今期、2カ所です。蒲池地区と大和地区で小規模多機能を新設するわけですが、今後の対策としてはいろんな形で、私自身さえも将来はそういう症状になるかもしれませんし、これからこの予算につきましても、できる限りその範囲内で、市の範囲内でやっていくというふうを考えておりますけれども、今後、その関係ではやっぱり予防のほうを重点的に取り組まなければいけないというふうに思っているところでございます。今市は介護保険広域連合に入っております、そういう面でも十分先進地とも親しくしながら、そういう将来にならないような形を努めていくような形を、どうすればならないのかということもあわせて、予防も含めて、今後、検討しなければならないというふうに思っています。予算については、いろんな形で、今後、予防策については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

トップリーダーとしてよろしく願いをしておきたいと思えます。

ところで、ことしも敬老の日も近まりました。柳川市には100歳以上は何人おられますか、この5年間の推移を教えてください。



福祉課長（稲又義輝君）

100歳以上の高齢者の数をお尋ねでございます。5年間ということでございますので、21年度から4月1日現在で御報告をさせていただきます。21年が44人、22年が47人、23年が43人、24年が44人、25年が44人。ちなみに男女別、25年で申し上げますと、44人のうち男性が6人、女性が38人でございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

確かに今の報告によりますと、統計どおりにやっぱり女性のほうがもうほとんどだと。私も姉が施設にお世話になっておりましたので、施設によく行きましたが、もうほとんど女性ばかりで、男性は隅っこにこうしてあるというような状況でございます。

冒頭述べましたとおり、この認知症というのは誰もが患者になり得る病気であります。なぜ認知症がこんなに多いかといいますと、それは簡単なこと、人間が死なんからですよ。長生きするからです。認知症という病気というのは当然長寿社会の、これは言うからには、宿命だろうと思います。

そこでよく言われるのが、教養と教育のない人はぼけますよと言われてます。何も大学に行っとらんけん、余り勉強しとらんけん、本ばしっかり読んどらんけん、ぼけるということではありません。何もせずに家でぶらぶらしておる、テレビばかり見よる、何も考えずにいたらぼけるのは当たり前であります。つまり、きょう用のない人、きょうはどこにも行く用のない人はぼけるということでありまして。認知症対策は言うまでもなく、いかに脳を活性化させるかにあります。脳の活性化には料理をつくることは大変いいことだと言われております。

そこで、男性の料理教室というのが、前、三橋町にありましたが、そういうのを開催して、これも一つの私に対策の方法ではないかと思いますが、どうでしょうか。

福祉課長（稲又義輝君）

議員提案の料理をつくるというふうなことですけれども、今後の介護予防教室の中で、そういったことも含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

なぜ私がそう言うかといいますと、女性の方はそんなに心配はないと思う。人生で一番悲しいことは、年をとって妻に先立たれ、男が1人になって料理もつくり切らん、洗濯もし切らん、掃除もしからしか。こんな惨めな生活を、これこそ哀れです。それにかてて加えて、年の行った息子が結婚もせずに同居していたら、それはそれはであります。だから、金子市長が力を入れられている「なかだつあん」は、大変に私は理にかなったものであると思います。どうかそういうことを考えられまして、答弁は要りませんが、これからの参考にして

いただきたいと思います。この質問は、これで終わります。

3つ目に、熱中症の発症はについて伺いますが、私は、毎朝4時から1時間、はだして太田川沿いを歩いておりますが、すると、必ずと言っていいほどピーポーピーポーの声を耳にします。時には、わずか1時間のうちに2度も聞くこともあります。こんな朝暗いうちからと、そのたびに救急車を呼ばれた家族の慌てぶり、私も何度か経験をさせられましたので、痛いほどにわかります。さらには、仕事とはいえ、昼夜を分かたず市民の安寧のために御尽力いただいています救急隊員の皆さんに、心から感謝を申し上げる次第であります。地球の温暖化が叫ばれ、年々気温が急上昇いたしております。この異常気象で今夏の熱中症による救急車の出動件数を月別に明らかにしていただきたいと思います。消防署もよろしく願います。

消防本部警防課長（武田和時君）

矢ヶ部議員の熱中症の発症についてのお尋ねですので、お答えいたします。

まず、今夏の消防本部観測の気温データを申し上げます。5月から8月にかけて、30度以上の夏日が44日、35度以上の猛暑日が4日。また、8月19日から21日にかけて、35度以上の猛暑日が連続しております。最高気温は35.3度ございました。このような中、管内の今夏の熱中症による救急出動件数は、9月1日現在で、5月が5件、6月が5件、7月が17件、8月が30件となっております。合計57件の救急出動となっております。

また、参考までに申し上げますと、17歳以下が8名、18歳から64歳が24名、65歳以上が25名の搬送となっております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。17歳以上の方もこんなに多いということで、今、報告を聞いて、驚いておるところであります。

それから、柳川市のこの5年間の年度別の最高気温と最低気温を教えてください。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

過去5年間において、平成25年8月11日及び8月17日に消防本部観測データで35.3度、この2日、最高気温を記録しております。

また、夏日についても44日、猛暑日も4日と、過去5年間において最高の記録をしております。

最低気温については、こちらのほうデータがございません。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。いかに柳川も暑かったかというのが、このデータでわかります。

次に、救急車で女性を搬送していただくときに、女の隊員が見えられると、何かしら家族のほうはほっとします。非常に安心します。心強いものがあります。これはもう経験した者でないとはわかりません。

そこで、柳川市には現在、女性隊員は何名おられるか、よかったですら報告をお願いします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

柳川市消防本部では、女性の消防士、これが1名おります。この1名については救急救命士の資格を有している隊員でございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。市長、どうでしょうか。私は1名では少な過ぎるんじゃないかなと思うんですが、簡単で結構ですから、よかったですら所見をお願いいたします。

市長（金子健次君）

私は何かゼロかなと思っておったんですけども、1名ということで。今後、複数の人数で対応しなきゃならないかなというふうに思っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。よろしくをお願いいたします。

次に、消防署の方で熱中症による出動要請というのがわかっておったら教えてください。さっきの報告とダブるかもしれませんが、よかったですら5年間のデータがありましたら、なかったらもうないで結構でございますが、よろしくをお願いします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

過去5年間、熱中症による救急出動件数でございますが、平成21年が14件、平成22年が44件、平成23年が11件、平成24年が17件、平成25年は先ほど申し上げましたとおり57件となっております。過去5年間において、ことしが最も多い救急出動件数となっております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。データによりますと22年と25年がかなり多いということになっております。あってはならないと思いますが、不幸にしてこの熱中症で命を落とされたというのは上がっておりますでしょうか、どうでしょうか。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

過去5年間におきまして、熱中症で救急搬送された方で死亡された方はございません。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。もうそれは幸いと思います。

次に、これは健康づくり課の担当になると思いますが、熱中症に対する予防対策、あるいは啓蒙といいまじょうか、そういうことがありましたらよろしく願いいたします。

健康づくり課長（高巢雄三君）

熱中症予防における市の取り組みについて答弁申し上げます。

熱中症は気温が高いときだけでなく、湿度が高いときも発症しやすくなります。高齢者では温度に対する感覚が弱くなるため、室内でも熱中症になることがありますし、乳幼児は体温調節機能が十分に発達していないために、特に注意が必要になります。近年は気温の上昇に伴い、早い時期から熱中症になる方があり、市としても早い時期からの啓発を行っています。市報では6月1日号において、高齢者を主な対象といたしまして注意喚起を行っております。また、7月12日には、市のホームページの新着情報に熱中症対策について掲載しました。8月23日からは、環境省で作成されました熱中症の予防と対処法のチラシを各庁舎で配布しており、さらに8月26日には、熱中症への注意を続けていただくようにホームページの新着情報に、再度、掲載しております。

今後もまだ暑い日が続くと思いますので、さらなる熱中症予防の啓発に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。喉が渴いたと感じたときに水を飲む。もうそれではだめだと言われております。定期的に水分を補給することが熱中症の予防になるとよく言われる防止策のようであります。あらゆる機会を通じまして、市民の健康づくりに邁進されますことをお願いいたしまして、この項を終わりいたします。

4番目の、結婚サポートセンター「なかだっつあん」についてお伺いをいたします。

少子化や定住対策の一環で、柳川市が2010年7月に大和公民館内に開設した結婚サポートセンター「なかだっつあん」が着実に成果を上げていることは、金子市長の功績は、私は大なるものがあると心からたたえるものであります。現在は、みやま市や大牟田市と3市共同で運営をされておりますが、さらなる成果も図っているようでございますが、具体的に教えてください。

企画課長（椋島謙治君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃいますように、現在、3市共同で運営は行っております。柳川市単独で運営しておりました平成23年3月末時点では、男性65人、女性36人の合計101人の会員数でござ

いました。

しかし、本年8月末現在では、男性286名、女性226名、合計512名の方に登録をいただいております。初年度と比較しますと会員数は約5倍までふえ、現在も毎月10から15名程度の方に御登録をいただいている状況でございます。

これまでセンター主催のイベントや会員同士の組合等を通じまして、婚約が7組、結婚が6組、計13組の実績が上がっております。さらに現在、10組の方が交際中でありまして、今後もセンターを通じて、婚約、結婚のうれしいお知らせが続くものというふうに期待しております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

それでは、この5年間の本市の結婚は、「なかだつあん」と関係ありませんが、結婚は何組あったでしょうか。よかったら、データがありましたら、この5年間の市の結婚の組、何組ずつあっているか。前もって予告をしていなかったから、今、手持ちがなかったらもうそれでいいですから。（「後ほど」と呼ぶ者あり）はい、いいです。それは済みませんでした。予告しておけばよかったんですけども。

今、報告がありましたように、開業から丸3年で、しかも、この3つの市が一緒になったことで、会員数もずっとふえた。結婚者もふえた。婚約者もふえた。今、カップルも誕生しておるということで、大変に喜ばしいことと思います。この「なかだつあん」に似たものが他市にも、ほかの市にも開設されてあるようではありますが、他市との交流はあっておるか、あっていないのか。簡単にいいですから、報告をお願いいたします。

企画課長（椋島謙治君）

他市との交流は行っているかという御質問でございます。

現在、八女市、筑後市、広川町の共同で運営する八女・筑後結婚サポートセンターというのが、八女市内に設置されております。そちらのセンターと本市センター、会員相互の新たな出会いの場の提供を目的に合同パーティーを定期的で開催しております、交流を図っておるところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

先日の5日の有明新報に載っていましたが、見てあると思いますが、柳川市でも婚活パーティー、これが柳川市の商工会議所、柳川商工会議所青年部による第2回の参加募集ということで載っておりました。こういう柳川の商工会議所との交流、あるいは農協がするとか、きのうやったですか、うきはが農協主催でそういうことをしておるということが載っていましたが、こういうとの交流も、今後よかったら交流をしていかれて、できる限り多くの方から、そういうふうな婚約が調う、そういう方向の参考にさせていただきたいと思いますが、ど

うでしょうか。

企画課長（椋島謙治君）

矢ヶ部議員のおっしゃるとおりだというふうに思います。この前の商工会のほうが開催しましたお見合いにつきましては、このセンターのほうからも会員の御紹介等をいたしております。幅広く出会いのチャンスをつくるというスタンスで進めております。

今後もより広域的に進めることで、当然チャンスが広がって成婚する確率が上がりますので、そういう方向で今後も運営していきたいというふうに思っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

よろしく願いしておきます。

それでは、最後の5番目の、県の有明海覆砂工事で規格外の海砂利用が判明したがについて伺いたいと思います。

宝の海、有明海の再生を目指して、柳川市内の自営業者や漁師さん、あるいは学生ら29人でNPO法人S P E R Aですか、が設立されておりますが、市としては御存じでしょうか、伺います。

水産振興課長（松尾昭義君）

NPO法人S P E R A、森里海・時代を拓くのNPO法人が柳川市内にあることや、また、福岡県NPOボランティアセンターに法人登録をされておることについては確認をしております。

15番（矢ヶ部広巳君）

確認はしているということではありますが、ここの交流は今までにされたかどうか、よろしく願いします。

水産振興課長（松尾昭義君）

NPO法人との交流でございますけれども、法人の内山理事長が4月に水産振興課のほうにお見えになりまして、NPO法人S P E R Aの活動趣旨や、また取り組みについて説明されました。また同時に、8月4日、久留米市の石橋文化センターで行われる第4回有明海シンポジウム、森・川・干潟をつなぐ有明海再生、未来を拓く3つの森を考えるの講演会の開催に当たり、柳川市に講演の依頼がありましたので、快諾をしております。

また、現在、NPO法人S P E R Aが京都大学の田中克名誉教授を代表とする有明海再生研究会と共同で、大和干拓地先に500平方メートルにカキ殻やキレートマリンを設置し、アサリ稚貝の定着を促進する矢部川河口域における漁場再生実験を、漁連や有明海水産研究所の同意を受けながら実施されておりますので、この実験の成果にも期待をしているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

きょうもこのS P E R Aの活動について有明新報に載っておりましたが、かなりの活動を活発にされておるようでございます。

そこで、県の有明海覆砂工事で、残念ながら規格外の海砂利用が判明いたしました。新聞に載っていたとおりであります。これについて、市として何か対応をされたのかどうか、伺いたいと思います。

水産振興課長（松尾昭義君）

覆砂事業の規格外の砂の使用でございますけれども、覆砂事業の砂の数量や規格外の砂の使用がマスコミから報道されております。よって、8月5日の福岡県有明海漁業振興対策協議会の総会においても、その件が理事の中から質問されました。その際、協議会の会長である市長より、有明海再生特別措置法に基づき、地元から要望した重要な事業でもあり、今後、事業を進めていく上で、市民やマスコミに疑惑を持たれないように慎重に事業を進めてもらいたいと、県へ強く要望されております。

なお、砂の数量については、調査の結果、契約どおりの数量が投入され、工事が完了されているとの、福岡県の水産局は6月1日、記者会見で発表しております。

また、規格外の砂の利用については、検査を合格しており、規格どおりの砂が投入されているということでございました。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり解決はしておるということでしょうか。

水産振興課長（松尾昭義君）

解決ということではございませんで、マスコミの報道があったということで県のほうで調査しており、そして、その中でも規格どおりの砂が投入されたという回答を得ておるところでございます。その後のことについては、まだ県のほうから報告は受けておりません。

15番（矢ヶ部広巳君）

もし今、課長が報告されておるとおりが事実とすれば、今御存じのように、漁業者の方が県に対して、ある程度の大きい砂を使うべきところを小さい砂を使っておった、それで損害を与えたやっかということで、今、請求をなされておりますが、今、課長の報告であれば、聞くところによりますと、もう解決したと、そういうことではありますが、私はそのようにまだ聞いておりませんがね。どうでしょうか。

水産振興課長（松尾昭義君）

確かに福岡県地裁に沖端の漁業者5名の方が住民訴訟を起こされているという報道がございましたが、まだその件につきましては詳しい事情を県のほうから聞いておりませんで、また今後は、福岡県からその件につきまして十分情報収集を行うとともに、また今後も、その

経過については注意をしていかなければならないとは考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

これが事実とすれば、私は、これはもう明らかに犯罪であると思います。柳川市の業者は、今言いましたように住民訴訟を福岡地裁に起こされております。こんな詐欺まがいの行為が行われていたことに、心から住民の一人として憤りを覚えております。市としても、県に対してしっかり苦言を申し込みたいと、二度とこんなことが起きないように強く求めますが、市長、よかったら簡単で結構ですが、所見をお願いしたいと思います。

市長（金子健次君）

今、松尾課長のほうが答弁した内容でございますけれども、私自身も有明海再生特別措置法に基づきまして、そういうふうな疑惑を招かないような覆砂事業をやってもらいたいということで、福岡県に対しても、当局に対しても、お願いをしまいたところでございます。柳川市民のほうから、こんな形で地裁のほうに訴訟されたわけですけれども、これにつきましては、福岡県からのいろんな情報等も、また裁判の経過についても注視をしていきたいというふうに思っているところでございます。

したがって、こういうようなことが、疑惑が生まれる行動をされること自体が、本当にせつかくの事業が、多額の費用をかけて、国、県がやっておりますので、私はないように、福岡県もきちんとした調査、検査をしていただきたいというふうに思っているところでございます。

しかしながら、記者会見等を見ますと、そういうことはなかったということでございますので、一安心をしておりますけれども、裁判の経過等も注視していきたいというふうに思っております。

15番（矢ヶ部広巳君）

ひとつくれぐれも市長よろしく願いいたします。

国の仕事であろうと、県の仕事であろうと、皆さんからいただいた貴重な税金であります。きのう、梅崎議員も、この覆砂のことについて一般質問をされました。できる限りダブらないようにということで質問をしたわけですが、平成13年度から、毎年、国が10億円、県が10億円ずつを投資して、この覆砂事業に当たっております。つまり毎年20億円ずつを、平成13年度ですから、今年度を加えましてもう既に260億円の税金を投入しておるということであります。これが、確かにその260億円が有明海の再生につながるようになるように、そういう業者の方も本当に皆さんの貴重な税金ということで仕事をやってもらいたいと思います。

したがって、その大切な税金が正しく使われているのか、常に検証をしていくことは行政の当然の責任でもありますし、私たち議員の仕事であります。しっかり両眼を見開いて、こ



れからも市民の代表として精進することを約束し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時2分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、8番河村好浩議員の発言を許します。

8番（河村好浩君）（登壇）

8番河村です。インターネットやモニター中継をごらんの皆様、そして議場の皆様、おはようございます。

ことしの7月31日に結成いたしました新会派柳誠クラブの河村でございます。柳誠クラブの結成の趣旨は、柳川市発展のため良識ある議会の一員として赤誠の心を持って「せきせい」とは赤の誠と書いて「せきせい」と読みますが、偽りのない心を持ってという意味でございます。その偽りのない心を持って、また、幾ら言論の自由とはいえ、真面目で真心のこもった誠実な言論活動を目指すことであります。そういったことで結成をいたしました。柳川市の「柳」と、赤誠と誠実の二文字にあらわされた「誠」をいただき、志ある議員11名をもって柳誠クラブを結成いたしましたので、以後よろしく願います。

先ほどより、議長の発言許可をいただきましたが、まず初めに、さきの市長選挙で当選されました金子市長と、このたび教育長に就任されました黒田教育長に対しましてお祝いを申し上げます。

それでは通告に従いまして質問をしていきたいと思えます。

市長選挙時に虚偽のピラをまかれて大変だった、あのゆめタウンの出店計画についてであります。そのゆめタウンの出店計画の進捗状況について、お伺いします。

詳細につきましては、自席にて一問一答形式で質問します。議長におかれましては、お取り計らいをよろしくお願いいたします。また、質問はこの1点でございますので、早目に終わるかと思えますので、次の方は心の準備をよろしくお願いいたします。

8番（河村好浩君）続

まず初めに、ゆめタウンの出店が計画されておりますが、用途区域の変更について、現時点までの進捗状況を詳しくお伺いしたいと思えます。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

河村議員の質問にお答えいたします。

用途区域の変更につきましては、変更原案の縦覧を、平成25年6月4日から6月18日までの2週間行い、同期間中に公聴会での口述申し出を受け付け、公聴会は6月25日午後7時より三橋公民館講義室において開催いたしました。その後、平成25年8月8日に柳川市都市計画審議会を開催し、用途地域の変更案について承認をいただき、8月13日に県との法定協議を行い、8月21日に用途地域の変更の告示を行い、都市計画決定をしたところでございます。

8番（河村好浩君）

それでは次に、ゆめタウン出店予定地における区画道路の整備状況はどのようになっていますでしょうか。

区画整理推進室長（藤丸 博君）

河村議員の御質問にお答えいたします。

ゆめタウン出店予定地外周道路の整備状況についてのお尋ねでございますが、区画整理事業地区内の区画道路で、道路幅員は6メートルでございます。工事内容につきましては、道路側溝設置工事や上水道、下水道管埋設について関係課との協議を行い、道路側溝設置については既に着手しております。道路側溝工事を5月末までに完了いたしまして、上水道や下水道の管の埋設工事を12月までに完了し、その後に道路アスファルト舗装工事を実施しまして、平成26年3月末に完了するように工事を進めておるところでございます。

以上でございます。

8番（河村好浩君）

それでは、ゆめタウン出店予定地の北側の都市計画道路である三橋筑紫橋線の有明海沿岸道路から西野川約120メートルまでの整備状況はどのようになっていますでしょうか。

区画整理推進室長（藤丸 博君）

ゆめタウン出店予定地の北側、都市計画道路三橋筑紫橋線の有明海沿岸道路から西野川までの約120メートル整備状況について、お答えいたします。

区画整理事業地区内の都市計画道路で、道路幅員は有明海沿岸道路との交差点付近では23メートルで、西野川付近では20メートルでございます。

整備状況でございますが、道路幅員は10メートルから9メートルで、平成24年度に車道の舗装工事は完了しております。また、両側に歩道や植樹帯を設置することとしております。歩道幅員は、有明海沿岸道路付近が6.5メートルで、西野川付近が5.5メートルとなっております。路盤工事まで完了しております。

今後の整備工事予定でございますが、下水道管埋設工事を12月末までに完了し、歩道のアスファルト舗装工事等を実施しまして、平成26年3月末に完了するように工事を進めておるところでございます。

以上でございます。

8番（河村好浩君）

いろいろと出店のための条件整備は進んでいるようでございますが、開店時期はいつごろになるのか御存じでしょうか。

商工振興課長（田中利光君）

先ほど、準備は進んでいるということで、開店時期は現在のところどのように予定されているかというお尋ねでございますけれども、この開店時期につきましては、手続的に大規模小売店舗立地法という手続を行わなければなりません。しかしながら、まだイズミのほうから福岡県に対する届出はなされておられません。ですから、現段階での開店時期については明らかになっておりません。

なお、現段階での届出時期につきまして、株式会社イズミの担当者にお尋ねをいたしましたところ、平成25年11月以降に大規模小売店舗立地法に基づく届出を行う予定であるというふうにお聞きしておるところでございます。

8番（河村好浩君）

では、私が、ゆめタウン出店、消費者の方は物すごく喜ばれると思いますが、このゆめタウンの出店に対して危惧する点が2点ほどあります。私は、出店に対して反対を言っているわけではないんですけれども、そのゆめタウンの出店によって市内の商店街等には少なからず影響があると思いますが、どのような対策をとられておりますでしょうか。

市長（金子健次君）

私のほうから答弁させていただきたいと思います。

ゆめタウンの出店にとりまして、消費者のほうは喜んでいるけれども、いろんな形の地域の商店街等の皆さんについては非常に心配、懸念をしてある方もいらっしゃるというふうなことの御質問だと思います。

今日まで柳川の商店街、沖端、中島、そして柳川振興組合の京町商店街ですかね、いろんな団体についてはいろんな話し合いを今日までやってまいりました。その中において、私は、ゆめタウンから出るいろんな税収等については共存共栄ということを図って行って、それぞれの地域の商店街そのものに還元をしてみたいというお話をいたしているところでございます。回数についてもかなりの回数を積みまして、それについてはある程度理解をさせていただいたというふうに思っております。先行いたしましても、今回のいろんな予算の配分についても、若手の人たちが経営できるような形の分ですね、非常に好感を持たれるような事業のメニューもつくりまして、その分の財源の先取りと申しますか、そういうことも考えております。また、このほかに京町のあのマルシヨク跡地の問題についても、あそこを軸として、核としてこれからも振興策を考えていきたいと、これも地元が本当に立ち上がってもらわなければ、行政だけではできないというふうに思っているところでございます。

そのほか、いろんな形での疲弊するというお話がございますけれども、ゆめタウンの進出

によって、私は、今現在そういうイズミさんとか、大牟田に行っているイオンとか、佐賀のゆめタウンのほうに行っている方たちも引きとめたいというふうに考えておりました、商店の経営の中身につきましても、極端によそのような大型の建物ではないというふうに伺っておりますし、ただ競争原理は働くと思います。しかしながら、消費者も期待をしておりますし、また地元の商店街についても、いろんな形でそういう収入の中に財源を、共存共栄という形をこれからもとっていきたいという考え方でお話をしておりますので、今のまんまならゆめタウンを誘致しないという形にはならないと、今日まで考えてやってきたところです。

以上です。

8番（河村好浩君）

やはりまちを盛り上げてくれるのは地域の商店だと思います。でまた、後継者不足というふうにも言われておりますので、今後、若手後継者の人たちが、俺も俺も私もと後に続くような支援を引き続き、先ほど市長が言われましたように、行政からだけではなくて、やはり商店の人たちも努力をするのは当然でございますが、やはり小さな商店でございますので、どこもですね。やはり大きな力をかりなければ、そういった大型店には対抗できないし、対抗するためにも行政のバックアップが必要じゃないかなと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

で、2点目なんです、ゆめタウンがオープンすることによって、先ほど言いましたように消費者の方は大歓迎だと思いますが、交通混雑による地域住民の方の生活に支障が出てくるのではないかと私は心配をしているところでございます。今後、有明海沿岸道路から三橋庁舎までの都市計画道路であります三橋筑紫橋線はどのように計画されておりますでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

河村議員は、ゆめタウンの出店に伴い周辺地域の交通混雑を懸念されておられますが、議員御承知のとおり、当地域は有明海沿岸道路に隣接する地域で、平成29年度高架部分の自動車専用道路の開通を目指し、日々整備が進められているところでございます。この自動車専用道路が開通いたしますと、通過交通と地域内交通が分離され、側道を通行する交通量は大幅に減少するものと考えられます。

また、大規模小売店舗立地法では、大型店と地域社会との融和の促進を図ることを主眼とされております。ゆえに、店舗周辺地域の生活環境の保持をするため、交通対策、騒音対策、廃棄物対策、町並みづくりなどへの配慮等を行うこととなっております。交通対策の具体的なものは、駐車場であったり、駐輪場、荷さばき施設、それから店舗へ入っていく経路等を事前に検討し、対策を立てることとなっておりますので、現在この検討をいただいているものと思っております。

以上です。

8番（河村好浩君）

先ほど言われましたが、沿岸道路が開通しますと側道の交通量が減るとおっしゃっておりますが、このゆめタウンは、オープン時はいろんな催事があるかと思いますが、物すごい量なんですよ。で、側道の交通量が減ったからどうのこうのじゃなくて、過大な交通量を私は見込んでおるわけでございますので、それを懸念しただけです。

そしてまた、今言われたのはゆめタウン側の対応であって、私がお聞きしたいのは柳川市の対応でありまして、先ほど言いましたように、都市計画道路はどのような形で行くのかをちょっとお聞きしたいわけでございます。

市長（金子健次君）

河村議員への事前の説明の中で、道路の形態と申しますか、道路がどういう形で走るかを少しお話をさせていただきたいと思えます。

きのう、緒方議員のほうから出ました三橋筑紫橋線の市役所前を通る道路ですね、それからずっと真っすぐ行かまして柳河支援学校、道路できていませんけれども、支援学校を抜けて208ですかね、208を抜けて、そしてまた西鉄の軌道の上を抜けて、そして有明海沿岸道路という形で、その道路がちょうどゆめタウンの前を通るようになります。それで、そのときの開店当時に大渋滞をするんじゃないかという懸念をされておられまして、そのことについての、今度、三橋庁舎のところに行くような法線が描いてありますので、その分道路についてどういうふうに考えているかと。そのゆめタウンだけでなく、本市としての考え方を述べてもらいたいという質問であるということによろしいですかね。

きのうも申し上げましたように、非常に重要な道路でございますので、1つは、着工から10年かかるということも、きのう申し上げました。課長のほうがですね。そういう中において、地元の本当の必要性もありますし、県のほうにお願いする立場においては、同意もつけていかなければならないと。地元の、行政区の要望も必要だし、そういう形の熱意がやはり道路の完成に向けた取り組みじゃなからうかということですね、それについても、私も地元の方にもお話をし、渋滞の緩和措置もありますけれども、重要な路線でありますので、そのことを県のほうに働きかけをしたいというふうに思っております。

ただ、どこのところを始めていくかということについては、県の予算もあるかと思えますので、いろんな形ではきのう緒方議員の質問の部分とあわせて、全体的な道路の線を早く完成させるような形を、私は県のほうに取り組みをさせていただきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

8番（河村好浩君）

ありがとうございます。きのうの緒方議員の一般質問でも、市長は喫緊の課題だというようにおっしゃっていただきました。で、今、緒方議員は西側を質問されたわけですが、私は

今、東側の部分をお願いしとるわけですが、じゃ、今、川よしさんのところまで来ていますね、そこから、先ほど言いました支援センターというんですかね、学校支援センター、済みません、支援学校の用地の件ですけれども、その進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

現在、この三橋筑紫橋線の川よしから東側、208号までにつきましては、事業化に向けた検討はなされた経緯がございますけれども、現在のところはとまっているような、中止されている 中止と申しますか、とまっているような状況でございます。

以上です。

8番（河村好浩君）

私もそのように伺っているところでございますが、じゃ、そこが順番に行かなければいけないかどうかですよね。じゃ、それができないと10年、20年、30年、40年、いつできるのという話なんですよね。ですから私は、このゆめタウンの出店がいい機会ではないかなと。で、国、県に働きかけをしていただいて、早急につくっていただく。着工から10年かかるわけですから、その間の渋滞を、じゃ、あの地区の住民の人たちに強いるのかというような話でございますので、私は早急にでもつくっていただきたいと。なぜこのように申しているかと申しますと、例を申しますと、西鉄ストアを例に挙げますと、208を通っておりますそばに西鉄ストアがありますが、東西に出入り口があるんですね、西鉄ストアは。川沿いのほうにもありますし、そしてまた、ちょっと狭いんですが北側に抜ける道もあります。しかし、ゆめタウンの図面を見ないとわかりませんよ、図面を見ないとわかりませんが、多分、出入り口は1カ所じゃないかなと。あっても、道路を通っていますとわかりますが、途中で、上っていく途中で道路が入るような形で、貯水池に入るところの池のほうに行くような道があると思うんですけれども、そこができたとしても、それは大和町方面に抜けるだけなんで、交通の渋滞の緩和にはとてもじゃないけれども難しいんじゃないかなと。ですから、抜け道と言ったら失礼なんですけど、その渋滞を緩和するためには、三橋庁舎までの道路を早急につくっていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

先ほど市長の答弁もございましたけれども、こういう都市計画道路の整備に当たって、国、県へ要望していく場合に、周辺地元の地権者並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力が必要不可欠でございます。そういう意味からも、周辺地域の方々の同意書をつけて、国、県に要望していくわけでございますけれども、その場合において事業化に向けて地元の方たちの同意が得られますように、河村議員にも地元の協力をいただくようにお力添えをお願いしたいというふうに思っておりますし、議員言われますように、確かに開店時というのは幾らか混雑することは予想されます。そういう意味でも現在の国道443号の交差点のほうも、県のほ

うに改良していただいておりますし、県に、市としてできる限りのことは、要請は行っていこうというふうに今後も思っておりますので、議員のお力添えをよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

8番（河村好浩君）

もう当然私も、地域の方々にも積極的にお話をしていきたいと思いますが、やはり同意を得るためにはある程度の青写真というんですか、その図面が、このような形になる予定ですが、こういった形をやっていきたいです、そういったことを言わないと地権者の方は考えることもできませんし、はっきりとした、ここを通りますよというんじゃなくて、この辺を通りますよというぐらいの図面がないと、やはり地元の方の同意は難しいだろうと思えますし、そういったものがあれば、説明会なんかを開いていただいて積極的にやっていかれるようなことは考えておられますでしょうか。

市長（金子健次君）

具体的な法線がどこまで描かれているかわかりませんが、今申し上げましたような形で、すぐにでも県のほうに行って道路ができるわけではございませんので、左右法線化のラインも含めて、早速県のほうに行ってみたいというふうに思っております。

以上です。

8番（河村好浩君）

それはもう前向きにさせていただくということで理解をしてよろしいでしょうか。それでございましたら、私の一般質問は大体30分ぐらいですので、終わりたいと思います。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、河村好浩議員の質問を終了いたします。

第3順位、4番白谷義隆議員の発言を許します。

4番（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。4番白谷でございます。予定より短かったので、ただ12時までには終わりたいと思いますが、もしオーバーしたときは御了承をいただきたいと思っております。

議長のお許しを得ましたので、早速一般質問を行います。

まず、今後の柳川市の行政運営についてお尋ねをいたします。

本市の財政運営は、合併の優遇措置や景気対策として、平成20年度から交付されている国からの臨時交付金に支えられてきました。しかし、合併の優遇措置である地方交付税の加算も平成27年度から段階的に削減が始まり、優遇措置が終わる平成32年度からは14億円の削減となります。また、国からの臨時交付金も20年度から今まで2,740,000千円が交付されてきました。しかし、今の国の財政状況を考えたとき、今後は期待できそうにありません。そして一方では、社会保障の増大とともに、合併特例債の償還など、歳出は確実に膨らんでいき

ます。

こうした中、今後、財源をどう確保するのか、そして経費の削減をどう進めていくのか。また、財源が大幅に縮小していく中で、新たな住民要望にどう応えていくのか、市長の考えをお聞きします。

次の質問からは自席で行いますので、よろしく願いをいたします。

総務部長（大坪正明君）

今後の柳川市の財政運営についてお尋ねでございますけれども、議員がおっしゃいますとおり、平成20年度から国の経済対策による臨時交付金を活用いたしまして、この機に学校の耐震化や改修工事等を実施してまいりました。現在、国の状況等を考えますと、今後も同様の経済対策等の施策が実施されるかどうかは不透明なところでございます。

また、普通交付税の合併算定替えと臨時財政対策債で約14億円の恩恵を受けております。平成27年度以降は、この優遇措置が段階的に削減されるということになります。14億円削減されるということになりますと、大変なことになるのではないかというふうに市民の方も誤解されるのではないかと思いますけれども、現在は合併による優遇措置によりまして柳川市が本来交付されるべき金額よりも14億円多くもらっているというものでございます。平成32年度から合併後の柳川市が本来交付されるべき金額に戻るということでございまして、7万人の柳川市の行政運営をしていくのに必要な歳入は、平成32年度以降も交付税によって確保されるというものでございます。現在は、この交付税を多くもらっている分とか合併特例債などの優遇措置を活用いたしまして、この機に新市の一体的な発展のために必要な事業や老朽化した施設の改修などを実施しているものでございます。

今後、新たに計画している事業としても、廃棄物処理施設や火葬場、市民文化会館、庁舎の統合など、今しかできない事業を着実に実施してまいりたいと考えているところでございます。

また一方では、この優遇措置を受けている期間中に一本算定移行に備えるために、各種行政サービスの統一に努めるほか、合併によるスケールメリットにより、さまざまな経費の削減に努め、行財政運営のスリム化を図っていく必要がございます。さらに、現在も優遇措置分について合併後の行政サービスの統一などに係る経費以外については、決して無駄遣いするのではなくて、できるだけ経費の節減に努めているところでございます。

御承知のとおり、合併特例債の借入額137億円を超える分については、後年度の公債費負担を軽減するために、普通交付税がない30%相当分を減債基金に積み立てているところでございます。そのほか、市債の繰り上げ償還を行うなど、後年度の財政負担の軽減に努め、一本算定に移行した後も耐え得る財政基盤の構築に努めているところでございます。

しかしながら、そういう対策をとっている中でも予算の重点配分や歳入の確保による健全な財政運営を行う必要があると考えております。そのために、平成23年2月に策定をいたし



ました第2次行財政改革大綱及び実施計画に基づいて、人件費を初めとする経常経費のさらなる削減や市税等の自主財源の確保に努めていくことが必要でございます。

自主財源の確保については、市税や保育料、各種使用料等も含めた市債権の収納率の向上に努めるほか、新たな雇用の創出や企業誘致、事務所の市外流出防止のほか、特産品を使った商品開発による6次産業化や柳川の特徴を生かした着地型観光の推進など、産業振興策により市民所得をふやして、結果的に税収の確保などに努めていく必要があると考えております。

また、歳出についてでございますけれども、普通建設事業は新市の基盤整備に当たっては財政的に有利な合併特例債を活用できるうちに重点的に投資を行っているところでございまして、普通交付税の優遇措置がなくなった後は、収支のバランスを整理するよう投資効果を見きわめた上で必要な事業に取り組んでいくことになるかと考えております。

なお、新たな住民要望に対する対応をどのように行うかということでございますけれども、要望内容を精査し、事業の必要性、緊急性、地域や住民ニーズなどを的確に把握いたしまして、今後のまちづくりを行っていく上で真に必要な事業なのかなどを十分に検討して、その時々々の財政状況等も考慮した上で可能な限り対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

今、総務部長からるる説明をいただきましたけど、質問に入る前に、ちょっと今の説明の中で誤解を生む、14億円を削減されると大変なことになるのではないかと、市民の方でしたか、誤解をされるという答弁がありました。どこが誤解なのか、もう少しお聞かせください。

総務部長（大坪正明君）

この合併算定替えなどによりますこの14億円については、本来合併すればスケールメリットによってさまざまな経費が節減可能になりますけれども、合併後、直ちにできるものばかりではございません。そのため、この合併算定替えの期間が設けられておりまして、一本算定に備えた準備をその期間で行うということでございます。決してその14億円がなくてもいいということではございません。

そういったことで、合併算定替えで今もらっておる14億円というのは、そういう移行期間内に新市建設のために使うものでございまして、平成32年度以降については、本来の7万人の柳川市の行財政運営をやっていく上で必要な交付税というのは、きちんと措置をされるということでございますので、そういった意味で、決して14億円がなくなったから柳川市が大変なことになるということじゃないということをおし上げたところでございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

14億円がなくなっても、全く大変なことにはならないというような答弁ですね。私は、大変なことになるだろうと思って質問をしているわけですよ。

部長は、先ほど第2次の行革大綱の話をされました。その中に、こういうふうに記載があるんですよ。今後の財政見通しということで、自主財源に乏しい本市が依存している地方交付税は、今後、合併特例措置の期限が切れれば、現状のままの財政運営では近い将来、財源不足に陥る、財政が破綻することは確実ですと書いてあるんですよ。そうでしょう。結局14億円が切れれば、財政破綻を来すというのは第2次行革大綱に書いてあるじゃないですか。それを、何で全く関係ないような話、そして、しかも住民が誤解をされると。私は、とてもじゃないけど、認められる話じゃないですね。そんな言葉遣いがですよ。

市長、これはどう思われますか。

総務部長（大坪正明君）

行革大綱で先ほど今、白谷議員のほうから御紹介されましたけれども、現状のままの財政運営でいけば、そういった厳しい状況になるということでございますけれども、現状というのは、今、交付税の14億円とか、合併特例債というような非常に優遇措置がある中での行政運営でございます。これは、新市建設のためにそういった猶予の期間、そしてそういう優遇措置というのが設けられて、そういった10年、あるいは15年の期間内にいろんな新市統一のための事業をやって、新市建設をするためにそういった財源が与えられているわけございまして、当然それをずっと続けていけば、財政的に非常に厳しい状況になりますけれども、そういう期間内に財源のあるうちにやって、その後は通常の姿に戻るということになれば、議員が御心配になるほど、そういった危機的な状況にはならない。通常の、本来の柳川市の行政運営をやっていけば、私は大丈夫というふうに思っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

今、新市の基盤整備で合併特例債があるとか、この第2次行革大綱は、たしか23年にできているんですよ。たしかそうだと思いますよ。余りずっと昔の話じゃありませんし、もう合併して、合併特例債ももう使っている、そうした中で書いてあることですから、当然、今部長が言われたようなことは折り込み済みで書いてあるはずですよ。ですから、その言葉だけで余り言いたくはありませんけど、先ほどの答弁を見ても、何か一般的な行政課題ですね、そして一般的なことを述べられたんですけど、そういうことで市のほうに余り危機感がないのではないかと私は思うわけです。ですから、そういうふうに第2次行革大綱の中でも財政が破綻しますよと、そのための警鐘を鳴らしてあるわけですからね、それも2年前ぐらいにつくった大綱ですよ。そうした中で、余りにも危機感がなさ過ぎるということだけは言っておきたいというふうに思います。こればかり話しよっても仕方ありませんので、肝心の経費の削減についてお尋ねをいたします。

経費の削減について、先ほど人件費の削減について話がありましたが、人件費の削減について、もう少し具体的な説明をお願いします。

総務部長（大坪正明君）

人件費の削減についてでございますけれども、平成17年の合併以降を見ていると、職員数の削減と給料の適正化によりまして、平成17年の全会計を合わせた決算額で人件費については4,927,760千円ということございました。平成24年度の決算額が4,063,140千円ということで、これまでに864,620千円の削減となっているところでございます。

職員の総人件費につきましては、職員の数とか給与の水準、共済費など事業主負担によって決まってくるけれども、給与の水準については、これまで人事院勧告に基づく国家公務員の給与に準じて適正化に努めてまいりましたので、今後も同様に取り組んでまいります。

一方、職員数につきましては、合併後に定めた定員適正化計画では、平成17年4月1日の602人から、合併後、10年後の平成27年4月1日で81人減らして521人にするという目標を掲げておりました。これが、ことしの4月1日現在で既に目標を5人上回る86人減の516人となっているところでございます。

職員の適正規模については、今後、権限移譲や新たな行政サービスへの対応などのために職員の増加要因というのも見込まれますけれども、現行の事務事業の民間委託とか、ごみ処理の共同処理などの合理化、あるいは再任用制度の活用、さらには庁舎統合の効果などによって削減可能な職員については削減を図りながら、適正な職員規模となるよう努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

職員の削減について、部長も、市長もですが、目標額より削減が多くなれば、何か手柄とは言いませんけど、そういった発言をされますけど、確かに経費削減する場合に、人件費を削るのが手っ取り早い方法ではあると思うんですね。ただ、あくまで何人要るのか、適正職員を見ながら削減を図っていかんと、結局、職員を削減したことによってサービスの低下を招いたり、あるいは将来の柳川にとって大事な人材不足を招くことも当然出てくるわけですね。ですから、安易な人員削減というのは、やはり考えていただきたいですね。あくまで適正数字の中でしていくと、さっき部長が言われるように、今後、事務の統廃合とか、庁舎の統廃合等を見ながら職員を削減していくは、それは当然のことだろうと。ただ、必要以上な分については、やはりよっぽど注意をしていただかないと、結局は市民の皆さんにしわ寄せが行くわけですから、そこら辺は注意をしておきたいというふうに思います。

それと、次に普通建設事業費の削減についてもお話がありましたが、確かに歳入が減少するわけですから、事業を抑制せざるを得ないと、ほかに削るところは余りないんですね、考えてみれば。扶助費は伸んでいく、公債費もさっき言いましたように、公債費も先ほど137

億円の分については、確かに30%基金積み立てがありますからそれはいいんでしょうが、131億円の分については、まだ今から枠があるんですね。そして、償還はまだ今から出てくるわけですね。3年据え置きで15年かかるわけですから、公債費も伸んでくるわけですね。そうした中で、どうしても建設事業費にしわ寄せが行かざるを得んと思うんですね。そういう中で、住民サービスを維持しながらどういうふうに建設事業費を削っていくのか、もう少し具体的な対策があれば教えてください。

総務部長（大坪正明君）

普通建設事業費についての御質問でございますけれども、平成32年度以降は、交付税が10億円以下は全くゼロになるということで、非常にそういった意味では、この普通建設事業というのは一番大きな削減になってくるというふうに思います。

現在、行っております学校施設の整備とか、柳川駅東西の整備、また、今後計画されております市民文化会館とか庁舎統合、廃棄物処理施設、火葬場、こういった大型事業については、先ほども申し上げましたように、財政的に有利な合併特例債を活用するということで、重点的に今、新市の整備ということで行っているところでございまして、これについては合併特例債を活用しますので、平成31年度までに全て完了するということになります。

そういうことで、そういった大型事業というのが全て31年度までには終わるということで、32年度以降については、普通建設事業というのは、そういった大きく減額するというふうに考えております。

今言いましたように、平成32年度以降はこういった普通交付税の合併算定替えとか、合併特例債というのが優遇措置がなくなりますので、合併後の本来の柳川市が交付される交付税に戻る、合併特例債もないということになりますので、今のよう大型事業をたくさんするということはできなくなります。

そういった意味で、事業をするに当たっては収支のバランスとか投資効果、必要性を見きわめた上で、必要な事業に32年度以降は取り組んでいくというようなことになろうと思います。

以上です。

4番（白谷義隆君）

確かにそうだろうと思います。大型事業が31年までに終わるというのがあくまで前提でありますので。

ただ、今後、普通建設事業費というのは、大きく財政のシミュレーションを見てもやはり60億円、70億円、80億円と伸んでいくわけですね。そうすると、32年以降の普通建設事業費が幾らかというと、70億円、80億円と伸んできて、32年度から最新のシミュレーションで20億円なんですね。もう1つ前のシミュレーションを見れば17億円と書いてあるんですね。もうまさに言うまでもないと思うんですけれどね。ただ、総務部長は、大型事業はもう31年度

までに終わるから、あとは建設事業はもうなくなりますよという話ですけどね。私が試算をしてみたんですね。結局、新市の基盤整備に今幾ら使っているか。いろんなを入れてきても、全部入れても、やはりどうしても30億円ぐらいの事業費は残るんですよ。17億円とか20億円では当然　今までずっと50億円前後で推移してきたやつですからね。そして、今後一遍に入ってくるから、それが60億円、70億円、80億円に膨らんでいくんですが、大体一般的に50億円ぐらいで来とるんですよ。

そういう中で、削っても最低でも30億円は要るだろうと、そう思うんですね。ですから、これ以上総務部長に言っても、総務部長としては結局歳入を見たところであれば、これはもう17億円、20億円に減らさざるを得んわけですね。歳入がないわけですから。どこで調整するかというと、調整するところがないわけですから、建設事業費を削るよりほかはないんですね。しかも、先ほどの答弁で、財源の確保についても余り大したことといふかな、余り画期的な、踏み込んだ答弁もありませんでしたね。

ですから、なかなか新たな財源の確保というのも難しい状況の中で、そしたらほかに何を削るかということ、私はやっぱり建設事業費は要るだろうと思うんですよ、どうしても。住民サービスを維持していく上では。ですから、あくまで歳入、そして歳出の残りを建設事業に充てるという考え方じゃなくて、私は経費を思い切って削るということも必要だろうと思いますよ。ややもすると、なかなか市長としては削れないんでしょうけどね。私は今の状況の中では、例えば補助金もやはり見直していくべきだろうと、そういった対応もしていかなと、単純に建設事業を削るだけでは、私は今後の財政運営が成り立たないと思うんですけど、そういったほかの方面でも削る、そういったほうも必要だと思いますけど、どうでしょうか。

総務部長（大坪正明君）

確かに経費の節減というのは必要なことですし、私どもも、これまでもそういったことに配慮してやってきたつもりですけれども、行革大綱でもそういったことで今進めておりますけれども、来年度、さらに今の第2次の行革大綱が来年度までになっておりますので、もう一度そういったいろんな面を洗い出して、膨れている分は減らす、あるいは節約できるところは節約するといったいろんなところを見直す中で、そういったことも行政のスリム化を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

補助金には触れられませんでしたけど、補助金の見直しをしてからもう大分、もう何年かたちますよね、かなりですね。ですから、ここで補助金の見直しもやっぱりする時期に来ているだろうと思いますよ。ですから、今後、行革大綱の中で詰めていくということですからいいですけど、そういった補助金の見直しについても、やはり視野に入れながら考えていただきたいというふうに思います。

それと、自主財源の確保についても今お話がありました。ただ、ごく一般的な話になりましたが、その中で市債権の収納率の向上に努めるとありました。非常に大事なことだろうと思うんですが、この市債権の収納率の向上について何か具体的な考えがあったらお聞かせください。

総務部長（大坪正明君）

市債権の収納率の向上につきましては、市税については収税対策課に徴収の専門の嘱託職員を配置しているほか、庁内に収納対策委員会を設置しておりまして、市税だけでなく住宅使用料や保険料、あるいは水道料、そういった市債権全般にわたる徴収強化に取り組んでおるところでございます。これも今だんだんと成果が出てきておりまして、使用料等の収納率がアップしておるといような状況でございます。

今後もそういった市債権が不納欠損とならないように、できるだけ時効の中断というものとしまして、より一層の徴収の強化を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

市債権の未収入額がわかれば教えていただきたいと思うんですけど、合計額わかりますか。

総務部長（大坪正明君）

済みません、ちょっと今資料を持っておりませんので、申しわけございません。

4番（白谷義隆君）

先ほど部長のほうから不納欠損という話が出ましたけど、市債権の中で不納欠損というのは、大体毎年どれくらい出るんですかね。わかりますか。　ちょっと文書で出してはおったんですけどね、具体的な数字までは求めておりませんでしたので、それはいいです。

ただ、先ほど部長のほうから収納率については改善をしているということでありました。ただ、いろんなところで聞けば、執行部の説明によれば、なかなか難しいなというところも事実ありますね。今までも何回も住宅の家賃については皆さんから、議員の皆さんがいるんな指摘もなされてきましたけどね。

そこで市債権の収納について、他の市町村では民間委託をして成果を上げているというところもありますね。いっぱいあるようですね。その市債権の徴収の民間委託については考えられたことはありますか。

総務部長（大坪正明君）

確かに市債権の徴収を民間に委託して、しているようなところもありますし、検討したこともございます。しかし、委託料というのが徴収の成果によりましてかなり取られるというようなことで、徴収率は上がりますけれども、その金額自体の実質の収入がそれほどないというようなこともございます。

ただ、負担の公平という意味からすれば、そういったこととして、やはりそういった使用

料なり市税なり、当然皆さんが払うべきものについては払ってもらうという意味からすれば、そういった方法もあるかと思えますけれども、現在のところはそういう委託してもらってするというよりも、やはり自分たちで努力をしようということで、先ほど住宅の家賃の話もありましたけれども、なかなか厳しい面もありますけれども、法的な措置も視野に入れて今やってもらっておりますし、決算を見ても、家賃の収入というのがかなり上がってきているというふうな状況もございます。

そういったことで、もう少し職員で努力をしていきたいというふうに考えております。

4番（白谷義隆君）

それでは、今後の財政運営については質問を終わりたいと思います。

次に、川下りコースの掘割の整備についてお尋ねをします。

市長は、観光客150万人を目指して、そのための施策を進めていくとしています。確かに市長が言われるように、おもてなしの心も着地型の観光開発も必要だろうと思います。また、観光情報の提供も欠かすことができません。

そうした中で、私はやはり柳川の観光の核である川下りの観光客をどうやってふやしていくのか、これは、やっぱりこの観光柳川にとっては大きな課題だろうというふうに思います。

そこでお尋ねしますが、まず川下りの観光客の推移、それと観光客をふやすには、やはり川下りコース掘割の景観整備も、私はまだまだ必要だろうと思っております。そのことについて、整備について市長の考えをお聞かせください。

産業経済部長（古賀廣介君）

白谷議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、市がまとめました観光動態調査の過去5年間の川下りの利用客の現状についてお話し申し上げます。

平成20年が約32万1,000人、平成21年と22年が31万6,000人、平成23年が約28万4,000人、平成24年が29万2,000人という状況でございます。

それから、川下りコースの環境整備についてでございますけれども、白谷議員もおっしゃいますように、川下りは本市の代表する観光資源の核となるものでございます。私どもも同じような認識をいたしております。

掘割の環境整備の課題等についてでございますけれども、平成23年に本市が行いました観光客へのアンケート調査を実施した結果でございますが、サンプル数540のうちに川下りを目的に訪問したという回答が47.6%と非常に高い数値を示している一方で、川が汚れているという回答も約9%程度、不満要素の中で高い位置を示しております。現状を見ても、確かに水位が低下しているときは、においが気になったり、または水路護岸の補修や配水管の目隠しが必要となるような箇所が時々見られるといった状況でございます。

私どもといたしましても、お客様を迎えるに当たっては、より満足度を高め、そういう方

向で検討を今後についてもしていく必要があるというふうに考えております。現状としても、川下りコースの護岸等につきましても、自然石を用いるなどのハード的な整備もございませうけれども、やはりそれだけではなく、四季折々の風情を感じていただけるような川下りコース沿いのヤナギなどを代表とする木々や季節の花々、植栽を含めて取り組んでおります。

さらに改善を少しずつできるところから重ねながら、市関係各課、または団体と連携を深めながら取り組んでまいりたい。そして、市長が言われます10年後の観光客150万人を目指してまいりたいと、このように考えております。

4番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

今、話によれば、やはり川下りの観光客も減少傾向にあるようです。昔は、川下りの船がいっぱいで、もう船同士がぶつかるように多かったばってんのという話を市民の方から聞くことがあります。先人から受け継いできた観光資源を、そのまま受け継いでいくのも私は大事なことだろうと思います。しかし、やはり観光客が減少している中で、今後さらに増加させていくとした場合は、やはりお客さんが喜ぶような仕掛けもやっぱり必要だろうと、ですね。ですから、これは私があくまで川下りを今まで何回かして、そして陸の上から見て感じたことですが、やはり国道橋のところにもコモがいっぱいありますね。あれはちょっとどげんか刈ってもろうたがよかと思えますけどね。ただ、ああいうふうなコモとか、ショウブとかもやっぱりもう少し随所に配置しながら、やっぱりしていくことも必要だろうと思うんですよ。さっき部長言われるように、四季折々の花を植えて観光客の目を喜ばせるということは当然のことですけどね、堀の中についても、やはりもう少し手を加えたらと私の感想としてはそういうふうに思っております。

コモとかは結局、景観ですけど、やっぱり水質の浄化にも役立つわけですから、先ほど水質の問題もアンケートで出たということでしたので、そういったところも私は必要じゃないかなと。

それと掘割の視線から、掘割に家庭雑排水が流れ込んでいるようなところもまだあるんですね。そして、やはり木柵も崩れているところもあるんですね。やっぱりそれも景観上どうなのかなという問題のところもやっぱり随所に見受けられるんですよ。それと、私が気になったのは、上の水面のごみですね。何か毎日4回くらい掃除をされていると話は聞きますけど、それでも時期にもよるんでしょうけど、水面の上のごみも非常にきのうも出ましたけど、水郷柳川というタイトルを掲げて柳川観光の目玉というようにしている上では、どうなのかなと。それと最近は特に水草が繁殖して、ちょっと水草のあるともよかばってん、あげんいっぱい堀に入ってしまうならどうやろうかなというようなところもあります。

小さなことですけど、もちろんこうした小さなことでやっぱり細やかに、市長じゃありませんけど、おもてなしの心ですからね、小さいところにもやっぱり対応して、そのことが私



は観光客の増加につながるのではないかと思いますけど、市長はどう思われますか。

市長（金子健次君）

いろんな、恐らく川下りコースを散策された白谷議員のいろんなことについて、気づかれた分について述べられたというふうに私も思います。

私も毎日こちらの市役所に来るときに柳川橋のほうから、きょうは水位がどのくらいだろう、水の透明度はどのくらいだろうかということは気になります。上流の私の住んでいるところの百町地区から見ますと水の透明感、また水位も違ってくるんですね。それは今、白谷議員が言われるように水草が非常に繁茂しているという形で、逆に堰のような状態になっている。ただ、水草を全部刈り取ってしまうと、そういう浄化装置、浄化の役割を果たさないということもわかっています。

私は、きのうも答弁の中で申し上げましたけど、おもてなしの心、1つは心の分で満たされる心の充足感を観光客に提供する。もう1つは、やっぱりきれいなまち、川下りコースの船の中に乗っとったら、ナイロン袋が1つ落ちちゃけてきたと、本当に景観を損なうことですけれども、それも気づいた市民が網で拾うとか、そういうやつを積極的にやるような市民の心の分の醸成が必要ではないかというふうに考えております。

なかなか私はショウブのところの椋島菖蒲園についても、以前の写真とかから見ますと大分いろんな形で柳川市も助成しておりますけど、本格的に菖蒲園も助成しなければ、柳川の花でもありますので、そういう面も考えていかなければならないというふうに思います。

柳川橋の下の草の　水草じゃなくて、あれも考えています。冬場は枯れてしまうんですね。夏場になってくると青々としているから、いい面もありますけど、そういうことでいろんなことを考えながら、これからやっていかなければならないというふうに思っております。

先ほど御指摘のように予算の面の財政的な問題もありますので、どのくらい投資をして、その投資効果が出るということも十分精査をしながらやっていかなければならないというふうに思っております。

私は、合併をしてよかったなと今つくづく思っているんですね。柳川市が合併していなかったら、恐らく市民文化センターや火葬場や、そしてまた、一般廃棄物の処理施設等もできなかったというふうに思います。そして、大和町においても、光通信を全家庭に引くことができましたし、いろんな形の事業ができたのは合併特例債、合併特例債が274億円、議会も認めていただいて、確かに137億円の3割負担の原資はございませんけれども、そのやりくりをしながら、私はやっていかなければならないというふうに思っております。

今、2期目の市長として非常に大事な役割でもあるし、私はやっぱりこれからの合併平成31年度まで非常に重要な時期でございます。今、総務部長が答えましたけど、財政問題に答えましたけど、非常に私も今まで任せていた財政担当者にもいろんな形で十分、毎日、毎日打ち合わせしながら、こうあるべきだということとあわせて、今度、平成26年に行政改

革大綱を改めてつくりますので、それから後、また中期財政計画もしっかり見きわめながら、変なふうにならないように、柳川市が路頭に迷わないような形にやっていきたいというふう  
に考えています。

きょうは川下りコースのことについて御助言いただいたということで、御提言いただいた  
ということで、お礼申し上げたいと思います。

以上です。

4番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

川下りコースについても、やはりまだまだ手を入れるところはいっぱいあると思うんです  
よ。ただ、市長が今言われましたし、私も先ほど言いましたように、財源をどうするかとい  
う話は当然あります。ただ、私は財源については、やはりこれは一つの方法でしょうけど、  
川下りコースの掘割の整備ということに限った法定外の目的税の創設も、やはりいつかは考  
えていかないと、このまま衰退してしまえば、やはり何といても先ほども言いましたけど、  
川下りが本市観光の核ですから、そこをいかに整備していくか、そして維持管理をしていく  
かというのは大きな問題だろうと思いますので、そうした法定外の目的税についても、創設  
についても考えていただければと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時20分まで休憩いたします。

午後0時17分 休憩

午後1時20分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、9番荒木憲議員の発言を許します。

9番（荒木 憲君）（登壇）

皆さんこんにちは。9番、柳誠クラブの荒木でございます。議長の許可をいただきました  
ので、一般質問をさせていただきます。

まず、質問に入る前に一言ごあいさつ申し上げます。

金子市長におかれましては、去る4月の市長選挙、大差での御当選、また、黒田教育長の  
就任、まことにおめでとうございます。この場をおかりいたしまして、衷心よりお祝いを申  
し上げます。市長におかれましては、これからも市民の皆様方のためにより精進し、ますま  
すの御活躍を願うものであります。また、この猛暑の中、市長初め執行部の皆様、議員の各  
位におかれましては、日ごろ柳川市発展のため御尽力されていることに敬意を表するもので

あります。

地球規模での温暖化、環境の悪化、いまだ改善されない京都議定書に基づくCO<sub>2</sub>の削減、我が国が掲げる数値目標もほど遠いものがあります。また、日本各地でいまだに経験したことのない最高気温の続出、局地的なゲリラ豪雨、これらによる被害、当市での昨年7月14日の集中豪雨での被害、いつ何どき起こり得るかわからない異常気象に対する万全の対策を講じておく必要があると思います。市民の皆様がこの酷暑の中での厳しい生活を強いられている今日、福祉、教育、環境整備等、行政に期待されていることは大変大きなものがあります。我々議員はもちろん、執行部の皆様も日々精進し、これらの期待に対応できる覚悟は大切であると確信しておる次第でございます。

それでは質問に移らせていただきます。通告いたしておりましたとおり、1．公共施設建設での国産材の利用、2．安心、安全の取り組みに柳川市独自の条例の制定、3．柳川市の文化遺産である市指定文化財の現状及び新規指定や保存化、以上3点について、執行部の考え方についてお尋ねをしたいと思います。質問は自席にて一問一答で行いますので、議長におかれましては取り計らいのほど、よろしく願いいたします。

9番（荒木 憲君）続

まず、1点目の公共施設建設での国産材の利用についてお尋ねいたします。

地理的状况から鑑み、筑後川、矢部川流域で生活を営んでいる柳川市の農業、漁業、水産業、特にノリ加工業、商工業ともどもには、はかり知れない筑後川、矢部川の恩恵を受けているのが現状であります。このことを踏まえて、執行部の明確な御答弁をお願いいたします。

最初に、平成22年5月に公共建築物等における国産木材の利用を推進する法律が制定され、同10月に施行されました。地理的に山林がない柳川市ではありますが、筑後川、矢部川の上流から下流である有明海に注ぐ自然の恵みは、はかり知れません。しかるに、当市の公共建築物はほとんど鉄筋コンクリート造か鉄骨造であるようですが、現在建設中の小学校、中学校、コミセンなどの建築工法はどうなっているのか、お尋ねいたします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

学校教育課からお答えいたします。

学校施設においては、現在実施中の大和中学校と垂見小学校の改築工事を初め、今後、二ツ河小学校、中山小学校の改築工事を26年度完成を目指して実施する予定で進めているところです。いずれも災害等の際には避難所となり得る施設でもあることから、鉄筋コンクリートづくりとなっております。

生涯学習課長（石橋正次君）

コミセンのほうも御質問いただいておりますので、お答えをさせていただきます。

コミュニティセンターの建設方法についてお答えをいたします。

柳川市コミュニティセンター基本計画というものを平成22年1月に策定をしておるところでございます。このときはですね、コミセンにつきましては鉄筋コンクリートづくりということで当初想定をしていたところでございます。しかしながら、平成23年の8月でございますけれども、鉄筋コンクリートづくりから鉄骨づくりへと変更いたしております。その理由といたしましては、1つ目が基本的構造におきまして、そう違いがないということでございます。それから、2つ目がコスト的な観点から鉄筋コンクリートづくりより鉄骨づくりが安価で済むこと、それから3つ目が遮音性についても対処できるということが挙げられます。このため、大和・三橋地区に新たに建設をしている校区コミュニティセンターについては鉄骨づくりということで建設をしているところでございます。

以上です。

9番（荒木 憲君）

続きまして、上流地域との交流があるみたいですけど、どことどのような交流を行っているのか、具体的にお願いいたします。

農政課長（成清博茂君）

矢部川上流域との交流について、主なものについて農政課のほうよりお答えいたします。

まず、農政課につきましては、平成17年に旧矢部村との間に水のふるさと協定を結んでおります。これを契機として旧矢部村に柳川市民の森が整備されております。そこにこれまでおよそ1,800本の植樹を行いまして、毎年10月に柳川市民と矢部村の皆さんとの下草刈り等を実施しております。ことしも10月27日に予定をいたしております。

また、水路課におきましては、ことしの8月に親子源流探検を実施しております。小学生の親子10組、計23人で日向神ダム袖の里溪流公園にて体験学習を行っております。また、水産振興課におきましては、有明海再生植樹事業として本年7月に漁業者の皆さんで大分県玖珠町にて下草刈りを行ってあると。また、観光課におきましては本市のよかもんまつり、ひまわり園の開催時に矢部村、また、地域の矢部祭りの開催に伴い、それぞれの地域の特産品の販売等を行い、交流を図っていると。また、民間の「水の会」におきまして、源流探検を行ったり、柳川で中秋の名月の観賞会を行うなど交流も行われているとお聞きをしております。

以上です。

9番（荒木 憲君）

ありがとうございます。数々の交流がなされていると思います。この制定された条文は、目的、第1条、定義、第2条、国の責務、第3条、地方公共団体の責務、第4条、第5条から第20条までの条文と附則2条あります。制定された国産材利用の推進法を上流地域の恩恵を受けている柳川市として推進することは、後継者不足で山林が疲弊し荒れ放題になっている現状を解決することにもつながり、林業を活性化させ、筑後川、矢部川の源流を守ること

で柳川市の基幹産業でもある農業、漁業、水産業、ノリ加工業の繁栄にも貢献できると私は確信しております。

最近の近隣市町の施行令を挙げると、九重町町立総合中学校新築工事や筑後広域公園芸術・文化交流施設本館等の新設工事などが一部木造建築になっております。また、当柳川市におきましても、ノリ共同加工施設も一部国産木材を利用し建設されていると聞いております。そのことに関して執行部の考えをよろしく願いいたします。

農政課長（成清博茂君）

お答えいたします。

国産材の木材利用につきましては、先ほど申し上げられました、国の公共建築物等における木材の利用の推進に関する法律、さらには県が24年1月に定めております福岡県内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針に基づきまして、本市におきましても本年3月に柳川市内の公共建築物等における木材利用に関する方針を策定しております。その推進を図っているところでございます。ただ、この方針につきまして策定し、期間が短いこともありまして、周知のほうが徹底していないところもございまして、今後、国産材の利活用につきまして、関係各課と連携して木材利用の推進について検討をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

9番（荒木 憲君）

本年3月に公共建築物等における木材利用に関する方針を策定されて推進を図っておられますが、上流地域とも交流のある柳川市が今後建設を予定している公共建築物に、地球に優しく環境にもよい国産木材を利用するということに対する市長の御見解をお願いいたします。

市長（金子健次君）

荒木議員の質問にお答えをさせていただきます。

議員が御発言のように、筑後川、矢部川は田畑を潤し、農作物を育て、有明海に注ぐ海の幸を生み出してくれるなど大きな恵みを与えてくれております。本市の農漁業などに大きな役割を果たしてくれており、生活する上でかけがえのないものがあります。

しかしながら、現在、山林の荒廃が増加しており、水の吸い機能や土砂災害の防止機能などが損なわれていく可能性があります。今後、矢部川流域の皆さんとともに豊かな森林を守り育て、健全な状態で次の世代に引き継いでいかなければならないと思っております。

このような中で先ほど説明いたしました、旧矢部村にあります柳川市民の森の下草刈り、私も就任当初、その現場に行きまして下草刈りをしてきました。また、柳川市民祭り、ひまわり園や旧矢部村の矢部祭りでそれぞれの特産品の販売など、上流との交流を引き続き積極的に行ってまいりたいと考えております。また、林業の再生からも公共施設の建設の際には県産材の活用の検討をしてみたいと考えているところです。

以上です。

9番（荒木 憲君）

新聞紙上によれば建てかえを検討している市民会館の建設基本策定に着手し、8月下旬にアドバイザー会議を開き、今年度中に建設予定地、施設の役割、機能、施設規模等の整備方針を盛り込んだ基本構想を策定するようですが、答弁にありましたように林業再生に公共施設の建設の際には県産材や国産材の活用を検討するということでもありますので、市長におかれましては、ぜひ国産材、県産材の一部利用を推進していただけるよう強く要望し、この質問は終わらせていただきます。

次に、安心、安全の取り組みについて、柳川市独自の条例制定はについてお尋ねいたします。

安全・安心パトロールは、地域市民の皆様のボランティアで平成15年より行われていますが、その成果はどうなっているのか、お尋ねいたします。

安全安心課長（野田洋司君）

御質問の安全・安心パトロールなどの安全・安心まちづくり活動の成果についてお答えをいたします。

安全・安心まちづくり活動は、合併前の平成15年6月から旧1市2町の住民と行政、警察署が連携をしまして、安全・安心まちづくり推進協議会が発足して始まっております。その後、新市に引き継がれまして、今日まで丸10年の活動が展開をされております。

その活動は、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりのため、防犯、防火、交通安全活動に現在72団体、約3,300人の市民の皆さんのボランティアによって取り組まれております。

その成果につきましては、発足当初、主に該当犯罪などの刑法犯罪件数が約1,400件ありましたけれども、それが昨年は717件であり、平成18年からは700件前後で推移をしております。半数にまで減らしてきております。また、交通人身事故につきましても、発足当初約700件ありましたけれども、昨年は571件でありまして、約2割を減らしてきております。火災件数につきましても、発足当初30件前後でありましたけれども、昨年は15件と減少傾向にあります。

以上のような大きな成果を上げてきておりますが、これも地域住民の皆さんの日々の御努力により事件事故を発生させない抑止効果や予防効果が発揮されているところによるものであると考えております。

以上でございます。

9番（荒木 憲君）

軽犯罪や犯罪は減ってきているようですが、暴走行為や爆音族についてお聞きしますが、有明海沿岸道路が大川まで開通した平成20年3月ごろからでしょうか、市民の皆様から、夜

やかましくて寝られんよと聞きます。本当に柳川市民の皆様や観光で宿泊されているお客様は安心して眠れているのか、疑問に思っております。私のほうにも3年ぐらい前からそういった苦情や、こういったのがあるけん、どうかしてくれんかということをお聞きます。もう昼夜構わず、爆音を発しながら沿岸道路を走っているバイクが多くて、特に夜間は眠れずに困っていると。とても安心・安全をうたっている柳川市の施策に合わないのではと聞いております。そういった苦情及びその現状はどういうふうになっておるのか、お聞きしたいと思えます。

安全安心課長（野田洋司君）

まず、有明海沿岸道路の交通騒音の苦情につきまして、お答えいたしますけれども、開通後に一度あっております。そのときには環境基本法の環境基準に従いまして、国のほうで昼間と夜間の騒音調査を行いましたところ、1時間ごとの平均値では基準に達するような値にはなかったということでありました。

それから、暴走行為の状況につきましては、柳川警察署管内の柳川市及びみやま市の状況を申し上げますと、ことし1月から6月で110番件数は46件、道路交通法違反の検挙数は28件、そのうち2人を集団暴走による共同危険行為違反で逮捕されております。そのほか、改造バイク等への整備不良車両運転違反が3件、爆音を出す消音器不備違反が2件、それと騒音運転違反が2件などを検挙されております。また、別に原付バイク2台を押収されている状況であります。この現状につきまして、柳川警察署にお尋ねしましたところ、警察署管内には現在、暴走族としてグループ化したものはいない、今は単発的に二、三人で原付バイクで走行する形態が多くなっているということでありました。

また、成人の暴走行為についても行っているようだが、青少年の暴走行為の指示役に回ることが多く、実際の検挙には至っていないということでありました。以前に比べれば暴走族行為は減ったというもの、携帯電話で連絡をとり合って単発的に集合して走行することでありまして、このような行為は青少年の非行の温床となるものであり、犯罪を誘発することにもつながりかねないと考えております。市としましても、青少年の健全育成の面からも警察及び学校と連携しまして、中学校での交通安全教室や防犯教室での暴走族加入阻止の啓発、暴走行為禁止のポスター募集や広報啓発キャンペーンなどを行っているところであります。また、本年度、主要道路に防犯カメラの設置も行う予定にしております。

以上でございます。

9番（荒木 憲君）

数々の努力はされていると思いますが、柳川市にはこの条例がないもので、市単独で条例を制定し、警察と協力しながら取り締まりを実施している他の市町村があると聞いていますが、どうでしょうか。

安全安心課長（野田洋司君）

市単独での条例の制定しているところについてということですが、福岡県下におきまして暴走族追放条例等を制定している自治体がございます。特に、筑豊地区の自治体に多く、飯塚市、直方市、田川市を初め、その地区の町村でも制定をされております。これは筑豊地区に周辺地区からも暴走族が集まってきて、また見物人も集まってきて、大勢であおり立てるというような悪質、危険な状況があるということによるものであります。

条例の内容は、どこも暴走族等を追放、根絶する運動を推進する規定でありまして、暴走族等のいない社会環境づくりのため、市及び警察、市民、事業者等が連携して対策や啓発運動を展開するというものであります。条例条文は協力要請的な努力義務規定になっておりまして、例えば、事業者の責務としまして、「暴走族等に対し、車両部品や燃料、衣服刺しゅう等を販売しないように努めるものとする。」などの規定がされております。特に、飯塚市では暴走族等が集まる国道を抱えるため、重点区域を指定しまして、駐車場のある深夜営業の店舗などの協力や警察の取り締まり強化などを規定しております。

なお、近隣では旧大川警察署管内の大川市や大木町に同様の条例がありますが、いずれも現在では暴走族がいないので、その条例に基づく活動は行っていないということでありました。もう1つ、福岡市では条例はございませんけれども、夏場夜間に大勢集まる暴走族やハント族の対策として、警察と連携しまして時間帯の道路通行どめを行っております。この夏休み期間の土曜、日曜日の午前0時から5時に限りまして、暴走族等が集まる一部道路を通行どめしているところであります。

以上でございます。

9番（荒木 憲君）

答弁にあります族は最近はいないということではありますが、私は暴走行為、あと爆音行為に対する市独自の条例を制定し、市民の皆さんが安心してゆっくり眠れる、また、観光客の皆様も安全で安心して宿泊できる思いやりのある柳川市にしたいと思っておりますが、市長もそう思われていると私は確信しておりますが、市長の見解をお願いいたします。

市長（金子健次君）

暴走、騒音行為に対する市独自の条例制定等についての御質問にお答えをさせていただきます。

現在、柳川警察署管内では、先ほど安全安心課長が答弁いたしましたように、グループ化した暴走族はいないということです。しかし、単発化した暴走行為は行われているということでございます。特に土曜日がよく音が聞こえます。やはりこれらの悪質、迷惑な行為に対しましては、取り締まりの強化が必要であるというふうに考えております。道路交通法では暴走行為に対して、集団による共同危険行為等の禁止、騒音運転禁止、整備不良車両運転禁止、車両の消音器不備禁止が規定をされまして、それぞれの違反につき、懲役または罰金及び違反点数が科せられるようになっております。また、道路以外の公園等の公共の場所にお



きまして、福岡県迷惑行為防止条例によりまして、自転車や原付バイクの暴走行為禁止を規定しております。罰金または拘留もしくは料金が科せられるようになっております。

このように法令や福岡県の条例などによりまして、取り締まり規制の規定が設けられておりますので、今のところは市独自の条例は必要ないのではないかと考えているところでございます。また、本市では既に安全・安心まちづくり条例の中で暴走族追放を図ることや少年非行を誘発するおそれのある環境の改善を図ることなども掲げております。安全で安心できるまちづくりのために市及び警察、市民、事業所等が連携をいたしまして、対策稼働を推進していくことも規定しているところでもございます。

おもてなしの心日本一を目指す本市にとりまして、これらの行為は許されないものであります。今後とも柳川警察署及び学校と連携した啓発活動を実施いたしまして、青少年の健全育成を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

9番（荒木 憲君）

確かに安全・安心まちづくり条例は平成18年3月に施行されております。徐々に効果はあらわれているようですが、今後、平成29年度には有明海沿岸道路の高架橋が完成します。このことにより、また、暴走行為、爆音行為がふえると予測できますので、ぜひ暴走行為や爆音行為に対する市独自の条例を制定し、市民の皆さんや観光客の皆様が安心してゆっくり眠れる柳川市にさせていただくことをお願いし、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、柳川市の文化遺産である市指定文化財やこれから文化財になれる可能性がある数々の文化遺産の現状と文化財保存化について、質問させていただきます。

今現在の市の文化遺産の数と市指定文化財の数をお聞きします。

生涯学習課長（石橋正次君）

まず初めに、本市に所在する文化財の数につきましては、文化と歴史のまちと言われますように数多くの文化遺産が存在をいたしております。国、県、市の指定及び登録文化財の件数を申し上げますと55件でございます。また、このうち市指定文化財の数につきましては、本年4月11日に有形文化財として指定をいたしました大和町栄字江越にあります八幡神社本殿を含めまして36件でございます。

以上です。

9番（荒木 憲君）

柳川市は農業、漁業、水産業、特にノリ加工業と干拓のまちでもあります。先祖の人たちが血と汗を流し、営々と子孫のために築いてきた干拓、我々はこうした先祖たちの偉業を後世に伝えていく義務があると思います。開拓したあかしとして石垣堤防が柳川市には数カ所ありますが、その石垣堤防は現在、夏場にはマムシのすみかになって大変危険な状態であります。この状態を打破するためにも補修し、市の文化財として保存すべきだと私は思いま

すが、執行部の考え方をお願いいたします。

生涯学習課長（石橋正次君）

石垣の干拓堤防を文化財として保存すべきではないかということでございます。

現在、市内には江戸時代から明治時代にかけて、石垣により築かれた3カ所、これは皿垣、弁天、それから両開、そして南浜武の干拓堤防がございます。有明海浜部の本市固有の風土を物語る土木遺産として、今後保存については検討する必要があるものと考えております。

以上です。

9番（荒木 憲君）

検討する必要があると考えておられるので、ぜひ検討して文化財としての保存をお願いしておきます。

続きまして、柳川市史を調べてみますと、400年以上の歴史がある慶長年間当初の田中吉政公が築いたとされる慶長本土居は数カ所が分断されていますが、幸いにも数々の史跡や文化遺産が残っております。その数はどのくらいなるでしょうか。

生涯学習課長（石橋正次君）

慶長本土居は数カ所が分断され、残っている数ということでございます。現在、慶長本土居の遺構は土居の基底部分の遺構と考えられるものが昭代及び大和地域に所在をいたしまして、築合口に祭られたほこらを合わせますと3カ所になるところでございます。また、皿垣地域の江越八幡海岸灯台、これにつきましては本来、慶長本土居に築かれた灯台であったと伝わっておりますので、これを合わせますと4カ所になるということでございます。

9番（荒木 憲君）

その中で柳川市指定文化財は、また文化財になれる可能性のある史跡、文化遺産はあるのでしょうか。

生涯学習課長（石橋正次君）

慶長本土居の遺構のうち、現在、市指定文化財として指定をされているものにつきましては江越八幡海岸灯台、それから大和町域の同遺構の2件でございます。現在のところ、昭代地区の同遺構を大和町域の指定遺跡に追加するというふうなやり方が考えられるのではないかと考えているところでございます。

9番（荒木 憲君）

ぜひ考えられるじゃなくて考えてもらいたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

また、次の質問に入りますけど、全員協議会でも質問しましたが、地元でもある日本全国で有名な雲龍型の雲龍久吉という第10代横綱が奉納した鳥居があります。三柱神社にも一對の灯籠が奉納されておりますが、その鳥居のほうだけは何度も修復されております。今は形

がほとんど残っていない状態で、今、番線を張っておりますけど、柳川市や日本国の財産になり得ると私は自負しておりますが、一行政区の鳥居であります、修復し市指定文化財に登録をしてほしいと考えておりますが、執行部のお考えはどうでしょうか。

生涯学習課長（石橋正次君）

第10代横綱、雲龍久吉が本市に残した甲木の海童神社の鳥居及び灯籠、それから三柱神社の灯籠の文化遺産につきましては、本市の歴史を物語る上で重要な人物に係る歴史的に重要な資料であるというふうに認識をしているところでございます。

文化財の指定につきましては、現在7人の委員で構成をいたします柳川市文化財専門委員会の審議、それから答申を得まして、教育委員会において指定を決定するということとなります。所有者及び管理者の意向を伺いながら指定等の保存措置について、文化財専門委員会において調査をいたしまして、意見をお伺いしたいというふうに考えておるところです。

以上です。

9番（荒木 憲君）

ぜひ登録して市の文化財として保存していただきたいと思いますので、その辺はよろしく頼んでおきます。

最後に、このことに関して市長の見解をお願いいたします。

市長（金子健次君）

小さいころは横綱の雲龍型、不知火型を知っておりましたけど、その雲龍型のルーツが柳川市大和町、そして10代横綱ということは最近というよりも、ずっと以前ですけれども、知りました。そういう中において、今言われたように三柱神社一対の灯籠や鳥居があるというようなことでお聞きをいたしますと、今、課長のほうから答弁をいたしましたけれども、どうやって残すのかということをいろんな形で検討していかなければならないというふうに思っております。

また、先ほど答弁いたしましたように、数多くの貴重な文化財が残されておまして、国、県が指定しているものだけでも55件あります。これらの豊かな文化遺産と柳川独自の掘割を中心とした文化的景観は、先人が残した市民の共通の誇りでもあり宝でもあるというふうに思います。どろつくどん、風流、中島祇園祭り、大蛇やまなどの無形文化財を含めまして、本市の貴重な文化遺産を後世に伝えるためには、文化財の定期的な保存整備を進めながら新たな地域文化の創造に向けて積極的に活用することが重要であるというふうに考えております。

以上です。

9番（荒木 憲君）

これにて私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これもちまして、荒木憲議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 1 時 56 分 休憩

午後 2 時 7 分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、22番伊藤法博議員の発言を許します。

22番（伊藤法博君）（登壇）

22番伊藤法博でございます。トリでございますので、よろしくお願ひいたします。きょうの一般質問は、農業振興政策についてお尋ねしたいと思います。

柳川市の農業が置かれている現状は、明るく活力に満ちた将来性のある産業とはとても言えません。戦後今日まで化石エネルギー投入により、生産性の拡大が望める産業への転換が拡大し、太陽エネルギーを資本とした農業は、生産性の拡大に劣るため、魅力ある産業ではあり得ませんでした。しかも、安い輸入農産物の増大などもあり、農産物価格は低迷し、農家所得は他産業に比べ、見劣りするものとなり、国の補助金なしには経営が成り立たなくなっています。しかも、少子・高齢化の波が最も強く端的に農業分野にあらわれています。このことは、農地を従来の10分の1、あるいは20分の1の数の農家で効率的に農地を維持管理しなければなりません。しかしながら、ごく少数の農家で効率的に広い農地を耕作するには、大型農業機械に頼らなければなりません。必ずしも大型農業機械に対応した農地、農道ではありません。いまだに大型農業機械が進入できない農道や作業効率が低い狭隘な農地が依然として数多く存在します。

このような現状をいかに打開するかは、農業振興にとって喫緊の課題であり、優秀な人材を農業に取り込む必要最低限の条件ではないかと思ひます。近年は、稲作では、40%を超える転作の影響、農業者の高齢化、農業後継者不足、農業機械の大型化及び農業機械の大型化・高機能化に伴う価格の上昇、あるいは作物価格の低迷などにより、耕作権の集約が進み、多くの農家が離農している現実があります。すなわち農地は所有しているが、耕作はしていない農家がかなりの数あると思われ、今後ますます増加していくものと思われ、現在そのような農地所有非農家はどの程度あるのか、今後10年後にはどの程度まで増加するのかをお尋ねします。

また、柳川市の水田面積のうち、農業振興地域の水田面積、いわゆる青地の水田面積はどれだけで、未整備地区はどれだけ残っているのでしょうか。さらに、農業振興地域のいわゆる白地の水田面積はどのくらいあるのでしょうか、お尋ねいたします。

壇上からの質問はこれにて終わります、あとは自席からの質問にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

農政課長（成清博茂君）

まず、農地所有非農家の数ということでお答えさせていただきます。

農地所有非農家の数ですけれども、農林業センサスで、土地持ち非農家というデータでその数値をお答えいたします。2010年の農林業センサスでは、4,007戸というふうにデータが出ております。なお、この統計の定義といたしましては、耕地及び耕作放棄地を5割以上所有している農家以外を分類しているということ。また、土地持ち非農家が4,007戸ということでありまして、今回のこのときの2010年のセンサスでは、集落営農組織の構成員についても、土地持ち非農家というふうにカウントしているところで、数字的には増加しております。

また、10年後はどの程度になるかというお尋ねですけれども、国の農業政策や大型の担い手集落営農組織などの育成支援の流れ、またTPP等の影響でどのようになるのかは、なかなか予測がしづらいところではございます。

次に、農業振興地域の水田面積についてお答えいたします。

平成24年の12月のデータで申し上げますと、農業振興地域の水田面積が3,978ヘクタールでございます。そのうち農業振興地域の農用地と位置づけられている、いわゆる青地の面積ですけれども、3,474ヘクタールでございます。それから、土地改良未整備地区ということですから、土地改良の未整備面積でお答えいたしますけれども、まずは土地改良の整備面積が3,017ヘクタールでございます。先ほど申し上げました農業振興地域の農用地面積3,474ヘクタールから差し引きますと、457ヘクタールが土地改良未整備面積ということになります。また、農業振興地区のうち、農用地の白地の面積でございますけれども、504ヘクタールほどでございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

土地持ち非農家の407戸、全農家戸数は、この分母になるやつはどれくらいありますか。

農政課長（成清博茂君）

農家戸数ですけれども、戸別所得補償制度の申請者ということでお答えいたしますけれども、申請者に送付している申請数が5,000程度でございます。申しわけございません、はっきり数的に覚えていないんですけれども、一応5,000程度でございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

この407戸というのは、集落営農組織に入ってある方も含んでおるから、いわゆる自分で耕作してある方もかなりこの中には入っておるということですね。（「4,007戸」と呼ぶ者あり）4,007戸。

それで、私が知りたかったのは、そういった農用地利用増進をされて全て預けてある、そ

ういう農家戸数がどれくらいあるかということをお尋ねしたかったんですけども、これはなかなか集計的に難しい面もあるかなと思っております。柳川市が77平方キロメートル、ヘクタールでいいますと、7,700ヘクタールですね。そのうちの水田面積が3,978ヘクタールで、そのうち青地というか、農業振興、いろんな基盤整備したり、いろんな国の補助金がついて活用できる土地が3,474ヘクタールで、国・県の補助が受けられない土地が白地と言って504ヘクタールある。そしてその3,474ヘクタールの青地の田んぼのうちの3,017ヘクタールが基盤整備が済んでおるけれども、あと457ヘクタールがまだ未整備地区だということでありませう。現在、農地整備についての国・県の補助金を受けられる制度はどのようなものがあるか、お尋ねいたします。

水路課長（安藤和彦君）

議員の御質問にお答えいたします。

農地整備に係る国・県の補助事業にはどういうものがあるかということでございますが、平成24年12月議会における議員の一般質問でもお答えしておりますように、代表的な事業として、県営の農地整備事業がございます。この事業の採択基準でございますが、農振農用地であること、受益面積の合計が20ヘクタール以上であること、促進計画、集積促進整備計画が作成されていること、担い手数の増加が見込めること、事業完了時に担い手農家事業集積率の増加が見込めること等でございます。また、補助率は国が50%、県が30%となっております。そういうことから申しますと、地元の負担率は20%ということになります。

次に、県営の集落基盤整備事業がございます。この採択基準でございますが、まずは農振農用地であること、農用地につき行う区画整理及び、これと相当の関連がある他の工事を一体的に行うこと、農村振興基本計画に基づく実施計画が作成されていること、受益面積が20ヘクタール以上であること等でございます。なお、補助率は国が50%、県が25%となっており、それから申しますと、地元の負担率は25%となります。

次に、市町村及び土地改良区等が事業主体になることができる県単独の補助事業でございます農村環境整備事業がございます。この事業の採択基準でございますが、農振農用地であること、受益戸数が2戸以上であること、受益面積が1ヘクタール以上5ヘクタール未満であること、単年度で完了が可能であること等でございます。なお、補助率は県が40%となっております。そういうことから申しますと、地元の負担率は60%ということになります。

次に、市町村及び土地改良区等が事業主体になることができる農業基盤整備促進事業がございます。この事業の採択基準でございますが、農振農用地であること、整備計画が作成されていること、1地区当たりの事業費の合計が2,000千円以上であること等でございます。なお、補助率は定額補助と国50%の定率補助となっております。そういうことから申しますと、定率補助の場合、地元の負担率は50%ということになります。

次に、市町村の農業委員会及び土地改良区等が事業主体になることができる交換分合事業

がございます。この事業の採択基準でございますが、一定地域の農用地の面積が5ヘクタール以上であること、集団化率がおおむね40%以上であって、かつ移動率が20%以上であること等でございます。なお、補助率でございますが、国が50%となっております。そういうことから申しますと、地元の負担率は50%ということになります。

また、さきに述べた各事業のうち、農業基盤整備促進事業を除く全ての事業の採択には、土地改良法上の法手続が要ることになっております。そういうことから申しますと、関係権利者の同意が必要ということになります。なお、先ほど言いました土地改良法上の法手続が必要ない農業基盤整備促進事業につきましても、やはり関係地権者の同意は必要かと思っております。

いずれにいたしましても、具体的な事業採択に際しましては、その地区その地区によって状況が違うことが推測されますので、個々の地区ごとの判断になるかと思っております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

私たちがいる柳川地方は、先人の働きにより、平たんな土地に掘割が縦横に張りめぐらされて、水路が田んぼの隅々まで行き渡っています。先人の働きによって水田については、数百年間の長きにわたって今日まで活用できてきました。先ほど農地整備について、国・県の補助金制度のメニューが示されましたが、平たんな干拓地で水路が行き渡っている柳川市の水田では、農業振興地区の未整備地区457ヘクタールは、当面、区画整理と農道整備、すなわち交換分合での農地整備で十分ではないかと思えます。柳川地方のような平たんで用排水路が全ての水田に行き渡っているところでは、交換分合による農地整備は基盤整備事業による農地整備より経費面で3分の1から4分の1以下でほぼ同じような成果が得られるのではないかと思えます。農振地区の未整備地区は、経費が少なくて済む交換分合でいいと思えますが、国の補助金は50%であります。基盤整備事業のように、県の補助金25%から30%はありません。交換分合と基盤整備事業を比較すると、交換分合の工事費が基盤整備事業の工事費の4分の1しかかからなくても、今の制度では地元負担は同じになってしまいます。

先日の新聞によると、政府・自民党は、2014年の概算請求で、担い手への農地集積を促進する農地中間管理機構、すなわち農地集積バンクの整備と基盤整備に合わせて1,500億円以上を盛り込む方針と出ていました。しかも、基盤整備は地元負担なしで行うような記述でした。農業農村整備事業のうち502億円を農地の大区画化、汎用化などの推進に計上されています。柳川地方のような平たんで掘割が整備されているところは、経費の安い交換分合で十分だと思いますので、交換分合にそのような資金を活用させていただくならと思います。現在、TPP環太平洋戦略的経済連携協定の交渉が、日本を含め12カ国で早期妥結に向けて厳しい駆け引きが行われています。TPPへの参加を前提とした政府・自民党の農業支援のための概算要求だと思います。この機会を活用して、農業振興地域の時代に合った農道整備を

なし遂げ、生産性の向上に資する努力をすべきだと思います。このことが若者の就農率の向上につながり、ひいては食料自給率の向上や国土保全にもつながってくるのだと思います。国・県に働きかけていただきたいと思いますが、交換分合にも県の予算がつくように、国・県にも働きかけていただきたいと思いますが、市長の御意見をお聞きしたいと思いますが。

市長（金子健次君）

余り農業関係について専門的に私は伊藤議員よりも詳しくないんですけども、今、農政課長、また安藤課長のほうがお答えした形になっておりますけど、いろいろな形でこれからも勉強させていただきたいと思います。

22番（伊藤法博君）

ぜひ柳川の農業が効率的にできるような基盤整備の進展に御努力をお願いしたいと思えます。

次に、農産物の地産地消についてお尋ねしたいと思います。

柳川市の基幹産業である農業の振興について、現在どのような取り組みがなされているのか、お尋ねいたします。

農政課長（成清博茂君）

まず、担い手づくりとして、土地利用型中心の担い手に対しまして、農地の利用集積、また大型高性能機械等への補助等を行っております。また、経営所得安定対策の推進におきまして、個人担い手、また集落営農組織の育成、集落営農組織につきましては、経営基盤強化に向け、法人化への取り組みへの支援等も行っております。また、本市の良質な米麦品種への統一普及の推進といたしまして、産地銘柄の確立及び麦類の作付拡大を図るため、水稻・麦種子への更新補助金等を行っております。

また、産地づくりといたしまして、活力ある高収益型産地育成事業によって、イチゴハウス、ナス等の園芸農業への生産額の増大と持続的な発展を図るため、先進技術の導入とか省力機械等への整備を推進いたしております。

また、野菜生産出荷安定事業によりまして、アスパラガス及びイチゴ等の価格が著しく下落した場合に、価格差等の補給をするということで交付をすることによって、野菜農家に及ぼす影響を緩和して、次期作の確保と消費者への野菜の安定的な供給等を行っております。

また、イ業についても、現在、少なくなっておりますけれども、イ業振興会とともに畳がえの補助等の助成、またブランド畳の生産等の助成を行っております。

また、農地・水保全対策事業によりまして、地域共同による農地農業用水稲の資源や用水路等の施設を保全維持向上するための取り組みを促進しております。この取り組みにつきましては、食料の安定供給のみならず、国土、自然環境の保全、有効な景観形成といった農業の持つ多面的な機能の発展にもつながるものと思っております。

また、農業生産活動によって発生します農業用のビニールやプラスチック等の適正処理を



推進するための協議会を設置し、廃材の回収等も行っております。

また、柳川農産物特産物づくり協議会におきまして、市内で生産された農産物の高付加価値を推進し、特産品の柳川ブランドの確立と支援をいたしております。

現在、また人・農地プランを策定することによって、青年就農給付金、また規模拡大などの支援を行っております。農業用水確保といたしましても、かんがい排水事業、また県営クレーク防災機能保全対策事業、経営農業用排水路整備事業なども行っているところです。

簡単ですが、農業政策についてお答えいたします。以上です。

22番（伊藤法博君）

いろいろな施策を打っておりますが、現在、一応青果物といいますか、野菜とか果物等についての、わかればいいんですけども、どれくらいの種類を柳川では生産しているかわかりますか。

農政課長（成清博茂君）

JA柳川の共販品目についてお答えいたしますけれども、ナス、イチゴ、トマト、アスパラ、ニラ、レタス、オクラ、実エンドウ、ソラマメ、トウモロコシ、ツボミナ、ナバナ、ブロッコリー、ヒシ、ブドウ、イチジクということで、大体共販品目19品目程度が共販として出荷されております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

一応、農協の共販品目以外にも、やはりジャガイモとカタマネギですね、そのほかミズイモ、里芋ですか、いろいろまだそのほかに各種ニンジン、ネギですね、そういったやつも何十種類と生産されておりますが、現在、学校給食の供給形態はどのようになっているか。また、それぞれの供給数はどのようになっているか、お尋ねします。学校給食における24年度の農産物の地産地消、地場産物の活用状況についてお尋ねします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

学校教育課から学校給食の供給形態、供給数についてお答えをいたします。

共同調理場方式が4,553食、自校調理方式が1,496食となっております。内訳は旧柳川の中学校と大和中学校分を柳川学校給食共同調理場で1,652食、大和地区の小学校及び柳河小学校と昭代第一小学校分を大和学校給食共同調理場で1,479食、三橋地区の小学校と中学校分を三橋学校給食共同調理場で1,422食調理をしております。そのほかの城内、東宮永、矢留、両開、昭代第二、蒲池小学校は自校調理ですので、それぞれの学校で調理をしております。

学校給食における平成24年度の農産物地産地消の状況でございます。柳川産は、米の地元産ヒノヒカリ100%使用を筆頭に、大豆や卵、ジャガイモ、アスパラガス、ニラ、ナバナ、大根、トマト、ナス等を使用しており、重量ベースでは、柳川産は約3割となっております。ただ野菜につきましては、共同調理場が地元の市場から、自校方式の学校が地元の青果店か

ら購入をしておりますけれども、柳川産の占める割合は全体の2%程度にとどまっております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

近隣の市町では、地元青果物利用割合、地元産、これは市町村内、またはその農協区域内で生産されたものとなっておりますが、大牟田市が4.5%、八女市が10.7%、大川市が12.2%、みやま市が17.3%、広川町が3.5%となっております。柳川市の地元青果物の利用割合は1.9%で、最低レベルの水準です。農業が基幹産業として長年農業振興を図ってきて、地場産業を唱え、食の安全・安心、食育の重要性を提唱してきた割には、低過ぎる数字ではないかと思えます。この点に関して市長の感想があれば、よろしくお願いします。

市長（金子健次君）

筑後地域では、本市が1.9%ということで、一番地産地消については低いということで、どうすれば、そういう形で10%、15%ラインに乗ることができるか、いろいろ研究してまいりたいと思えます。

22番（伊藤法博君）

福岡県の60市町村の平成24年度学校給食における県産、地元産青果物の利用状況によれば、柳川市の県産青果物の利用割合は、県産の事業割合は39.6%、地元産青果物の利用割合は、先ほど学校教育課長が言いました1.9%になっていきます。ところが、大木町の県産青果物の利用割合は100%、地元産青果物の利用割合は80.9%になっていきます。地元産青果物の利用割合は大木町が80.9%に対して、柳川市は1.9%の違いはどこにあるのでしょうか。その違いをどのように把握してあるのか、お尋ねをいたします。

農政課長（成清博茂君）

先ほど説明されましたそれぞれの地元産の利用割合ですけれども、各支所ごとのデータが同じレベルで算定したのか、その辺がちょっとわかりませんが、大木町のほうでは、学校給食センターの栄養士、調理師、またJA、普及センター、町で会議を月1回開催いたしまして、効率的な供給体制と受け入れ体制を整備し、対応しているとお聞きしております。また、農産物の生産においても、道の駅のくるるん夢市場の会員の皆さんで計画的な作付を行って、給食に提供してあるというふうには聞いているところでございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

私もこの県のデータを見てちょっとびっくりしまして、大木町に行って調べてみました。大木町の学校給食は、小学校3校、中学校1校で、1日当たり1,400食だそうです。柳川市と大木町の地元青果物の利用状況の違いは、当初、行政や農協の熱意やかかわり方の違いか、あるいは発注あるいは流通のシステムの違いじゃないかと思っていました。しかし、現地で

話を聞いてみると、学校給食の担当者、管理栄養士、調理員、農家の生産者などが毎月集まって学校給食会議定例会を開いて、給食の献立を勘案して、作物の品名、数量を生産者に指定して、大半の青果物を地元の農家から調達しているとのことでした。学校給食の担当者、管理栄養士、調理員、農家の生産者が協力し合って学校給食をつくり上げている実態が見えてきました。そのことによって、農家のじいちゃんやばあちゃんも、生きがいと使命感を持って元気になり、孫たちのためになっていると頑張っているそうです。子供たちの生活圏内でつくられる身近で新鮮な青果物が学校給食に用いられることは、子供たちの食育にも大きな影響を与えるものと思われます。学校給食会議の関係者の話として、地元青果物の購入価格は、市場価格に比べて多少割高になっているかもしれないが、いろいろな波及効果を考えると、納得してもらえないのではないかとおっしゃっていました。柳川市の各給食センターでも、大木町のような身近で地に足がついたような地道な活動、すなわち学校給食の担当者、管理栄養士、調理員、農家の生産者といった地域ぐるみの人たちによる話し合いの場、自分の手の内にある、みずから努力すれば可能なことは、できるだけ知恵を出して努力することが大事ではないかという、そういった取り組みがあってもいいのではないかと思います。市長の見解を求めます。

市長（金子健次君）

まさに伊藤議員が言われるような形で、これから先ほど申し上げましたように、隣接する大木町が、そうやっておじいちゃんやおばあちゃん、そしてまた、お父さんやお母さんがつくられた農産物を身近な自分の子供たち、また身近な子供たちに食べさせるというのは大変いいことだなというふうに思いますし、また生産意欲も私は湧いてくるということは、伊藤議員と同じような考え方でございます。いろいろな形で学校、教育委員会にも研究していただきまして、そういう使うための経路がどういうふうになっているかということの研究しながら、今後進めていきたいと思えます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

このような地域ぐるみの地道な活動は、昨日の一般質問でも取り上げられていたあいさつ運動や、おもてなしの心日本一を醸し出す基盤となるもので、ひいては弱い者に優しい土地柄になり、訪れて気持ちのいい観光づくりの基本ともなります。さらに、地域の活性化の原動力になるものと思えますので、どうかそのような取り組みを進めていただきたいと思えます。

次に、湛水対策についてお尋ねをいたします。

有明海海底の石炭採掘に伴う港内水のくみ上げによる柳川市南部地域の不等沈下により、長年湛水被害に苦しめられてきましたが、強制排水機場の整備が整い、湛水被害の発生が抑制されていることは大変ありがたいこととあります。しかしながら、旧慶長土居を境に、湛

水時間の開きが出ています。すなわち両開地区は強制排水機場の稼動により1日以内の湛水で済んでいますが、宮永地区は慶長土居の樋管が旧態依然のままのために、場合によっては、3日も4日も湛水したままで、特に農作物の被害が発生するような状況になっています。本来、強制排水機場の受益は、両開地区及び宮永地区まで含めて認可されたものであり、両開地区と同じく宮永地区の同意を経て設置されたものです。下八丁、西新の強制排水機場が設置されて数年が過ぎましたが、慶長土居樋管の改造計画はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

水路課長（安藤和彦君）

議員の質問にお答えします。

議員御承知のように、下八丁及び西新の排水機場につきましては、平成6年度から平成16年度にかけて実施した県営湛水防除事業、柳川地区で造営された排水機場でございます。下八丁及び西新排水機場とも毎秒6トンの排水能力がございます。この両排水機場の受益地でございますが、議員言われますように、宮永地区も一部受益地に含まれております。この県営湛水防除事業を実施するに当たっては、事前に流域全体にわたって現状の水利施設の規模を前提に整備すべき施設の能力を決定する排水解析を行っております。そういうことからいたしますと、受益地内の農地についての湛水被害解消の検討はなされているものと思っております。しかしながら、豪雨時に導水路の整備が不十分であること等が原因で、下八丁排水機場の能力をフルに発揮していないとの意見が東宮永地区や両開地区から出ていることもございますので、今後は導水路の整備に傾注してまいりたいと考えております。

ただ、導水路の整備につきましては、上流地区と下流地区の合意が大前提であると思っております。加えて、湛水対策には、地域内の適切な樋管、樋門の操作及び水位管理が欠かせないので、行政区を超えた水利調整を行っていく必要があると考えております。この行政区を超えた水利調整には、地元の協力が欠かせませんので、御理解、御協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

これは本当に上下流の住民による話し合いを設けて、知恵のある解決策を早急にお願ひいたします。

次に、橋本の強制排水機場の稼動に対する有明魚連との取り決めはどのようになっているかお尋ねをいたします。

水路課長（安藤和彦君）

議員の御質問にお答えします。

橋本排水機場の稼動に対する漁業関係者との取り決めでございますが、橋本排水機場の建設の際に、両開、沖端、浜武、当時の東宮永、西宮永、久間田漁協、これは合併して柳川漁

協となっておりましてけれども、この間で覚書が取り交わされております。その主な内容でございますが、ノリ養殖期における排水ポンプの運転に際しては、事前に漁協と協議し、了解を得た上で運転を行うこととなっております。また、下八丁、西新の2つの排水機場に関しても、同じような内容の覚書を取り交わしております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

橋本の強制排水機場については、何月からは使用できないという、そのような取り決めはないんですか。

水路課長（安藤和彦君）

具体的に何月から何月という表記はないんですけれども、ノリ養殖期という表現で覚書が取り交わされております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

やっぱり温暖化の影響で、ノリの種つけ時期が遅くなってきています。ノリの種つけに影響のない範囲内で強制排水機場の見直し、あるいは弾力的な運用を漁業関係者と協議するようなことは、現在されているかどうか、お尋ねします。

水路課長（安藤和彦君）

この強制排水機場のノリ養殖期の運転でございますけれども、海況によっては、やはり影響するということもございますので、覚書のとおり、ノリ養殖期の運転に際しては、事前に漁協と協議をして、合意の上という形で今後も強制排水機場の運転については、そのようなことで運営をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

それじゃ、今までノリ養殖期といいますと、大体何月からは動かしていない、何月までは動かしてあるという、そういう実績はどのようになっていますか。

水路課長（安藤和彦君）

実際にはノリ養殖期に入りますと降雨も減りますので、そういう事例は少ないのでございますけれども、二、三年前にあったのは、11月にそういうことが1回ございました。

以上です。

22番（伊藤法博君）

そのときは稼動はしていないということですね。

水路課長（安藤和彦君）

そのときは漁協のほうと事前に協議をしまして、短時間でございますが、稼動をさせておる実績がございます。

22番（伊藤法博君）

できるだけ協議をしていただいて、できるときは可能な限り稼働できるように配慮をお願いしたいと思います。

次に、塩害対策についてお尋ねいたします。

11月から3月までのノリ収穫期間のクリークの水質濃度が、農作物に影響を与えると思われる農地はどれくらいあると把握されておりますか、お尋ねをいたします。

農政課長（成清博茂君）

塩水が農作物に影響を与える農地についてでございますけれども、昭代地区、また柳川南部地区、大和地区が中心でございます。ノリ時期の農産物は、特に麦の作付が多くなっております。麦には直接的に影響はないかと思っておりますけれども、特に施設園芸、それと露地野菜の農地について影響が考えられるかと思っておりますけど、数値については把握いたしておりません。以上です。

22番（伊藤法博君）

かなりの農家の方が蔬菜園芸とか施設園芸をノリの塩害のためにやめられたというようなことを聞いております。そういった意味で、どれくらいの範囲がそういった影響を受けているかというのは、やはり行政として把握しておくべき問題じゃないかと思っております。柳川市はノリ養殖期の塩害対策について、どのような対策、施策をされていますか。また、ノリ養殖業者にどのような指導、啓蒙活動が行われていますか、お尋ねをいたします。

産業経済部長（古賀廣介君）

それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。現在の市の農業用水塩害対策について御説明申し上げます。

まず、塩分測定を実施いたしてありまして、毎年、ノリ収穫時期に一部の地域で水路の塩分濃度が高くなった場合に、おおむね2週間ごとに柳川市内全域の47カ所で塩分濃度の測定を行っております。ノリの生産地域のうち園芸作物を栽培している圃場付近で行っております。測定の際、もし農業用水の塩分濃度が高くなった場合におきましては、農協を通じまして、各農家に周知を図っているところでございます。周知することで、どの水路の水が取水できるかできないのか、良質の農業用水の確保ができるようになるということでございます。また、水路の塩分が高いとの連絡が農家から直接来る場合がございます。そういう場合につきましては、水路課と連携をとりまして、水路の希釈作業を行ったり、また揚水の水回しや塩分流水防止のための樋門調整なども実施をいたしているところでございます。

また、施設園芸農家においては、タンクに雨水やクリークの水をくみ置きをしていただいたり、そういったことで対応をしている状況でございます。

それから、ノリ小屋付近のノリ業者に対しての対策の面をお聞きされたので、そのこともあわせて回答をしたいというふうに思います。ノリ小屋の排水の件であります。御承知の

ように、昔は手作業で自宅のそばのノリ小屋でほとんどのところが加工をされておりました。それから昭和40年代に入ってまいりまして、ノリ養殖の近代化といいますが、そういった流れの中で機械化が進み、昭和55年ごろから全自動乾燥機が導入をされ、現在のノリの加工場の形が形成をされていっているというふうに理解しております。それに伴いまして、ノリの生産量が増加するとともに、塩水の使用量もふえてきたのではなかろうかというふうに認識をいたしております。

このように、昔からのそういった地域事情といいますが、そういった経過もございまして、ノリの加工場は自宅周辺で整備をされてきたということでございます。集落内に現実には点在をしており、排水はやむを得ずクリークに流されているという状況がございます。決して好ましい状況であるというふうには私どもも思っておりません。しかしながら、現実はそのような状況であるということから、加工場の排水または騒音とかですね、そういった問題も含めて、環境改善のために漁港周辺の背後地が一番望ましいわけですがけれども、ノリの加工場を集約する漁業団地の整備、または協業化を現在まで御承知のように積極的に推進をしてまいっているという状況でございます。

今後につきましても、同じような対応をしていながら集約化を図り、協業化を強力に推進をしていくと、このようなことで対応をしていくという考え方でございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

今、答弁の中で、施設園芸、農家のほうはタンクを設けて、真水を自分で確保して、タンクにためて、それを使うというようなですね、被害者のほうが、それは自分で防衛するけれども、やはりノリ業者のほうがどうかすべきことだと私は思います。

問題は、ノリをちぎってきて、鮮度を保つために海水で攪拌するための水を海水でやってあるわけですので、問題はその攪拌水をクリークに捨てるんじゃないかと、やはりタンクにためて、どこかその攪拌水は直接捨てていいのかどうか、その辺どうなんですか。

産業経済部長（古賀廣介君）

攪拌水を直接捨てていいかどうかという具体的な御質問につきましては、ちょっと私も詳しくはございませんけれども、先ほど来から申し上げておりますように、なるべく農業用水に影響のないような形で、我々としても漁業組合等の連携会議の中で、こういった問題については、極力そういった被害が出ないような形でお願いしますというような協議は行っております。

そういうことで、地元のほうでも兼業農家が結構多い地区でございますので、お互い、いわゆる共存共栄と申しますか、片方だけ立っても片方が立たないと、そういったことは一定の理解をしてございますので、農事組合等々と連携をとりながら、先ほど申し上げましたような水路課との連携であったり、そういった農協との連携であったりということ、なるべく

く現実には被害が出ないような形で対応をしているという状況でございます。

22番（伊藤法博君）

その話はわかりますが、例えば、攪拌水をタンクにためて、クリークに捨てないでどこかに持って行って捨てようと思っても、それは直接海に捨てていいのかどうか、その辺の判断ですね。何か中島の漁業団地の場合は、処理水を浄化をして捨てにやいかんというような話があったじゃないですか。だから、それをすれば、やはり一般の各家庭のノリの生産者からの攪拌水も恐らく過するか何かして捨てにやいかんだらうと。だから、そういったものに対しては、やはり公というか、魚連とか、そういったところでちゃんと設備をして、それに補助金なんかつけて、そういったことができるようなことをしない限り、農業の振興といっても、とても農業の振興とは、一番農業が盛んなところで農業ができない状況が発生しているわけじゃないですか。だから、そういったことを考えた場合、やはりこれの解決は双方がそういった団地化を図るとか、水路を分けて排水をとか、そういったのを区分けして使うとか、いろいろ知恵を出してやってもらいたいと思います。

定期的に観測してあるということですので、その濃度というのは、どのくらいの濃度なのか、わかれば教えてください。

農政課長（成清博茂君）

塩分の濃度の単位ですけれども、これにつきましては園芸にどの程度影響するのかですけれども、単位につきましては、ジューメンズ毎メートルということしております。例えば、イチゴ、レタスでございますと、70ジューメンズ毎メートル以上あったら、ちょっと影響がする。（「ちょっとppmで答えてくれませんか」と呼ぶ者あり）済みません、今がこの単位で、電気伝導率で今はかっているもので、これで今、70ジューメンズ毎メートル以上だったら影響すると。それと、ナスでいくと、90ジューメンズ毎メートルという形になっております。それとトマト、アスパラで100ジューメンズ毎メートルという数値ですと影響が出てくると。できるだけ低いほうがいいと思うんですけれども、このような単位で今測定をいたしております。

それと、期間中で、昨年度ですけれども、各地域で3ブロックで分けておりますけれども、昭代ブロックでも多いところで3カ所程度はその数値を超えている。また、柳川南部でも3カ所から4カ所、大和ブロックでも3カ所程度にはその数値を期間中ちょっと超えているところについては、十分注意をしているところです。

以上です。

22番（伊藤法博君）

いや、今、何とかという単位で言われますけれども、私たちはやはりppmといいますか、稲作でいくと、大体限度が1,000ppmぐらい。そうすると、野菜とかなんとか、その半分、500かですね。そうすると、水道水だと塩分濃度は大体1ppm以下と、そういったことで



攪拌水といったら 3万5,000 p p mになるわけですね。だから、水を1トン捨てれば35倍に薄めてやっと稲作に影響がないといったら、稲作の限界値といいますか、1,000 p p mになるためには35倍。そうすると、飲料水にしたら1 p p mですから、物すごい希釈をしないとならないと。だから、さっきの単位と p p mの換算するあれがあると思いますけれども、p p mで言ってもらわんと、私たちはちょっと把握できません。

農政課長（成清博茂君）

済みませんが、今現在、その塩分を測定する機械がこれになっておりまして、p p mでの測量をやっておりませんので……（「いや、だから、換算すると」と呼ぶ者あり）ここでの換算は申しわけないんですけど、換算表を持ってきていませんので、申しわけございません。

22番（伊藤法博君）

それなら、後でそれに対応した p p mの数字をお示し願いたいと思います。

今度、みやまと柳川市で合同でクリーンセンター建設が柳川市の橋本地区に決まったようですが、その建設に伴って生じる温排水の活用について、地元で施設園芸の熱源としての利用などが話題になっているようですが、ノリ攪拌水による塩害問題が解決しなければ、そのような活用も絵に書いたもちに終わってしまうものと思われれます。そのためにも、塩害対策については、今からでも真剣に取り組む必要があると思いますので、どうか今後ますます、その取り組みを強めていってほしいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問はあす9月11日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、あす9月11日は休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、あす9月11日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時4分 散会

# 柳川市議会第4回定例会会議録

平成25年9月25日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	立 花 純	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	古 賀 澄 雄	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅崎 和 弘	24番	浦 博 宣

## 2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	黒	田	一	治
総	務	大	坪	正	明
会	計	武	藤	正	純
管	理	石	橋	眞	剛
市	民	高	田	淳	治
保	健	野	田		彰
福	祉	古	賀	廣	介
部	長	高	崎	祐	二
建	設	古	賀	輝	昭
産	業	平	田	敬	介
経	済	白	谷	通	孝
部	長	椀	島	謙	治
兼	三	島	添	守	男
兼	橋	樽	見	孝	則
兼	三	高	巢	雄	三
兼	橋	稲	又	義	輝
兼	三	松	藤	敏	彦
兼	橋	石	橋	正	次
兼	三	中	村	敬	二
兼	橋	成	清	博	郎
兼	三	安	藤	和	茂
兼	橋				彦

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江	崎	尚	美
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池
									末
									勇
									人

5 . 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

1 . 総務委員長報告について

議案第52号 平成24年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第55号 平成25年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について

2. 産業経済委員長報告について

請願第14号の1 塩塚川上・中流域の流れを円滑にする施策に関する請願書

3. 建設委員長報告について

議案第53号 平成24年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第54号 平成24年度柳川市水道事業会計決算の認定について

請願第14号の2 塩塚川上・中流域の流れを円滑にする施策に関する請願書

4. 教育民生委員長報告について

議案第49号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第50号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第51号 平成24年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第56号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第57号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

請願第13号 有明校区学童保育設置に関する請願

5. 決算審査特別委員長報告について

議案第48号 平成24年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程（3） 議案第59号 塩塚川上・中流域の流れを円滑にする施策に関する意見書について

議案第60号 塩塚川上・中流域の流れを円滑にする施策に関する意見書について

日程（4） 議案第61号 工事請負契約の締結について

日程（5） 議案第62号 柳川市議会議員定数条例の制定について

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

#### 日程第1 議会運営委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成25年第4回柳川市議会定例会最終日の日程等について、昨日9月24日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が、各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が、議員提出の議案第59号及び議案第60号の上程であります。提案理由の説明後、2議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開しまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程4が、執行部提出の議案第61号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開しまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程5が、議員提出の議案第62号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開しまして、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（浦 博宣君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

#### 日程第2 各委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程2 各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。総務常任委員会の審査結果を報告いたします。

9月5日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については、記載のとおりでありますので、省略いたします。

#### 4、結 果

##### (1)議案第52号 認定

本案は、平成24年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出の認定についてであります。

平成24年度につきましては、この特別会計を活用して用地を先行取得することがなかったため、予算の執行はありませんでした。

審査の結果、当委員会といたしましては、賛成多数で認定することに決定いたしました。

##### (2)議案第55号 原案可決

本案は、平成25年度柳川市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

補正前の予算額「305億5,334万円」に「9億9,271万4千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「315億4,605万4千円」としようとするものであります。

審査の過程において、10款教育費 6項3目の大和体育施設費について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（太田武文君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の命により産業経済常任委員会の審査結果を報告いたします。

9月3日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については、記載のとおりでありますので、省略いたします。

#### 4、結 果

##### (1) 請願第14号の1 採択

本件は、塩塚川上・中流域の流れを円滑にする施策に関する請願であります。

本件につきましては、逆井出堰の機能や管理状況などについて、執行部からの説明を受けた後、審査に入り、開門した場合の下流域への影響や堰の操作についての協定のあり方などについて意見が出されました。

当委員会としましては、審査の結果、賛成全員で採択することに決定致しました。

以上、産業経済常任委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で産業経済委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（河村好浩君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設常任委員会の報告を申し上げます。

9月3日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件並びに9月5日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

#### 4、結 果

##### (1) 議案第53号 認定

本案は、平成24年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

##### (2) 議案第54号 認定

本案は、平成24年度柳川市水道事業会計決算の認定についてであります。

審査に当たり監査委員の出席を求め、監査報告を受けました。その後、執行部より説明

を受け、審査の過程において、未収金等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(3) 請願第14号の2 採択

本案は、塩塚川上・中流域の流れを円滑にする施策に関する請願についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で採択することに決定いたしました。

以上、建設委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（梅崎昭彦君）（登壇）

皆さんおはようございます。教育民生常任委員会の審査報告を行います。

9月3日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件並びに9月5日の本会議において当委員会に付託を受けた議案5件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については、記載のとおりでありますので、省略いたします。

#### 4、結 果

(1) 議案第49号 認定

本案は、平成24年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で認定することに決定いたしました。

(2) 議案第50号 認定

本案は、平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。本案につきましては、滞納分について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で認定することに決定いたしました。

(3) 議案第51号 認定

本案は、平成24年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。本案につきましては、人数や未収入額について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で認定することに決定いたしました。

(4) 議案第56号 原案可決



本案は、平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案につきましては、来年度からの国民健康保険特別会計運営について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第57号 原案可決

本案は、柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)請願第13号 採択

本件は、有明校区学童保育設置に関する請願であります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で採択と決定いたしました。

以上、教育民生委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（藤丸正勝君）（登壇）

それでは、決算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

9月5日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については、記載のとおりでありますので、省略いたします。

#### 4、結 果

(1)議案第48号 認定

本案は、平成24年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。決算収支といたしましては、歳入総額「317億9,705万7,000円」、歳出総額「301億3,844万7,000円」で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は「16億5,861万円」となっております。そのうち、翌年度への繰越財源「7億1,169万9,000円」を差し引き、実質収支額は「9億4,691万1,000円」となっております。

当委員会は、3日間にわたり歳入歳出決算について各款ごとに説明を受けて審査を行いました。

歳入審査では、市民税の現年滞納額及び過年度滞納額の推移、生活保護費の住所不定者分の内容と返還の人数、保育料の現年・過年の収納率の推移、住宅使用料の不納欠損及び時効中断の処理状況等について質疑がありました。

歳出審査では、船小屋線バスの乗客増対策、ホームページリニューアル事前調査後の方針、国民健康保険の低所得者対策の状況、不妊治療対策費の支給状況、市クリーン連合会の事業内容及び収支状況、転作作物の総売り上げとブランド化への見通し、女性担い手育成支援事業の活動内容、心地よい観光空間づくり事業の具体的な事業内容、観光モバイルコンテンツ作成事業の具体的な内容及びホームページとの関連性、筑後七国商工観光推進協議会の事業目的及びその実績、久留米柳川線道路の整備方針、各町内の消火栓設置方法及び利用者負担の状況、いじめ防止対策委員会の活動内容、小中学校の暑さ対策、未収金回収を含む収入増対策等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で認定することに決定いたしました。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で決算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため、暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時20分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第52号 平成24年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第55号 平成25年度柳川市一般会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、産業経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。請願第14号の1 塩塚川上・中流域の流れを円滑にする施策に関する請願書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本件は産業経済委員長報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本件は採択されました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第53号 平成24年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第54号 平成24年度柳川市水道事業会計決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。請願第14号の2 塩塚川上・中流域の流れを円滑にする施策に関する請願書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本件は建設委員長報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本件は採択されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第49号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第50号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第51号 平成24年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第56号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第57号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第13号 有明校区学童保育設置に関する請願については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本件は教育民生委員長報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本件は採択されました。

次に、決算審査特別委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第48号 平成24年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は決算審査特別委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は認定されました。

日程第3 議案第59号～議案第60号

議長（浦 博宣君）

日程3．議案第59号及び議案第60号を議題といたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（江崎尚美君）

〔朗読省略〕

議長（浦 博宣君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

12番（太田武文君）（登壇）

議案第59号 塩塚川上・中流域の流れを円滑にする施策に関する意見書について、提案理由を申し上げます。

三橋町の川辺地区、藤吉地区では、大雨や梅雨時期の長雨によって短時間で塩塚川に集中流入した場合、百町馬口樋門から逆井手堰間がダム湖のように満水状態になり、集落内に逆流して圃場や道路が冠水して農作物等への甚大な被害が出ております。

このような状況を踏まえ、逆井手堰の管理者であります柳川みやま土木組合の議長並びに組合長に対し意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願いいたします。提案理由の説明とさせていただきます。

8番（河村好浩君）（登壇）

議案第60号 塩塚川上・中流域の流れを円滑にする施策に関する意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

塩塚川は、排水河川として水利上重要な役割を果たしてきましたが、土地改良による排水水路の整備と相まって、大雨や梅雨時期の長雨によって塩塚川に集中流入し、圃場や道路が冠水し農作物には甚大な被害が出ております。これは百町防次郎樋門から三橋町給食センター北側までの間が河川未改修のため川幅が狭く、三橋庁舎前から国道443号線にかかっている橋付近で水の流れを著しく阻害しているのが原因と思われ、台風襲来等の緊急時や大雨による雨水の流れを円滑にするため、橋のかけかえを早急に着工する必要があります。

よって、塩塚川の管理者であります福岡県議会議長並びに福岡県知事に対し意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（浦 博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、2議案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午前10時34分 休憩

午前10時56分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第59号 塩塚川上・中流域の流れを円滑にする施策に関する意見書について及び議案第60号 塩塚川上・中流域の流れを円滑にする施策に関する意見書について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

22番（伊藤法博君）

59号、60号の両方に関係した議案についてであります。逆井手堰の操作に関連し、大雨、台風襲来時など緊急時において、2門あるフラップゲートを1門しか開放されないと。そのことによって、その上流域では被害が出ておるといふことですので、どうして2

門あるうちの1門しか開かれないのか、その理由があると思いますので、その理由をお尋ねしたいと思います。

12番（太田武文君）

ただいまの伊藤議員の質問ですけど、59、60ということで関連していますが、私のほうから伊藤議員の質問に答えさせていただきます。

塩塚川が現在河川改修中であり、現在完了いたしていませんので、2門を開くことができないと南筑後県土整備事務所柳川支所のほうから聞いております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

はい、わかりました。

議長（浦 博宣君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第59号 塩塚川上・中流域の流れを円滑にする施策に関する意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第60号 塩塚川上・中流域の流れを円滑にする施策に関する意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第61号

議長（浦 博宣君）

日程4 議案第61号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案を朗読させます。



議会事務局長（江崎尚美君）

〔朗読省略〕

議長（浦 博宣君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

おはようございます。提案理由の前に、お礼を申し上げたいと思います。

先ほど審議の中で、平成24年度の柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について、さらに特別会計の決算の認定について御承認をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、議案の説明を申し上げたいと思います。

議案第61号 工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

本工事は、市内三橋町百町にあります柳川市立二ツ河小学校のうち、昭和41年に建設された同小学校南校舎の改築を行うものでございます。

本案は、柳川市立二ツ河小学校改築工事のうち、建築工事に係るものでありまして、去る9月10日、3社による一般競争入札を行いましたところ、消費税5%を含み454,650千円で宝栄・松田特定建設工事共同企業体、代表構成員、柳川市上宮永町413番地、株式会社宝栄工業、代表取締役古賀勝広が落札しましたので、工事請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の概要を申し上げますと、鉄筋コンクリートづくり一部3階建て、延べ面積1,549.68平方メートルの校舎を建設するほか、外構工事、仮設校舎の設置や旧校舎の解体及び西門新設工事を施工するものでありまして、完成は平成27年2月の予定でございます。

以上、説明を申し上げましたが、よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（浦 博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午前11時2分 休憩

午前11時2分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第61号 工事請負契約の締結について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第61号 工事請負契約の締結については、委員会付託及び討論を

省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第62号

議長（浦 博宣君）

日程5 議案第62号 柳川市議会議員定数条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（江崎尚美君）

〔朗読省略〕

議長（浦 博宣君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

1番（三小田一美君）（登壇）

議長のお許しをいただきましたので、提案理由の説明をいたしたいと思いますが、提案に先立ちまして手元に全国の団体の中より人口、また面積、人口の密度、また議席数などを調査いたしました資料を準備していますので、提案に先立ちまして配付したいと思います、議長の許可を求めます。

議長（浦 博宣君）

はい、お願いします。

1番（三小田一美君）続

ただいま議長から資料の配付の許可を得ましたので、職員をして配付をお願いします。

〔資料配付〕

1番（三小田一美君）続

それでは、資料の配付ができたようですので、黒く塗ってあるのが柳川でございます。

それでは、提案の理由を述べさせていただきます。

柳川市議会改革特別委員会では、合併時の精神にのっとりまして議員定数や議員の報酬の改革に取り組んできましたが、このたび定数の削減について議員の皆様の合意をいただき、現員より2名の削減の条例を提案するに至りました。

減数の根拠といたしましては、類似団体などの定数を基本にさせていただいております。人口や面積で申し上げますと、人口は6万人以上8万人未満の市で、面積が60平方キロ以上

85平方キロ未満の市は全国で14市ございます。うち、定数が24名が柳川市を含めて4市、22名が5市、21名が3市、20名が2市、平均すれば22名となります。

柳川市の財政の状況を考えますと、地方交付税が一本算定により激減することが明らかな今、行政当局にのみ行財政改革を求めるのではなく、議員もみずからを削り、行財政改革に取り組むべきと考え、特別委員会で多数の皆さんの御賛同を得て提案をさせていただきました。よろしくお願いたします。

議長（浦 博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時10分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第62号 柳川市議会議員定数条例の制定について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第62号 柳川市議会議員定数条例の制定については、23番梅崎和弘議員から反対討論の通告がっておりますので、梅崎和弘議員の発言を許します。

23番（梅崎和弘君）（登壇）

議案第62号 柳川市議会議員定数条例の制定について、私は、定数削減という市政全体にかかわる問題はもっと十分な議論が尽くされるべきではなかったかと思えます。

19日、議会改革特別委員会が開催されましたけれども、案件は議会改革についてのみでありまして、定数削減などの文言はあっておりません。その場所で福岡県内の市議会議員数、議会費、政務調査費、議員の報酬費の一覧表が配付されました。その後、委員長より各議員に定数減についての意見が求められました。その後、委員長からは、議員数を2名削減し、本日採決をしたいとの提案がありました。定数削減について反対ではないけれども、今言うて今採決するのは唐突過ぎるのではないかと、いろいろ議論するための時間が必要ではないかという意見が過半数を超えました。

これに対し委員長は、委員長と議員辞任書を提出されましたけれども、その後、復職をされております。その後の審議過程で2度目の辞表提出がされましたけれども、このときも復職をされました。このように特別委員会として十分な議論がなされたとは思われません。

では、議員の定数はどうあるべきでしょうか。ほかの市との比較を最大の根拠にして、議員が多い、だから減らすべきだという考えで議論をするのではなく、議会の役割を果たすた

めの観点で定数について考えるべきではないでしょうか。市民の皆さんの中に議員の定数を減らすべきだという声があることは十分承知しております。

2006年に日本世論調査会が全国規模で行った地方自治に関する調査の中で、議員、議会への不満の理由が大きく掲示をされております。多いもの順で、議会活動が十分に伝わらない、行政のチェック機能を果たしていない、議員のモラルが低い、議会内での取引を優先して審議が不透明、議会の政策能力が低い、こういうことが挙げられております。いわゆる議会に対する不満、不信を取り除き、市民の信頼を高めるためには議員が日夜研さんし、市民の負託に十分応える議会活動の前進と市民の代表としての議会の審議能力、立法能力を充実させていくことが大事だと思っております。市民の声を議会に反映させることが議会制民主主義の根幹です。二元代表制のもとで行政を監視するという市議会の役割を十分に果たすためには現在の定数は維持すべきであると思っております。

1市2町合併当初は議員数は53名、それから30名、前は24名になり、今回22名、2名の削減の提案であります。これでは市民の皆さんの身近で頼りになる議員がだんだん少なくなっていくのではないかと、このように思います。市政に対する要望、相談活動、市民の声を聞き解決に努力する活動や市政研究などさまざまな活動が求められ、その役割は今後一層重要になってくる。そうした中で定数削減により議会の役割を弱めてはならないと思っております。

以上、今回の柳川市議会議員定数条例について反対をいたします。よろしく申し上げます。

議長（浦 博宣君）

次に、8番河村好浩議員から賛成討論の通告がっておりますので、河村議員の発言を許します。

8番（河村好浩君）（登壇）

新会派、柳誠クラブの河村です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、賛成の立場で討論をさせていただきます。

柳川市議会の議員定数は、地方自治法第91条により30と定めていますが、御存じのとおり、合併後、市条例によって24に削減した経緯があります。柳川市民の皆さんの行政に対する要望は多様化、複雑化しており、議会の責務として広範囲な意見を行政に反映させる必要があり、議員の資質の向上が求められています。

それと同時に、議員定数の削減が求められるのは、市民意識として1次産業の経営困難、中小零細企業の給与水準の低さや人口減少等による財政状況の厳しさから、先の見えない不安の声が強く、市民の議会への不信感があることと、さらには近隣議会の定数との均衡を図るべきだとする考え方が大きいと思われれます。

しかし、定数削減のデメリットもあります。地域の少数意見の排除や執行機関に対する監視機能の低下を初め、定数削減により具体的な委員会審議が損なわれる心配がされるからであります。また、一部事務組合議会の定数確保が厳しい事態となり、広域行政にとっても重

要な組合議会在形骸化する危険性もあります。

こうしたさまざまな課題がある中、子どもがそれを乗り越えて定数削減案に賛成する理由は、少数精鋭の議会によって審議の迅速化や活性化を図り、執行部提案ばかりでなく立法機関として議員提案を積極的に進めていくことが市民のための議会を目指すことだと思うからであります。我々柳誠クラブは、この機会に議員提案を積極的に進めていくことをお約束します。

ただ、今回の提案の経緯について残念なのは、議会改革特別委員会設置後3年間、一度も具体的な数値提案もなかったにもかかわらず、今回、唐突に定数22に削減するという委員長提案がありました。これに対して、我々柳誠クラブからは定数20の提案をし、先ほどありました議員のほうからは24の提案、または1年後は24で、5年後に20という提案もありました。しかし、これについて十分な議論を求めましたが、委員長主導で定数22ありきで終了したのが残念でなりません。今後は、12月議会までに何を決めるのか、3月議会までには何を決めるかなどの具体的な目標設定をしなければなりません。今後のことは何も決めずにこのまま1年が過ぎるのではないかと大いに危惧をするところでございます。

三小田委員長には、今後の委員会運営の誠意ある取り組みをはっきりと約束いただくことを求めまして、私の賛成討論といたします。

議長（浦 博宣君）

次に、反対討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

ほかに討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

これにて討論を終結します。

それでは、本案について採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成25年第4回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 浦 博 宣

柳川市議会議員 梅崎 昭 彦

柳川市議会議員 田 中 雅 美